

衆議院 第四百十三回国会

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会議録 第二号

平成十年八月三十一日(月曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 大原 一三君

理事 赤城 徳彦君

理事 杉山 憲夫君

理事 小杉 忠正君

理事 宮地 正介君

理事 今村 雅弘君

大石 秀政君

木村 隆秀君

小坂 憲次君

実川 幸夫君

中谷 元君

平沢 勝榮君

八代 英太君

山本 公一君

渡辺 博道君

木幡 弘道君

永井 英慈君

細川 律夫君

長内 順一君

一川 保夫君

二見 伸明君

平賀 高成君

中田 宏君

出席國務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

農林水産大臣 中川 昭一君

運輸大臣 川崎 二郎君

出席政府委員

国土庁防災局長 林 桂一君

大蔵省主計局次 寺澤 辰磨君

理事 衛藤 晨一君

理事 牧野 隆守君

理事 佐藤 敬夫君

理事 江崎 鐵磨君

江渡 聡徳君

岡部 英男君

久野統一郎君

阪上 善秀君

下村 博文君

萩山 教蔵君

御法川英文君

山口 泰明君

渡辺 具能君

北脇 保之君

今田 保典君

鉢呂 吉雄君

赤羽 一嘉君

木村 太郎君

西川太一郎君

小林よし子君

秋葉 忠利君

委員外の出席者

衆議院調査局日

本国有鉄道清算

事業団の債務処

理及び国有林野

事業の改革等に

関する特別調査

室長

長尾 正和君

委員の異動

八月三十一日

辞任

河井 克行君

中谷 元君

藤井 孝男君

細田 博之君

西川太一郎君

同日

辞任

今村 雅弘君

小坂 憲次君

御法川英文君

山口 泰明君

二見 伸明君

同日

辞任

平沢 勝榮君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

大蔵省理財局長 中川 雅治君

厚生省社会・援 炭谷 茂君

護局長 矢野 朝水君

厚生省年金局長 高木 賢君

農林水産大臣官 山本 徹君

房長 小幡 政人君

林野庁長官 龍川 雄壯君

運輸省鉄道局長 松井 浩君

気象庁長官 浩君

郵政省貯金局長

同日

辞任

八代 英太君

河井 克行君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

八代 英太君

同日

補欠選任

同日

辞任

八代 英太君

河井 克行君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

同日

辞任

八代 英太君

河井 克行君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

同日

辞任

八代 英太君

河井 克行君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

同日

辞任

八代 英太君

河井 克行君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

同日

辞任

八代 英太君

河井 克行君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

同日

辞任

八代 英太君

河井 克行君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

藤井 孝男君

中谷 元君

細田 博之君

平沢 勝榮君

西川太一郎君

同日

補欠選任

同日

辞任

特別委員会の総括質疑ということで、自民党を代表いたしました質問をさせていただきますと思います。

冒頭に、今回の豪雨災害で被災された方々、お亡くなりになりました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、哀悼の意を表したいと思います。

この豪雨災害は、東北、北関東を初めとする各地に大きな被害をもたらしています。総理も、既に土曜日に状況の視察に行かれるなど、その対策に御尽力されているところでございますが、ここで、今回の豪雨災害に対して政府としてどのように取り組んでいくつもりなのか、総理大臣に伺いをいたします。

○小淵内閣総理大臣 初めに、今回の豪雨災害により不幸にして亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の誠をささげますと同時に、御遺族に対しても、心から哀悼の意を表したいと思います。また、被災された多くの方々に對しまして、心からお見舞い申し上げます。

お話を伺うに、私、土曜日に、福島並びに栃木の被災地をつぶさに視察をさせていただきました。被害の状況を自分の目で確かめてまいりましたと同時に、被災された方々にも直接お見舞いの意を申し上げさせていただきます。

今回の災害に對しまして、政府といたしましては、災害発生直後より、現地からの被害情報の収集を行うため、体制の整備を図るとともに、自衛隊、広域緊急援助隊の派遣、近隣県からの消防防災ヘリ応援出動、これも近隣の茨城あるいはまた群馬からもヘリが参りまして、この水流、濁流にのまれておられた、そして、家の屋根等で救助を待たれた方々を適宜救助するというようなことができました。この点は、この防災ヘリその他大変活躍されておられました。人命救助、行方不明等の捜索・救助活動も適切に行われておりました。ただ、残念ながら、既に水流にのまれた方々が行方不明になられておりまして、この点はまことに残念だと思っております。こうした水防活動等、

国、地方公共団体を挙げて応急対策を実施しておるところでございます。

また、五県十市町村に對しまして災害救助法を適用し、避難所の設置、食料品の提供など応急の救助を実施するなど、被災された方々に對する応急対応を総力を挙げて行っておるところでございます。

さらに、今後、台風四号の動きに伴いまして各地で豪雨が予想されることから、引き続き、地方公共団体、関係行政機関等の密接な連携を保ちながら、被災箇所への応急復旧を行うなど、万全の警戒体制をとってまいっている考えであります。本日、中央防災会議を開きまして、この点につきまして徹底を図ってまいりたいと思っております。

また、現地を視察した結果、河川、道路、福祉施設等各種公共施設、あるいは農地、農業用施設等に大きな被害が発生をいたしておることを実感いたしておりまして、今後とも、被害状況の早期把握、被災地の一日も早い復旧に全力を尽くしてまいる所存でございます。

さらに、激甚災害の指定等の御要請もありませんが、現在、被害の状況、あるいは被害を受けた自治体の財政状況、被災地の農業所得の状況等に照らしまして最終的に判断することになります。最近の前線による豪雨が各地に大きな災害をもたらしておりますことを考慮いたしまして、早急に検討してまいりたい、このように考えております。

○衛藤（愚）委員 政府と一体となった取り組みをぜひともお願い申し上げます。

ところで、豪雨災害では、鉄道を中心として交通関係にも大きな被害をもたらしているところがございますが、これからの気象の動向や災害復旧など、運輸省の果たすべき役割は大変大きなものがあるというように考えております。ここで、豪雨災害による交通機関の被災状況、今後の気象状況の見通し、さらに、今後、運輸省として災害復旧にどのように取り組んでいくのか、運輸大臣にお伺いをいたします。

○川崎（國務）大臣 今日、豪雨で亡くなられた方々からお悔やみを申し上げますとともに、負傷された方々、また、今日困難な状態に置かれておる方々に心からお見舞いを申し上げます。

お尋ねでございますが、まず鉄道の被害でございますけれども、朝現在で、JRが二十五線二十七カ所、その他民鉄五線におきまして、今鉄道がとまっております状況でございます。そのうち、JRにおきましては七カ所、これは崩壊とか土砂の流入等でストップになっております。それから、北海道におきまして民鉄が一カ所、同様な状況にあるところがございます。その中でも、特にJR東日本、東北本線及び上越線で規模の大きな崩壊、土砂流入が発生しており、復旧に約一カ月かかる、こういうふうに見えております。運輸省としても、地域の皆様方の早期復旧への期待を十分承知しており、可能な限り早期開通するよう、特にJR東日本を指導してまいりたい、このように思っております。

気象の状況でございますけれども、台風が少し東へ向きを変えておりますけれども、日本付近で前線の停滞と台風四号の北上に伴い、大雨の降りやすい状況はあすまで続くと考えております。これまでの記録的な大雨により、河川の水位が高くなっておりますとともに、地盤が水分を多く含んでいるため、今後はわずかな雨量でも河川のはんらんや土砂災害が発生する危険が非常に高い、このような状況にございます。

報道機関を通じて、気象庁といたしましては、また運輸省といたしましては、厳重な警戒を呼びかけてまいりたいと考えております。

○衛藤（愚）委員 被災地の方々が一刻も早く立ち直ることができまうように、真剣な取り組みをぜひともお願い申し上げます。

以上で豪雨災害につきまして終わりたいと思っております。それでは、清算事業団の債務処理について質問をさせていただきます。

経営破綻に陥っていった国鉄を分割・民営化いたしました鉄道事業の再生を図ることを目的といたしました国鉄改革は、我が自由民主党によりまして断行されて、はや十二年が経過いたしました。これによりましてJR七社が誕生し、昔の国鉄時代と比較いたしますと、サービス面の改善あるいは赤字体質からの脱却、円滑な労働関係の構築など、国鉄改革の成果は目を見はるものがございます。

しかし一方で、JR七社の中でも、経営が順調な本州三社と、脆弱な経営基盤の中で厳しい経営を強いられたいJR北海道、四国、九州のいわゆる三島会社とJR貨物との経営格差の問題や、まさに今、本特別委員会が審議しようとしたしております清算事業団の債務問題といったわば影の部分に非常に大きな問題になっているところでもあります。

私も運輸政務次官を経験させていただきましたが、中でもこの二つ、二十八兆に達する清算事業団の債務処理、そしてまた、そういう中から浮き彫りになってきた経営格差の問題、ある意味では恣意的とも言えるようなぐらゐ大きくなっていると思うのでありますが、そういう問題につきましまして、大変大きな問題でもございます。私どももいたしまして、このまま放置することは絶対に許されないというぐらゐに考えております。そういう意味では、与党も野党もないのではないかとこの認識をいたしております。

ここで、まず、国鉄改革に対する評価につきまして、総理大臣及び運輸大臣にお伺いをいたします。

○小淵内閣総理大臣 昭和六十二年四月に実施をされました国鉄改革につきましては、これまでのところ、JR全体として、鉄道輸送サービスの向上が図られますとともに、収支状況も改善しております。我が国の鉄道事業の再生という観点から、おおむね順調であると考えております。しかし一方で、今お話しのように、国鉄清算事業団に残された膨大な債務の本格的処理につきま

して早急に実施をしなければならぬことなど、国鉄改革の総仕上げのための解決すべき重要な課題が残されていると認識をいたしております。でありますゆえに、今回この法律をお願いいたしておるゆえんのものも、そうした状況に對して何としても解決をしなければならぬ、こういう趣旨でございますので、御理解いただきたいと思います。

○川崎國務大臣　まず、国鉄改革の基本理念でございますけれども、国鉄事業の破綻の原因、衛藤委員の御指摘のとおり、公社制度による全国一元的な経営、ここに於いて、効率的で地域の実情に即し、かつ責任ある経営を実施してまいらう、これによつて交通事業の再生を図らうとするものであります。また同時に、国鉄が当時抱えておりました膨大な債務、これをどう適切に処理をしていくか、これが二本柱であつたと思つております。

その中で、今総理からも御答弁のとおり、本州三社につきましては、大変生産性も高く、サービスの向上が図られておるところでございます。ただ一方で、JR北海道、四国、九州及び貨物、この四社につきましては、なかなか経営状況が厳しい、また、完全民営化への道筋というものが現在明確になつておらぬということは事実でございます。

運輸省として、この四社に対する経営に対する援助、こういうものをどう考えていくか、大きな課題であると思つております。同時に、今御審議をいたしております国鉄清算事業団債務の本格的処理、これをこの国会、何とか皆さん方の御協力を得たい、このように考えております。

○衛藤(農)委員　御答弁のように、やはり国鉄改革の実施は我が国の行政改革の観点からも、鉄道事業再生という観点からも大変な偉業であり、引き続きこれを遂行していく点においては、自民党は責任与党としてその責任を、責務を果たしていかなければいけないというように考えております。

す。ここで、清算事業団の債務問題に焦点を当てて質問させていただきたいと思ひます。

国鉄改革によりまして総額三十七兆一千億円の債務を処理することとなりましたが、そのうちJRが十一兆六千億、実質的には新幹線のリース料を入れたまゝ十四・五兆、十四兆五千億の債務を負担することとなりました。残る二十五兆五千億は清算事業団が負担することとなりました。

ここで、昭和六十二年の国鉄改革時において、この清算事業団の二十五兆五千億円の債務をどのように処理しようとしていたのか、運輸大臣にお尋ねいたします。

○川崎國務大臣　国鉄改革によつて清算事業団に残された債務につきましては、昭和六十三年の一月二十六日の閣議決定におきまして、土地処分収入等の自主財源を充ててもなお残る債務等については最終的には国において処理するものとするが、その本格的な処理のために必要な新たな財源、措置については、土地の処分等の見通しのおおよそつくつと考へられる段階で、歳入歳出の全般的見直しとあわせて検討、決定するとされております。この方針に基づき、資産の処分等の見通しを取り組んでまいりましたが、土地の処分等の見通しがおおよそついた今日、事業団の債務を処理するための財源、措置を決定して、その本格的な処理を今お諮りをいただいております。

○衛藤(農)委員　土地や株式といった資産は、実際に売却が行われるまで、いつ幾らで売却できるのかわからないという問題があります。まさにとらぬタヌキの皮算用という言葉がありますが、特にバブルの時期を挟んで土地の資産額は大きく減少していることを考えますと、清算事業団の債務処理スキームは、後から振り返つてみれば、まさにバブルに、結果的に見ればバブルに翻弄されたという側面があるのではないかとこのように思ひます。

結局、このような不確実な資産の売却収入に依存しながら、最終的な処理方針については資産売却が完了してから考へるということとは、ある意味では、先送りされてきたということがこの問題を大きくさせてきた要因ではないかというぐあいになると思ひます。

昭和六十二年の緊急土地対策要綱におきまして、清算事業団の土地売却を凍結いたしました。あのときに土地を売却しておけばよかったという意見もございしますが、その点についてどう考へるのか、運輸大臣にお尋ねいたします。

○川崎國務大臣　地価高騰時におきます国鉄清算事業団の一般競争入札による土地売却の凍結についてのお尋ねでございます。

債務償還、国民負担の軽減という観点からすれば、早期売却をすべきとの主張があつたことは事実でございます。逆に、急に高騰しつつある土地、これにかんがみて地価を抑制するという、当時の国家的緊急課題があつたことも同時に事実でございます。

今御指摘のように、緊急土地対策要綱に基づきまして、事業団の土地の売却は見合わせろというものが大勢になつたということとは事実でございます。当時の国会、マスコミ等においても、大勢はそのような議論の方が主体であつたと理解をいたしております。

○衛藤(農)委員　結果的には平成十年度首の清算事業団の債務は二十七兆七千億円と言われており、国鉄改革実施時の二十五兆五千億と比較しますと、減るところか、むしろ増加してしまつています。

清算事業団の債務が増加した原因をどう考へているのか。また、これに對して政府はどのような措置を講じてきたのか、運輸大臣にお尋ねいたします。

○川崎國務大臣　国鉄清算事業団の債務が増加した原因でございますけれども、一つは、先ほど言いましたように、資産処分が順調に進まなかつたことが第一でございます。これは先ほど申し上げましたように、地価高騰問題に對処するため土地の売却が政府全体として見合はせられる決定がな

されたということに基づきます。それからもう一つは、バブル経済の崩壊後、土地需要の低迷、今度は土地の値段が下がつてきたということから土地売却収入が減少したこと、これが二番目の理由でございます。

それから、株式につきましては、株式市況の低迷、そこへ阪神・淡路大震災の影響、こういうものがあつてまいりましたJR株の売却が順調に進まなかつた。このようなことでふえてまいつたと思つております。

その他、年金負担を負うことになりました。當時予想されていなかったことでありますけれども、鉄道共済の救済のため、国鉄の事業主負担の不足分として二年度から八年度まで総額七千億円の特別負担を負つたことでございます。それから、今度は共済から厚生年金への移換ということになり、九年度に七千七百億円の移換金の負担を負いました。

こういうさまざまな事情により、事業団の収入は支出を賄うものにならなかつた、結果として債務が増加してしまつた、このように考へております。

○衛藤(農)委員　債務をできるだけ減らして、最終的にその処理方針を決定しようとしていたけれども、結果的には全く逆になり、反対にその処理額が増加することになってしまいました。今回このように多額の負担を国民に処理をお願いせざるを得なくなつたことについての責任について、総理大臣から一言お願いいたしたいと思います。

○小淵内閣総理大臣　国鉄清算事業団の債務につきまして、国民に負担を求めつつその本格的な処理を実施することは、国鉄改革の総仕上げを行う上で避けて通れない課題でございます。また、将来世代へ負担を先送りする形で処理を行うことは何としても回避いたしたいかなきやならぬと考へております。御指摘をいただきましたように、事業団の債務や年金負担を処理するために国民に多額の御負担をお願いしなければならぬが、こうした事業団の債務の本格的な処理の必要性につ

いて、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

よつて来る原因につきましては先ほど運輸大臣から御答弁ございましたが、種々の理由によりましてこうした事態を招いてきておるわけでございします。その責任は痛感をいたしておりますが、これ以上この状態を延ばしていくということは、これは全く将来にわたつてその負担を先送りすることになりかねないということでございますので、ぜひこの機会に一応の処理をさせていただきたたい、このように願つておる次第でございます。

○衛藤(晟)委員 さて、現実には二十八兆円に達する債務が存在しており、この処理を早急に実施する必要がありますというように思ひます。しかしマスコミ報道では、この債務処理法の成立がおくればどうなるのかということが取り上げられてゐるやうでございます。

ここで、債務処理法案が十月一日とされている期限までに国会を通らなければどうなるのかという点につきまして、運輸大臣にお伺いいたします。

○川崎國務大臣　十月一日に清算事業団を解散いたすことになっております。本法案に基づく清算事業団の有利子債務の一般会計への継承や無利子債務の免除の実施がおくれる、こういうことになりますと、事業団は、まず第一に、民間金融機関等に対する返済、これができないことになります。それから、債券を発行しております。この債券の保有者に対する返済ができなくなります。それから、鉄道共済組合に対する年金負担の支払、共済組合から厚生年金に払うわけでありますけれども、この資金が不足してまいることになります。

ちなみに、事業団は、無利子債務の償還日であります九月二十九日以降十月末までの間に、六千五百億円の資金を必要としたしております。

○衛藤(農委員) これは、資金的に大きな問題が發生するということは海外の日本に対する評価を下げることにのみなり、ゆゆしき事態ではないかというように考えております。その意味では、清算

事業団の債務処理を早急に実施することが必要であり、もはや待ったなしの状況になっているのではないのかというぐあいに考えますが、清算事業団債務の本格的処理の早期実施に向けた決意を総理大臣及び運輸大臣から一言いただきたいと思います。

○小渕内閣総理大臣 国鉄清算事業団の資産が非常に減少しております今日、事業団に残された債務の本格的処理を実施することは極めて重要な緊要課題であることは申すまでもありません。このことを深く認識をいたしております。

このため、政府といたしましては、今年度より国鉄清算事業団債務の本格的処理の実現を図るものとし、関係法案を国会に提出させていただいておるところでございます。これらの法案に基づき施策が早急に実施できますように、重ねて御理解を賜りたいと考えております次第でございます。

○川崎國務大臣 既に總理から御答弁ございました。私どもといたしましては、皆様方から、債務の本格的な処理を決めることがおくれたものではなからうか、こういった御批判をいただいている中でございます。また、将来の世代に先送りをしてはいかぬ、そういった意味で、当委員会におきまして御審議をいただき、国鉄清算事業団債務処理法に基づく施策を一日も早く実行してまいりたいと考えております。どうぞ委員の皆さん方の御審議のほどをお願い申し上げます。

○衛藤(愚)委員 それではここで、今回政府が提案をいたしております清算事業団債務の処理スキームについて質問してまいりたいと思います。

今回の処理スキームは、平たく言えば、二十八兆円の債務を三つに分けて、国が有利子債務十五兆二千億円と無利子債務八兆三千億円の合わせて二十三兆五千億円を負担しまして、鉄道建設公団、鉄建公団が年金負担三兆五千億円とＪＲ社員分以外の厚生年金の移換金〇・四兆円の合計三兆九千億円、そしてＪＲがＪＲ社員分の厚生年金移換金の三千六百億円を負担いたしました処理を行うものであるというぐあいに理解をいたしてお

ります。

ちよとど平成八年の年金の統合化のときに私は自民党の社会部会長をしておりまして、この問題にいささか汗をかかせていただいたところでもございます。今、このＪＲ負担が大きな問題となっているわけでございますけれども、国民の側からは、年金は自分が退職してからの問題であり、また制度そのものも若干わかりにくい、マスコミも年金の問題については十分を理解をしているとは思えない節がございます。

ここで、今回の清算事業団債務の処理に際して、ＪＲ負担を求めていますけれども、その基本的な考え方について総理大臣及び運輸大臣にお伺いをいたします。

○小渕内閣総理大臣 厚生年金の移換金は国鉄改
革において予定されていない負担でございまし
て、また、その処理を行う場合には最終的にだれ
が負担することが一般国民との関係で最も合理的
であるか、その判断をすることが必要にならうか
と考えております。

J R社員分の厚生年金移換金がJ R社員の年金給付のための負担であることからすれば、J Rの負担とすることが合理的であり、こうした特定企業業の社員の福利厚生のための負担を一般国民の負担とすることは不適当であると判断させていたのだ次第でございます。

○川崎国務大臣　まず、御理解をいただきたいと思ひますのは、国鉄改革のときに、昭和六十二年でございますけれども、国鉄清算事業団に帰属し

た債務の問題、もう一つは、今御答弁にもありました、平成八年に議論がされ、平成九年にＪＲ共済を厚生年金に統合するに当たり必要になった厚生年金移換金の問題、この二つは明確に分けて御議論を賜りたいと思っております。この七千七百億円のうち、ＪＲの社員の分三千六百億円、毎年二百四十億円の御負担をＪＲにお願いしたい、このように思っております。

事業団の債務を処理するためには、今申し上げたこの二つ、一つは国鉄改革によって清算事業団

が負った債務の問題と、共済年金から厚生年金へ統合する、移換をする、この問題を処理していかねければならない。そのときに、この厚生年金の移換金の問題を一般国民の負担とするか、事業主であるＪＲの負担とするか、こうしたことが問題の本質であると考えております。

JRR社員の移換金の負担というものは、JRR社員の年金を給付するための負担でございすので、社員は、社員の特典厚生費という形でJRRに御負担を願いたい、こういうようにお願いをいたしております。現実には平成二年から平成八年まで、JRRは、社員の福利厚生のため、共済制度を支えるため、毎年二百二十億円の御負担をいただけてきたところでございす。

このように、JRRの社員のための移換金の性格や内容を考慮すれば、政府としては、こうした特定企業の社員の福利厚生のための費用を一般国民に負担をお願いする、いや事業主が負担すべきだ、こうした議論の中で、やはり事業主が負担すべきではなからうか、こんなことで今回の法案を

お願いしているところでございます。
○衛藤(晟)委員 JR共済に対しては、他の年金制度からの多額の支援を行ってきています。この点について余りよく知られていないようでございます。また、JRは、自分の責任を果たしているというぐあいに主張しているようでございますが、年金について支援を受けているのがわかっていのかどうか、大変疑問に私は考えています。

そこで、鉄道共済に対する厚生年金を初めとする他の制度からの支援措置について、運輸大臣にお伺いいたします。

○川崎國務大臣 先ほど御質問にありましたように、衛藤委員がお取りまとめの一人になられまして、のでよく御存じのことでございますけれども、J R 共済の時代につきましては、その職員の年金金給付を支えるために、厚生年金、国家公務員共済組合、N T T 共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済、農林漁業団体職員共済等の年金制度

から、平成八年度までに九千三百億円の御支援を
いただいているところでございます。

それから、厚生年金へ移換になりました。これ
から受けます支援は、今後とも約四十年間にわた
りまして、毎年一千五百億円、総額六兆円に及ぶ
支援をいただく予定になっております。

○衛藤(蔵)委員 民間サラリーマンや公務員の
方が、自分の年金のために保険料を納めている
と思つていたら、これが国鉄やJRの社員の年金
にも回っているという現実でございませう。そのこ
とを知らばどう思うだろうか。それにもかかわら
ず、厚生年金移換金の自分の社員の分をさらに国
民の税金で負担すべきだというJRや一部のの方々
の主張に對して、おかしいというぐあいに普
通であれば思うのでありますが、私は大変
不思議なことだということに思つております。

ここで、この問題について、正確な情報や事実
に基づかない報道や論議がなされておりますので、
確認をしたいと思います。

国鉄改革でJRは国鉄から離れて民営化され
たのでありますが、JRの負担は昭和六十二年の国
鉄改革のときに決着済みではないのかという意見
がありますが、これに対する説明を運輸大臣から
お願いいたします。

○川崎国務大臣 昭和六十二年の国鉄改革によつ
てJRが発足いたしました。当時の三十七兆一千
億円の国鉄の債務、JRと国鉄清算事業団で分担
をいたしております。今申し上げましたとおり、
平成九年にJR共済を厚生年金に統合するという
ことに当たつて出てまいりました費用とは全く別
物であり、改めて申し上げれば、昭和六十二年の
国鉄改革では全く予定されていなかった費用が新
たに生じた、このように考えております。した
がつて、厚生年金移換金の問題は、国鉄改革で決
着済み、もしくはそのときに議題に上がった課題
とは考えておりません。

○衛藤(蔵)委員 この厚生年金移換金は、JR共
済を厚生年金に統合することを内容とするいわゆ
る平成八年の年金統合法によりまして決まったも

のでございますが、そのときに、清算事業団とJ
Rで負担を決定いたしました。平成八年の年金統
合法によりまして清算事業団の負担分は国の負担
としたのではないかとという意見がございませう。
この点について運輸大臣から説明をいただきたい
と思ひます。

○川崎国務大臣 平成八年の年金統合法について
お尋ねでございます。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の中に
おきましては、この厚生年金移換金は国鉄清算事
業団の負担とすると定められており、これを国が
負担するとは定められておりません。

○衛藤(蔵)委員 また、平成八年三月八日の閣議
決定で、清算事業団の厚生年金移換金負担は国に
おいて処理するということぐあいにされております
が、これをもつて国の負担となつておるのではな
いかという意見がございませうが、これについて運
輸大臣から説明をお願いいたします。

○川崎国務大臣 国鉄清算事業団の債務につきま
しては、昭和六十三年一月二十六日、たびたび申
し上げますけれども、閣議決定に基づいて、最終
的には国において処理するものとするが、その本
格的処理に必要な財源や措置は、土地の処分等の
見通しのおおよそとつくと考えられる段階で検討
決定するとの方針がとられてまいりました。

御指摘の平成八年三月八日の閣議決定は、事業
団が負つた厚生年金移換金についても、こうした
従来の方針に基づいて、他の債務と同様、その処
理のために必要な財源や措置は、土地の処分等の
見通しのおおよそとつくと考えられる段階で検討
決定することとしたものでございませう。

そういう意味で、先ほど申し上げましたよう
に、昭和六十二年の国鉄改革、そして今日の厚生
年金への移換金、この問題はあわせて今御審議を
いただいております。特に、清算事業団が負担する
こととなつたものについてこの移換金をだれが負
担するか、今日、今御議論をいただいております。
また、「国において処理する」という文言でこ

ざいます。この文言は、国において事業団債務の
本格的処理を実施するというものでありまして、
債務の中身にかかわらず処理に必要な財源をすべ
て国が、すなわち一般国民が負担をするというこ
とを決定したのではないと理解をいたしており
ます。

国が事業団の債務を処理する場合には、当然な
がら、個々の債務の内容、先ほど申し上げており
ます。性格や内容に応じて、これを一般国民の負
担とすることが適当かどうか、これを御判断いた
だきたい、このように思つております。

○衛藤(蔵)委員 また、JRの主張や一部の人の
意見では、国鉄とJRは昭和六十二年で明確に分
かれたのだから、それ以前の問題は一切関係ない
んだという議論がなされております。

年金統合法では、清算事業団とJRの負担を昭
和六十二年を境にした期間案分により算出して
いるのではないかと議論が出てくると思ひます
が、JRは国鉄改革で国鉄とは別の法人格となつ
た、清算事業団の負担となつた国鉄期間分の移換
金負担を負う理由はないのではないかとこの意見
がありますが、これについて運輸大臣から御説明
をお願いいたします。

○川崎国務大臣 国鉄改革で国鉄とJRは切斷さ
れたのではなく、まさにお説のとおり、鉄
道の経営形態や労働関係につきましましては、また別
個のJRというものが生まれたというように判断
しております。

しかしその中で、一方で、共済年金という職員
の福利厚生の問題につきましましては、職員の利益を
守るために共済制度を継続する、現役が過去の国
鉄期間分の年金を支えることが国鉄改革の明確な
方針であると思つております。既に、退職手当に
つきましても、JRが国鉄期間分を含めて自分の
社員の分を負担することが国鉄改革の方針として
決められていてところでございませう。

したがつて、JR発足後も、国鉄期間分を含め
た年金の支払いのため、JR社員が保険料を、J
Rが事業主負担をしていただいております。ま

た、国鉄期間分を含めた年金の支払いに充てるた
め、先ほど申し上げましたように、JRは平成
二年から平成八年度まで任意に二百二十億円の負担
をいただいているところでございませう。

○衛藤(蔵)委員 一部の報道では、JRの負担は
グローバルスタンダードに反するのではないかと
いう主張もあります。JRの共済を含めた年金の
問題は、国民でもわかりにくい、海外ではもつ
とわかりにくいのではないのかと思ひます。民営
化したJRにこのような負担を追加的にさせるこ
とは国際社会に通用しない措置ではないのかとい
う意見がございませうが、それについて運輸大臣の
説明をお願いいたします。

○川崎国務大臣 先ほどお話し申し上げましたよ
うに、経営形態は明らかに変化をし、国鉄とJR
は切れたと思つております。しかしながら、この
年金の問題については継続して、まさに社員の福
利厚生でありますから、しっかりといたさな
ならぬ、こういう理解のもとに進めてまいりま
した。

今、外国で考えになつてゐるのは、ひよつと
したら、昭和六十二年に決定された債務負担をま
た新たにJRに負担をさせるような考え方があ
るのではないかと、多分間違つた御理解ではな
かろうかと思つております。

JRに御負担いただきますのは、たびたび申し
上げておりますとおり、共済年金から厚生年金に
移換をする、自分の社員の福利厚生のための費用
負担をJR社員のみに限つてお願いをしたいとい
うことでありますので、合理的な負担だと考えて
おります。逆に、一般国民の負担に福利厚生を費
用するということになれば、少しおかしな感
じになるのではないかと、このように思つてお
ります。

○衛藤(蔵)委員 JRがこれまでこの負担に反對
する理由として、一度この負担を受け入れると、
将来、同じようなことを言われて、次から次へと
負担を求められるのではないのか、そういうこと
を懸念しているということがあるのではないかと

いうぐあいに思われます。時々そういう御発言もあるようですが、ここで、そのような不安に対して、総理に確認をしておきたいというふうに思います。

清算事業団債務の処理の中で、JR負担は今回の措置で終わりで、今後これ以上の負担をJRに求めることはないというぐあいに理解しているのか、総理にお願いを申し上げます。

○小淵内閣総理大臣 国鉄清算事業団の債務、また年金負担のうち今回JR負担としないものにつきましては、今回、その最終的な負担者を国及び鉄道建設公団と決定し、JRの負担とはしないことを明確に決定するものであることから、御指摘のとおり、政府といたしましては、将来JRにその一部を負担させることはあつてはならないと考えております。

○衛藤(愚)委員 さて、JRと一言で言っても、経営が順調で文句のつけようのない本州三社と、経営が大変厳しいJR北海道、四国、九州、さらにはJR貨物という四社とはっきり明暗が分かれてしまっています。今回の負担は、本州三社のみならず、苦しい経営をしている四社にもかかわってくるというぐあいに聞いております。

ここで、今回の厚生年金移換金の負担が四社の経営に支障を与えるのではないかと意見がありますが、運輸大臣にお尋ねいたします。

○川崎国務大臣 まず第一に、四社の経営状況はまだまだ厳しい、したがって、民営化のはっきりした道筋がついていない、このことは先ほど申し上げたところでございます。

また一方で、共済年金から厚生年金への移換問題、これは社員の福利厚生の問題でありますので、経営状況が悪いから受けられないとか受けられないとか、こういう問題ではないかと思っております。一つの筋論として御理解をいただきたい。しかし、その中におきまして、JR四社、本州を除く四社の経営につきましては、運輸省として何ができるか十分考えてまいらなければならぬ、このように思っております。

○衛藤(愚)委員 確かに、経営状況とは関係なく負担をしなければならないということとはよく理解いたします。しかし、本州三社は、ある意味では、通常一生懸命やれば必ず利益が出るんだというふうな形で分割をしてきたというぐあいに思っています。それとは違う経営基盤が脆弱な四社にとりまして、今回の厚生年金の移換金負担が悪影響を及ぼすのではないかとということについて心配をいたしております。この負担で四社の経営が成り立たなくなるということになりますと、また本末転倒になってしまいます。

ここで、経営が厳しいと言われております四社に對しまして今後どのような支援を行っていくのか、運輸大臣にお伺いをいたします。

○川崎国務大臣 御指摘の問題でございますけれども、今までも助成制度や税制措置をお願いしてまいったところでございます。今後一層、JR四社の株式がやはり上場できるようにしていかなきゃならぬ、その見地からいいますと、鉄道建設公団からの無利子貸付制度を創設することによって収益力の強化を図っていきなさいと思っております。

具体的に申し上げますと、平成十年度におきまして、新規税制措置として約七億円、日本鉄道建設公団による一千億程度の無利子資金の貸し付け、それから、平成十一年度におきまして新規の税制措置をお願いしてまいりたいと思っております。それから、十一年度要求の結果として、今後の金利動向等を見据えながら、場合によっては鉄道公団からの無利子貸し付けを追加してまいりたい、このように思っております。

○衛藤(愚)委員 今年度から鉄道公団によりまして無利子貸し付けを行うということでございまして、十年度には一千億円程度というぐあいでございました。しかしながら、私は、この程度の貸し付けでは十分ではないのかというぐあいに思っています。さらに十一年度にも無利子貸し付けを拡大いたしまして、四社の経営に支障を来すことがないように万全を期すべきであるというぐあいに

に考えますが、運輸大臣にお尋ねいたします。

○川崎国務大臣 御指摘の御意見、十分取り入れて考えていきたいと思っております。

○衛藤(愚)委員 ぜひ四社につきましてはよろしくお願いいたします。

それでは、債務処理の方策の策定の経過につきまして、ちよつとお尋ねをいたしたいと思います。

自民党は、国鉄長期債務問題特別委員会が平成八年の十一月から設置されまして、精力的な検討が行われました。その後、昨年の十月から政府・与党から成る財政構造改革会議で検討がなされ、最終的には、平成九年十二月十七日に同会議の決定といたしまして国鉄長期債務の処理策が定められたところであります。

債務処理を行うためには、財源をどうするかというのを考えることが不可欠でありまして、とありあえず赤字国債を発行して後で考えようというのでは、余りにも節操がないというぐあいに思っています。現在の政府案に対してはさまざまな批判がされてるところでございますが、結論だけ見れば、もつとほかの案がないのだろうかという疑問も出てくるのは当然であろうかと思えます。自民党の特別委員会の中間報告でも、財投資金の繰り上げ償還、無利子国債の発行、JRの負担等いろいろ案が挙げられていました。

ここで、幾つかの財源案について、どういう検討がなされ、どのような理由でだめになったのかというところについてお伺いをしたいと思います。相続税の減免といった恩典をつけた無利子国債の発行という案が出たことがございますが、これについてはどうなったのか、運輸大臣にお尋ねいたします。

○川崎国務大臣 今御指摘のように、無利子国債の発行、例えばJR乗車の割引等の特典をつけた国債を発行したらどうだ、こういう御意見もございました。また、交通利用者の負担というところで処理をしたらどうだ、道路財源等を活用したらどうだ、こういう御意見があったところでございまして、

税制上の特典をつけた無利子国債につきましては、利子負担の軽減以上の税収減によりかえって国の財政収支が悪化するのではなからうか、無利子国債を購入できる一部の資産家だけが利益を受け、課税の公平という観点からどうであろうか、こんなことが出てきたところでございます。

また、JR乗車の割引等の特典をつけた無利子国債についても、特典のための民間企業の負担の義務づけに問題があるということから、この問題については今日的な利用は無理であろう、こういう結論に至ったと承知しております。

○衛藤(愚)委員 今大臣のお話にもありました、交通利用者全体の負担についての議論はどうなったのか、お尋ねをいたします。

○川崎国務大臣 御指摘いただいた財政構造改革会議企画委員会、その検討グループの中で、新たな国民負担について鉄道利用税、総合交通税の創設について検討が行われたことは事実でございます。

鉄道利用税については、現在の鉄道利用者、特に国鉄と無関係の民間鉄道利用者、国鉄長期債務をかけるということになってまいりますので、これについては是否定論の方が多かったと承知しております。

また、総合交通税についても、最終的に国民に税負担を求めざるを得ない場合にあつても、国民に受け入れやすい負担として、国民生活上必ずしも強制感を伴わないものとする必要があるという意見が多数を占めました。やはり交通利用者の負担という問題については無理だという結論になったと承知しております。

○衛藤(愚)委員 それでは、いわゆるガソリン税を初めとする道路特定財源の活用についてはどういう議論になったのか、お尋ねいたします。

○川崎国務大臣 これは運輸大臣の答弁かどうか分かりませんが、道路を直していく、そしてそれは車を利用される方の利便に供することに、そこから上がる税収によって道路をきちっと整備していく、こういう基本的な受益者負担

というものが明確になっておる制度でありますので、その財源をこへ持つてきて処理をするというのはいや無理であろうという結論になったと思っております。

○衛藤(愚)委員 清算事業団職員の再就職対策についてお尋ねしたいと思います。

今回の処理スキームでは、債務償還の役目を終了する清算事業団を解散するという事になっていきます。土地や株式といった資産処分業務は鉄建公団が行っていくことになると思いますが、清算事業団には千人を超える職員の方々が勤務されているというぐあいに聞いております。この方々に対して再就職のお世話をしていくという事になると思いますが、大変な苦労をされているこれらの方々の再就職対策の状況と今後の見通しにつきまして、運輸大臣にお伺いしたいと思っております。

○川崎国務大臣 今日御提案をしております法律が成立しますれば、清算事業団が解散をいたすこととなります。当然、その再就職対策に万全を期していかなければならない。平成八年十二月の閣議決定を受け、運輸省内にプロジェクトチームを設置いたしました。平成八年度首の事業団のプロパーの職員は千八百七十二名でございました。JR各社、各官庁、また特殊法人等から採用の申し出をいただきました。既に五百名以上が就職をいたしました。現在千七百七名に減少をいたしてきております。

残りのことにつきましても、同じような形で、運輸省を中心としながら話し合いの中で採用をお願いしたい、万全を期してまいりたいと考えております。

○衛藤(愚)委員 まだまだこれだけの人数の再就職対策を行っていくのは大変なことであると思っております。

清算事業団の職員の方々は、国鉄改革に協力いたしましたし、債務の償還という、ある意味では大変つらいというか、そういう業務に一生懸命邁進されてこれだ方々であります。このような清算

事業団の職員が路頭に迷うことのないようにやらなければいけないというぐあいに思っております。政府においてはぜひとも、内閣、各省庁の総力を挙げてそのための対策を実施していただきたいというぐあいに思っています。

また、この問題につきましてJRも最大限に協力すべきではないのかというぐあいに思っています。一部に、JR負担問題に関連させれば、職員の再就職問題を人質にされては困るというような意見もあると思いますが、そんなことはないかと私も思いますけれども、そういうことのないようにちゃんとやっていただきたいというぐあいに思っています。

最後に、総理大臣と運輸大臣から、清算事業団の職員に対します再就職対策について、決意をお伺いさせていただきますかと思っております。

○小淵内閣総理大臣 現状は運輸大臣から先ほど御報告がございましたが、現在の国鉄清算事業団の職員は、資産処分による国鉄長期債務の処理等を行うため事業団に残りまして、十年以上にわたります土地売却等の業務に努力してきた職員でございまして、事業団の解散に当たりましては、職員の雇用安定確保が何よりも重要と認識をいたしております。

事業団の職員の再就職対策につきましては、平成八年十二月の閣議決定に基づき、既に、各省庁等による職員の受け入れ、地方公共団体、JR等に対する採用の要請等の対策を実施いたしておるところでございますが、今後とも関係各方面の協力を得ながら、雇用の確保には万全を期してまいりたい、このように考えております。

○川崎国務大臣 衛藤委員御指摘のとおり、清算事業団の職員は、資産、株式の売却のために大変な苦勞をされてきた職員でございます。ある意味ではその評価は高いと理解をいたしております。

既に五百名以上が再就職を決定したと申し上げましたとおり、御懸念もあるようでございますけれども、JR各社も積極的に協力をしていただけのもので思っておりますし、運輸省としても、政府

を挙げて万全を期してまいりたい、このように思っております。

○衛藤(愚)委員 それでは質問をこれで終わりたいと思いますが、もうこれ以上、この問題の解決は先送りには許されません。勇気を持って、総理以下全員、これは頑張ってくださいたいと思っております。どうぞよろしく願います。

○大原委員長 細川律夫君。

○細川委員 民主党の細川でございます。まず、清算事業団債務処理の問題についてお尋ねをいたします。

国鉄の改革から既に十年以上経過をいたしております。今では、民営化されましたJR各社は、当初の予想を上回る実績を出しているところでございます。JR各社は、十四兆五千億を超える債務を負い、これを着実に返済しておりますけれども、まだ十二兆円余りが残っているところでございます。この数字は、JR各社の経営努力のたまものでありますけれども、同時に、なお大きな負担を強いられるという事を端的にあらわしているものだというふうに思います。

一方、清算事業団の方の債務は、平成十年の初めで二十七兆八千億円の債務になっております。国民一人当たり二十二万円を超える大変大きな額になってしまいました。この膨れ上がった原因は一体どこにあるのか。私は、時々政府がこの長期債務問題を先にと先延ばしをしてきた結果である、このように考えるところでございます。

私は、この点につきまして、本会議の場でも、これは国民に対して、内閣として、政府として謝罪をすべきではないかということを主張したわけでありまして、今この委員会が開催をされました。まずお聞きをいたしますけれども、総理は、この国鉄改革の意義というものをどのようにお考えだったのか、そして、これほどまでに長期債務が膨大になってきた、その政府の責任について、総理から明らかにしていただきたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 先ほども衛藤委員にお答えを申し上げましたが、この国鉄改革、これは昭和

六十二年の四月に実施をされてから、JR全体をいたしましては、鉄道輸送サービスの向上等が図られましたし、国民といえますか利用者にとりまして、大変サービスその他向上をされておられるという評価があるのだと思えます。そういった意味で、それぞれの会社の中で、既に多くの利益を上げておられる会社もありますが、この収支状況もそうした点で改善をされております。我が国の鉄道事業の再生という観点からは、おおむね順調という評価ができるのではないかと、いうふうに思っております。

しかし、御指摘のように、一方で、国鉄清算事業団に残された膨大な債務の本格的処理につきまして今日の時点を迎えざるを得なかったということでございます。これをぜひなす遂げることによりまして、国鉄改革の総仕上げということとして、解決すべき課題が残されておると認識をいたしております。

そこで、事業団の債務の処理につきましては、昭和六十三年の閣議決定に基づきまして、まずは資産の処分に全力を挙げてきたところでございます。しかし、地価高騰問題に対処するための土地売却の見合わせや株式市況の低迷などから、土地、株式の処分が大変残念ながら思いどおりに進まなかった一方で、国鉄改革により負担とされた債務や年金等の支払いに加えて、改革後に新たに年金関係の負担を負ったこともありまして、この結果、債務が増大するに至ったものでありまして、遺憾であると認識をいたしております。

政府をいたしましては、これまで、約一兆六千億に及ぶ国庫補助金の交付や一般会計による事業団の有利子債務の承継など、その時々情勢の中で、国鉄長期債務の処理のためにできる限りの措置は講じてきたところでございます。

また、事業団の資産が減少した今日、事業団の債務の本格的処理を実施することは極めて重要な緊急課題であると認識をいたしてまいりまして、このため、政府として、今年度より、国鉄清算事業団債務の処理の実現を図るため、関係法案を国会

に提出させていただいておるところでございます。

○細川委員 今の総理の御答弁では、この長期債務を膨張させたその責任、それはどうなのかという私の質問に対しては明確にお答えになっていないというふうに思いますけれども、それでは具体的に聞きたいと思います。

まず、JRの株式の放出時期の問題でありますけれども、JR東日本の株式については二度にわたって凍結をされております。JR西日本についても九四年には上場を見送りをいたしました。その結果、負債に対しての利子が大きく膨らんだわけでございます。

土地の売却の凍結、これは八七年の十月に閣議決定されたわけですが、この土地の売却凍結も、土地が売却できないことによって、これまでの利子が膨らんでいったということでございます。

これらについて、一体、政府はどう考えているのか、あるいは総理はどう考えているのか。運輸大臣でも結構ですけれども、これらについて一体どうお考えなのか、御説明をいただきたいと思っております。

○川崎国務大臣 二点につきまして御質問がございました。一つは株式の上場のおくれにつきまして、一つは土地売却の凍結措置につきましてでございます。

JR株式につきましては、当時、株式市況が低迷をしておった、そこへ、JR西の場合ですと、阪神・淡路大震災の影響、ある意味では予測しがたい状況が生まれて売却が困難になった、このように考えております。

また、土地売却の凍結につきましては、もちろん債務償還を急ぐべきである、国民の負担の軽減のために早く土地を売れ、こういう御意見があったことも事実でございます。しかしながら、一方で、急激に高騰しつつある地価を抑制する、当時、国家的緊急課題でございました。そうした議論の中で、最終的に、事業団の土地売却は見合

せろ、こういう措置がとられたと理解をいたしております。

そのときの議論の中で、国会におきましてもまたマスコミ等でも、さまざまな意見があつてこのような結果になったと思っております。しかし、結果として、資産処分が思いどおりに進まなかったことは事実でございます。

国鉄清算事業団は、国鉄改革により負担することとされた債務や年金等の支払いに加え、先ほど総理からも御答弁ございました、新たな共済年金から厚生年金への移換金債務をしのったことも事実であり、これが重なって事業団の債務がふえてきた、結果として増加するに至ったということについては、運輸省としてはまことに遺憾でございます。

また、この間、政府といたしましても、時々の情勢に応じながら措置を講じてきました。しかし、結果的に、もっと早くこの根本処理をすべきではないか、こういう御意見に對しましては、我々はまさに謙虚に受けとめなければならぬだろう。私も初当選以来十八年たちます。そういう中で決断すべきときがあつたのではなからうか、こんな思いでおることは事実でございます。

○細川委員 まさに結果責任でありまして、政府の対応、そのときそのときはそれなりの努力はしたと思えますけれども、しかし、結果としてこのような膨大な長期債務になったことについては、当然責任があるというふうに思います。

次に、年金の移換金、JRに負担をさせるという問題についてお聞きをいたします。

政府は、JR各社に対して、年金債務の負担という名目、これで年間約二百四十億円の支払いを求めています。これについては、JR各社はもちろんでありますけれども、マスコミも、あるいは市場関係者も、ことごとく反対をいたしております。私も、これはどう見ても筋の通らない、納得のいかない話だというふうに思っております。政府の方は、この件については、JR社員の特権厚生の問題だからJRに負担させるのが合理的だ

というふうに言っておりますけれども、しかし、二年前の年金統合の法案できちんとこの問題は決着をしているわけでございます。

平成八年の通常国会で厚生年金保険法の改正がありまして、昔の三つの公社、旧国鉄、電電公社あるいは専売公社、この年金が厚生年金に統合されました。そのときに、旧国鉄の年金であります日本鉄道共済組合につきましては、年金の移換金、これは持参金などとも言われておりますけれども、九千四百億円、これを、国鉄改革の基本フレームに基づきまして、清算事業団は国鉄時代の分、JRはJR時代の分というふうに区分をいたしまして負担することに決定いたしました。清算事業団の方では七千七百億円、JRの方では千七百億円、この負担することが決まったわけでございます。

こういうふうに、年金の移換金問題については、だれがどのように負担するかということについては、二年前のあの年金統合のときに決まったわけなんです。それを二年後の今になってなぜ変えるのか、まことに納得がいかないものでございます。

これについて、なぜ、こういう仕切りになったのを、今これをほごにして新しくJRに年間二百四十億円もの負担をさせるのか、はつきりとお答えをいただきたいと思えます。なぜ政策を変更してJRにこのような追加負担を決めたのか、理由を言っていたいただきたいと思えます。

○川崎国務大臣 お尋ねの負担の問題であります。平成八年の問題でありますけれども、平成八年の時点においては、共済関係事業主として事業団が負担をした、この事業団の負担を国が負担をする、と決められていたわけではない、このように私どもは承知いたしております。

まず第一に国鉄改革の問題、昭和六十二年の問題は、もう委員もおわかりのとおり、これは六十二年の改革として決められたことである。そして、平成八年に、共済年金から厚生年金への移換問題としてこの問題が出てきた。このときに、一

つはJR負担分、一つは清算事業団として決定をされたということは事実でございます。しかし、それが、清算事業団が解散されるにどのような負担になるかというのを決定したわけではないというふうな理解を私どもはいたしております。

したがって、そうなりますと、国鉄清算事業団が抱える債務のうち、この共済年金の厚生年金移換金についてはだれが負担すべきであるか、こうした議論にならうかと思えます。

先ほど申し上げましたように、平成八年までJR自体が任意で二百二十億円の負担をいたしていたことは事実でございます。また、たばこにつきましては全額御負担をいただいていることも事実でございます。そういう中で、JR社員に負担につきましては、社員の事業主でありますJRに御負担をいただきたい、こういう形で今回法案を提出させていただいたところでございます。

○細川委員 それならば、その二年前の年金統合のときに、今回のようなことを入れて決めればよかったんじゃないですか。二年前にこういうことを決めればよかったわけですよ。それをなぜ二年后に変更するかの問題なんです。

もう一度お答えください。二年前になぜこう決めなかったのか。

○川崎国務大臣 国鉄の債務処理問題、二十八兆円という処理問題と年金問題があつたことは事実でございます。清算事業団を解散するということは、二十八兆円の処理問題もすっかり決めた上でやらなければならぬ、当然のことでございます。そういう意味では、処理の問題をどうするかということと今日お諮りをさせていただいている。旧国鉄の債務処理問題が第一、そして、第二の問題として共済年金から厚生年金への移換問題、この二つを今お諮りをさせていただいております。

○細川委員 今回の法案で、一年間に二百四十億円JRに負担させるのが合理的だ、こういうことを提案されておるわけでしょう。そうだったら、二

年前にそういう合理的なことをなぜ決めなかったかと言っておるんです、二年前のこの法案のときに。そうでしょう。そのことを私は質問しているわけですね。そのときに決めればよかった。今回のことも含めて決めておけば、問題は起こらなかったのですよ。ということは、もうそこで全部決着をつけたということじゃないんですか、二年前に。

○川崎國務大臣 お尋ねのことは、清算事業団を今解散するという中で私も提案をさせていたでいて、そのときに清算事業団と切り離しておけばよかったという御下問になろうかと思うのですけれども、国鉄長期債務問題は、二十八兆円に上る巨額の債務処理をどうするかという国民的な課題であります。それは清算事業団の負担にもなっているわけでありまして、このため、平成八年の時点では、この移換金だけを切り離して最終的な処理を先行させたいというではないか、これは細川委員の御指摘でございまして、ただ、他の債務と同様に、土地の処分等の見通しのおおよそをつくって考えられる時点でありたいということでも……(細川委員「その問題じゃないんですよ。そういう質問じゃないんですよ」と呼ぶ) いえいえ、清算事業団において負担をさせる、これを平成八年に決定をいたしたわけでございます。今日は、清算事業団を解散させるという中において議論を進めておるといふように考えております。

○細川委員 どうも質問と答弁がかみ合わなくて困るんですけども、二年前の統合のときには、厚生年金の移換金については、JRになった以降はJRが負担、それからJR以前、国鉄時代については、これは事業団が負担をする、この決めたわけでしょう。今回は、今のJR社員になっている人は、その国鉄時代も含めてJRに負担をさせる、こういうことでしょうか。では、JRの社員については、国鉄のときの分も含めてJRに負担をさせるということなせ二年前に決めなかったのか、こういう質問なんです。

○小幡政府委員 ちょっと補足して御説明させていただきます。

平成八年に厚生年金と鉄道共済年金が統合される場合に、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、移換金の分担をいたしました。旧国鉄期間分については清算事業団、それからJR期間分についてはJR各社ということで分担させていただきます。また、この考え方は、その当時、清算事業団が存在しておりました。それは、清算事業団と申しますのは、これも大臣が御答弁申し上げましたように、旧国鉄の身分をそのまま引き継いだ事業団としての事業主でございまして、これが存在いたしましたために、旧国鉄期間分については清算事業団が分担させていただくという仕分けになったわけでございます。

今回は、その清算事業団が分担いたします、昭和六十二年に分担いたしました債務と、今申しました平成八年に分担いたしました移換金債務の分担、これについて、それをどうしようかという最終的に処理するかということをお諮りしている、こういうことでございまして。

○細川委員 全く納得できません。

質問を進めていきますけれども、うわさによると、郵便貯金特会からの繰り入れとか、あるいはたばこ特別税を創設するから、したがって、では当事者であるJRにも負担をさせる、こういうようなものが今回出てきたんじゃないんですか。

そもそも、二年前に決着がついているからこそ、この法案が自民党の中で議論をされたとき、総務会でもいろいろもめたのではないですか。当時の官房長官、梶山さんとか、あるいは運輸大臣の亀井善之さんなんか反対されたんじゃないですか、決着がついていなかったから。

今回は、郵便貯金から持ってくるのか、あるいはたばこの特別税を創設するから、どうぞ運輸省さんにも何とかつき合ってくれ、こういうことで理屈なしに決めたんじゃないんですか、これは。おつき合いでこういうふうになされたんじゃないんですか。

○川崎國務大臣 私はそのときの運輸大臣でございませけれども、まず第一に、党の了解をいただいで提出された法案でございまして。いろいろな議論があったことは事実でありますけれども、党の了解のもとで出された法案でありますので、その点の御理解はいただきたい……(発言する者あり)

○大原委員長 ちょっと、大臣答弁してください。

○川崎國務大臣 そういう意味で、党の了解のもとに提出をさせていただいた。

もう一つの点につきましては、年金問題についてどう処理するか、厚生年金移換金の問題についてどう処理するか。この議論で、私どもは、国民負担にすべきか、事業主負担にすべきかと議論した中で、今日の結論を今御提案をさせていただいてるところでございまして。

○細川委員 これは私は、理屈ではなくて、JRに負担をさせる、これは運輸省がいれば無理やりおつき合いをさせられたような形でこういうのがつくられたというふうに思いますが、そういうふうに出でませんから、私の方でちょっと申し上げますけれども、運輸省そのもののトップの事務次官の方が、ある会合でこういうことを講演をして、「汎交通」という五月号にちゃんと載っているんですよ。ちょっと読みますから聞いてください。ちょっと長くなりますが、これを読みます。

国の方も、一般財源を入れる。さらには、たばこに税金を上乗せして、それを長期債務の支払いの方に充てる。また、郵貯の方からは、二千億円掛ける五年、イコール一兆円を出そうではないか。こういう仕組みができたのであります。

これを議論する前において、メリットを受けるJRの方が全然負担しないというのでは、たばこも郵政省もつき合えない。こういう話が出てまいりました。その場では、JRについて、持たせるのは反対である。JRは、別途長期債務を持つているのだ。これ以上上乗せするのは反対であると

いう主張を、鉄道局長ほかいろいろと言ったのですが、いわば理屈よりも、世の中の感情というか、常識と申しましょうか、とにかく、JRにもある程度のもを負担しなくてはならない限りでは、この大きなフレームが成り立たないということになりまして、私どもの力不足というところで、JRにも幾分の負担をということになったわけでありまして。

運輸省のトップの方が、事務方のトップの方がこういうお話をされているのですけれども、これはどういうことですか。

○小幡政府委員 ちょっと事務当局の話でございまして、説明させていただきますと、実は私の名前もございましたので説明させていただきます。財政構造改革会議で議論されました中で、いろいろ御意見が出た中で、我々もいたしましては、先ほど大臣から申し上げましたように、六十二年の国鉄改革時に引き継ぎました債務については、明確な仕切りがあったという認識でございまして、それについて我々頑張ったということが一点でございます。

それともう一つ、実は移換金債務については、六十二年の分担ではない、その後に出てきた債務でございますけれども、これについても実は我々、概算要求では、年金の世界ではございませけれども、できれば国民負担をお願いしたいという要求をさせていただいたのは事実でございます。

その中で、年金の世界の議論として財政構造改革会議の中でも種々議論がございまして、その中で、年金の世界の分担論として、JRについてもやはり最低限の、JR社員になられた方の分については持つのが年金の世界の考え方であるということ、我々実はその点については説明及ばず、我々の要求の考え方がある意味では正しくはなかったという反省で、この結論を迎えたということでございます。

○細川委員 先ほどから質問をさせていただいておられますように、この移換金の問題については、

もう二年前に決着がついている、ついていたにもかかわらず、それをほかにして新しくJRに負担をさせる、それについては理屈はない、そんなような感じを私は受けます。そういう意味で、私は、この法案については大変大きな問題があるというふうにはまず指摘をしておいて、次に移ります。

このJRの追加負担約三千六百億、年間にして二百四十億、この件につきましては、市場関係者の人たちは一様に政府のやり方に疑問を呈しております。一つは、政府が恣意的に民間企業に負担を課するという、このシステムの問題。もう一つは、現実には負担を課せられたJR各社の株式は利益の減少のために下落するであろう、こういう具体的な問題がございます。

そこでお伺いいたしますけれども、この新しいJRに対する追加負担によってJRの株価がどう変動するのか、政府はどのようにこれを見ているのか、お答えいただきたいと思っております。

○小幡政府委員 お答え申し上げます。
一般的に、株価は、さまざまな要因を背景にいたしまして、自由な市場の需給関係の中で決まってくるものでございます。そういうことから、JRの株価の動向につきましては、今回の負担だけで御説明できるようなものではないというふうには認識しております。

さらに、株式の処分は、株式市場の動向を見きわめた上で適切な時期に実施するというものでございまして、実際の処分時期の株価に今回の負担がどのように影響するか、これもまたますます予測が難しいというふうには考えております。

○細川委員 運輸省の方としてはそういうふうなお答えをされるだろうということも予測をいたしまして、私どもは、今度新しく衆議院の中につくられました予備的調査というものが、この衆議院の調査局によってなされることになりましたけれども、そこに、一体、二百四十億円の負担をさせた場合に株価はどういうふうになるのかということとを調査してもらいました。これは衆議院の、院

の方の調査報告書がこれでございます。

その報告によりますと、海外の投資家も、政府の民間企業に対するやり方に疑問を持って、日本の株式市場全体に不信感を持つようになっております。理屈の通らない負担は、そういう意味では私はやめるべきだと思っております。このJRに対する負担を課するとどれくらい株の値段が下がるか、この推定もきちっと出ております。

これは大手の証券会社あるいは研究所というふうなものからの報告でありますけれども、その報告によりますと、その報告に基づいて先週の終わりに値で試算をいたしますと、全部で三百二十万株持っている政府は合計で千三百億から二千億程度の損、これは株価が下がるという意味で損、こういうことになっております。これは、政府の放出計画が六年でありますから、これを六で割りますと、年間に二百十億から三百十億程度マイナスになるということになります。これは私じやなく、この調査結果で当てはめますとそういうことになるといふことでございます。

さらに、この二百四十億円を負担させることによって、法人税収のマイナスもございまして、先ほどお話がありました三島のJRあるいは貨物会社に対して千億円の無利子貸し付けをいたしますと、その運用益も損失になるといふふうに考えられます。

そこで、政府にお聞きいたしますけれども、このJR負担によって法人税などの減収はどれくらいになるのでしょうか。
○宮澤国務大臣 機械的にしかお答えができませんが、法人税率が三四・五でございまして、八十億ちょっとぐらいと思っております。国税で申しまして。

○細川委員 大臣の方からは、大体八十億程度の減収だと。これは地方税の方も、いやいや私が言うのですけれども、国税の方をおっしゃられたのですが地方税についても当然減収になるわけですね。そうすると、地方税の方が減収になりますと、結局は、基準財政の収入が減って、交付金で

賄わなければいかぬという意味でまた国の出費が出てくる、こういうことになるのではないかといいように思っています。

そうしますと、これはJRに年金のこの二百四十億円を負担させることによって、株は下がるわ税収は少なくなる、あるいは経営のよくないJRにいろいろな手当てをしなればいかぬ、そういうお金の運用益なんか考えますと、二百四十億円をさらに超えるような額のマイナスに国としてはなるのではないかといいように予測がされます。そうしますと、JRに二百四十億負担させる意味がないのではないかと私は思いますけれども、これについてどうでしょうか。

○川崎国務大臣 先ほど鉄道局長からお答えいたしましたけれども、株式の処分は株式市場の動向を見きわめた上で適切な時期に処分するものでありますから、それを今想定するというのは難しいであろうと思っております。

それから、税の問題が出てまいりましたけれども、やはり年金問題を、共済年金から厚生年金への移換問題をどう処理するか、それが適当であろうかという御判断であるかと思っております。国民負担にすべきか、JRに事業主として負担をさせていただくか。二年前に、先ほどからお話ししておりました。清算事業団が今度解散されるに当たり、JR社員は年金負担分についてはどのような形で負担をさせていただくか。その中で私どもは、筋論としては、やはりJR側に御負担をいただくのが筋ではないかという議論でありますから、税の議論とは全く別物である、このように思っております。

○細川委員 私は、この清算事業団の膨大な債務を処理するためには、まず筋の通ることをきちんとしてやらなければいけないということと、それをJRに負担をさせることによっていろいろなところからのマイナスを考へる。例えば、海外からの日本の政府に対する信頼感、あるいはJRが今後の経営についてまたいゆる国の方から、あるいは

政府の方から負担がかかるのではないかといい不信感、いろいろな意味で市場関係でも大変なマイナスになるのではないかと。加えて、二百四十億円もJRに負担をさせてかえって国の方がマイナスになるのでは、私は何のために負担をさせるのかというふうに思っています。

そういう意味では、私は、この二百四十億円をJRに負担をさせず、このことは撤回をする、あるいはこの法案は廃案、そういうふうにしていかなければいけないんじゃないかというふうに思っています。

そこで、全く角度が変わる観点でお聞きをしたいと思います。政府は、この年金の統合の際に、年金債務についても事業団の既存の債務と同様の扱いをする、こういうふうな閣議決定をしております。事業団の既存の債務と同様ということ、自主財源で足りない分は最終的に国において処理する、こういう意味だと思っております。

そして、今政府は、国において処理するということ、これは国が全額引き受けるんではないかというふうな言っておりますけれども、それでは、事業団の既存の債務の中で、国鉄改革以降、ほか民間に負担を求めたような例があるのか。もしそれがなければ、既存の債務と同様というこの閣議決定の趣旨に私は反することになるのではないかと思いますけれども、その点どういふふうにお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○川崎国務大臣 国鉄清算事業団債務につきましては、六十三年一月の閣議決定において、必要な財源・措置については、土地の処分等の見通しのおよそつくと考えられる段階で、検討し、決定をする、このようになっていっているのは委員御承知のとおりでございます。

平成八年三月の閣議決定において、事業団の負担とされた厚生年金移換金については既存の債務と同様の取り扱いをすることとされたが、これは既存の債務と同様に、移換金の処理に必要な財源・措置についても、土地の処分等の見通しのおよそつくと考えられる段階で、検討、決定され

たことと考えております。すなわち、事業団の債務を処理するための財源・措置、最終的にだれが負担をするかは、事業団の債務を一律に論じるのではなく、あくまで個々の債務の内容に応じて合理的に決定することが大事であらう、このように思っております。

再三申し上げますとおり、厚生年金への移換金の問題については、そういった意味で検討をした結果、今日法案として出させていただいているところでございます。

○細川委員 私としては、ちよつと納得がいけないわけでありまして。それは、閣議で既存の債務と同様に取り扱うということを決めていますが、既存の債務で今までこういうことがないという事ならば、それは今までどおりのやり方でやらなければいけないんじゃないかというふうに思いますので、大臣の答弁には同意をしかねるところでございます。

それでは、次に移らせていただきます。
債務の承継財源確保法案についてお尋ねをいたします。

この法案は、国鉄、林野の債務が一般会計に承継されることに伴って一般会計の負担が増加するため、その財源を確保することを目的とする、こういうふうな聞いておるところでございます。

その内容は、郵便貯金特会から毎年二千億円の一般会計への繰り入れ、そしてもう一つ、たばこ特別税を創設して、国債整理基金特会への組み入れということでありまして、この法案が成立すれば、たばこ一箱当たり約二十円の値上げになります。このたばこの値上げにつきましては、全く長期債務とは無関係な喫煙者にとっては大変迷惑な話だというふうに思います。

そこで、このたばこ特別税はいわゆる目的税なのかどうかをまずお聞きをいたします。

○宮澤国務大臣 たばこも、昔の専売公社の時代と変わらまして、国税、地方税になっておるわけでございますが、このたばこは一般会計が大きな債務を承継いたしますので、その一般会計の財源を

助ける意味で、たばこはある意味で消費物資でもございますし、景気動向に余り左右されない。また、たばこの料金の中に占める税金の割合というものも、料金が上がつていきますとだんだんに低下をするというふうなことも考えまして、一般会計を助ける意味で、たばこ特別税を創設いたしました。したがって、それはいわゆる目的税ではございません。

○細川委員 いわゆる目的税ではないというお答えでございます。確かに、国鉄、林野の債務はたばこは全く関係はないわけでありまして、これは私も目的税ではないというふうに思います。しかし、この法案で、たばこ特別税から上がりました収入は、一般会計ではなくて、国債整理基金特会へ組み入れる、こういうことになっております。これは債務処理ということでこの収入の用途を限定した税というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○宮澤国務大臣 さようでございます。
○細川委員 先ほど御紹介をいたしました予備的調査の報告書がございます。この報告書によりますと、東京大学大学院経済学研究所の経済学部教授、これは神野直彦先生ですが、この先生の回答が来ておりまして、この先生によりまして、こういう特別の税は目的拘束禁止の原則に反する、こういうことを言われております。ちよつと読みますと、こういうふうな書いております。

国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理方針として、たばこ特別税を創設し、その収入を国債整理基金特別会計に組み入れることは、特定の歳入を特定の歳出目的に結びつけてはならないという目的拘束禁止の原則に反するといわざるを得ない。したがって、たばこ特別税を創設し、国債整理基金特別会計に組み入れる措置は、議会が財政をコントロールする権限を侵害する危険があると考えられる。

ということ、こういう税はだめだ、目的拘束禁止の原則に反するからだめだとはつきり言っておられるんですね。

そして、この先生は、もう一方でこういうことも言っておられます。この税の創設は、地方税源充実と逆行する政策というふうに言っておられます。これは、従来のたばこ税ならば地方にも収入が入るわけですから、特別税ですから、地方はもう関係なくて国だけの収入になるわけですから、それでこの先生は、地方税源の充実と逆行する政策だ、こういう批判をしているわけでございます。

今までは、価格に占めるたばこ税の負担割合の低下を回復するというようなことが言われてきたわけなんですけれども、目的拘束禁止の原則に反するということ考えでありますから、これについてどういうふうにお考えになっておられるのか。たばこ税でなぜいけないのか、たばこ税を上げるといふことをせずになぜ特別税にしたのか、そのあたりの理由も話していただきたいと思ひます。

○寺澤政府委員 お答え申し上げます。
先生ただいま御指摘の予備的調査報告書におきまして、今回のたばこ特別税が目的拘束禁止の原則に反するとの見解が紹介されていることについては承知しております。

従来、特定の歳入を特定の歳出に充てることにつきましては、財政の一般論といたしまして、資源の適正な配分をゆがめ財政の硬直化を招くといふことから、その妥当性については常に吟味していくことが重要であるという指摘がされていることとございまして、私どももこの問題につきましても慎重に常々検討しているところであります。さて、今回のたばこ特別税でございますが、先ほどの大臣の答弁のとおり、一般会計の財源を補てんする趣旨でお願いをするところになったものでございまして、国鉄の長期債務や国有林野の累積債務を一般会計に承継することに伴い、一般会計の負担が増大いたします。その債務の利払い等の財源に充てるといふこととございまして、一つは、債務の性格が、国鉄、林野の債務から一般会計の債務に変わっております。その一般会計の債務に変わった債務の財源に充てるといふことで、

特定の事業の経費に充てるといふ従来の目的税とは性格が違うのではないかと。

もう一つは、課税根拠といたしまして、一般会計の財政問題への対処を理由とするものでございまして、歳出との受益負担関係を根拠といたしません目的税といふものとは違ふのではないかと、いふふうに考えているところでございます。失礼いたしました。特別税にした理由が欠けておりました。

今回、現在でございますたばこ税とたばこ特別税を別々にした理由でございますけれども、このたばこ特別税の財源はすべて今回の利払いと元本償還財源に充てるといふ意味で、それを従来のたばこ税とは違った形で、きちつと全部その債務の利払い、元本償還財源に充てますよということをはつきりするということで、納税者にとつてもその税収が一般の歳出財源に充てられないといふことを明確にするということが一つの理由でございます。

もう一つの理由は、たばこ特別税は国鉄と林野の一般会計に承継いたしました債務の利払い、償還のための財源でございますので、それは当分の間の措置ということになっておりまして、恒久的税制でございましてたばこ税とは性格が違うといふ意味で特別税ということにしたわけでございます。

○細川委員 今、最初の方で、目的拘束禁止の原則に反しないといふことの説明として、特定の事業の経費に充当される税ではないんだ、こういうことが説明されておりましたけれども、それについてはまたこの先生が明確に反論してあります。ぜひそのことについて、ちよつと読みます。

「目的拘束禁止の原則に反する」という議論に対して、次のような反論が予想される。次というのは、先ほど言われたようなことです。それはたばこ特別税の税収が国債整理基金特別会計に組み入れられ、債務償還財源に充当されるとしても、たばこ特別税は特定の事業の経費に充当される目的税ではなく、目的拘束禁止の原則には反しない

という反論がある。今の反論です。「しかし、こうした反論は詭弁にすぎない。」こういうことでざあっと、これを読みますとちよっと時間がかかりますが、そういう主張をされておられるのです。だから、税についての、財政についてこういう原則に反するような今度のたばこ特別税というのは、私はよくないというふうに思います。

そこで、もう時間もありませんからお聞きをいたしますが、このたばこ特別税というのは、先ほども申し上げましたように、税の理論から見しても大変な無理がある、地方自治体の不利益ということもまた間違いないわけでございます。

もう一点、私が五月七日の本会議で質問をいたしました。当時の松永大蔵大臣は、財政構造改革の趣旨を踏まえてこのたばこ特別税を創設ということをお答えされたわけなんですけれども、この法案そのものは財政構造改革法と表裏一体になっておるようなものだというふうに私は理解をいたします。そうしますと、財政構造改革法そのものが今度の内閣によって凍結あるいは廃止というような政策変更をきちんとされたわけでありますから、この法案も当然再検討をされるべきだというふうに考えますけれども、これはいかがでしょう。

○宮澤国務大臣 昨年、財政構造改革を政府・与党の御協力を得ていたしましたのは、二十一世紀を迎えて、人が生まれない少子の日本になってまいりますから、この際、短期、長期の債務というものをはやり一遍全部洗い直す必要があるという意識が基本にございまして、そこで国鉄も林野もその一つとして取り上げられたわけでございまして、年金などもそうでございまして。

したがって、そういうものについてこの際、対応を決定すべきではないかという意識のもとにこの問題も取り上げられました。そして、一般会計の負担をさらに増大させないための方策もあわせて考える、そういうことでございまして、財政構造改革そのものと申しますよりは、構造改革に当たって、将来に向かって考えておかな

ければならない負担すべき債務をこの際どう処理すべきかという一環としてこの問題が取り上げられたもの、私は、そういう意味で松永大臣が答弁をされたものと考えます。

○細川委員 この法案そのものは、大変問題が多いわけでございます。本来なら、行政改革あるいは地方分権の推進によって行政経費を縮減したり、あるいは公共事業の見直しあるいはコストの低廉化等、一般会計全体の構造改革の中から求められるべきであるのに、そういう点についてはほとんど従来の手法をとり続けられております。取りやすいところから取るというふうな発想でこの法案は考えられたというふうに思わざるを得ないわけでございます。

したがって、私は、この法案は廃案にすべきだというふうに主張いたします、私の質問を終わります。

○大原委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

○大原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 民主党の鉢呂吉雄でございます。国有林野改革二法案あるいは森林法に限り質問をさせていただきますかと思っております。

まず総理にお伺いいたします。今も昼のニュースでやっておりますけれども、二十七日から北関東あるいは東北部は大変な集中豪雨でありまして、大きな被災をしておるところであります。昼のニュースでは、二十一名の方が亡くなられた、または行方不明ということで、私も心から甲意を申し上げさせていただきます。また、多くの方が今なお避難をしておる、あるいはまた道路の決壊、交通網のさまざまな決壊、土砂崩れ、あるいはまた農業、農地に対する被害も東日本あるいは

北日本全体に出でるようでありまして、そういう意味では、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げるところでございます。先ほど衛藤先生の御質問に対して、総理から、それらの対策を行いましたので、万全を期していただきたいというふうに考えておるところでございます。

実は、私も民主党は、小平農林水産部会長を先頭にいたしまして、その前の日にこの国有林野関係の視察をしようと思われ、栃木県に行つてまいりまして、国有林野の実態について調査をさせていただいてきたところであります。

とりわけ、那須高原のいわゆる保安林等の水土保全林に対する取り組み、また治山事業を幅広くやっております。今回は一千二百ミリを超す豪雨ということで、これは未曾有の豪雨でありますから、森林の果たす役割が十分できたかどうかは難しいところでありまして、しかし、そういうところも見させていたいただきました。八溝山系という茨城県寄りの方は人工林をやっております、間伐等の事業を行っております。私どもの見

るところ、十分な予算や人や、あるいは事業の取り組みというものが必ずしも行われておるといふふうには言えないというふうに見てきたところでありました。

そのような観点で、総理として、このような災害を踏まえて、どのように森林というものをとらえておられるのか、あるいはまた日本の森林整備の対策を講じていくのか、お聞きをいたしたいというふうに思っております。

総理も御案内のとおり、地球温暖化防止のための京都会議もございまして、あるいはまた中国でも長江が大はんらんということで、伝えられるところによりますと、上流の木材の伐採が大きな影響を与えておる、その制限もしていかなければならないということを江沢民主席が表明したとか、あるいは韓国でも大変大きな災害が出ておるといふことで、地球環境全体が森林の役割というのに対して目を向けなければならない。今回も

一千二百ミリという大豪雨でありますけれども、これらも、地球の気象状況が異常を来しておる、これも随分言われておることでありまして、そこにも寄与する森林の役割というものの極めて大きいのではないかと。

そういう意味で、総理として、この時点で、二十一世紀も見通して森林整備政策というものをどのように考えておるか、基本的なことをお伺いしたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 まず、今般東日本初め全国各地に集中豪雨における大きな被害が出ておりますこと、その中でたつと命を失われた方々に改めて哀悼の意を表しますと同時に、その後の対策につきましまして、政府が全力を挙げて努力をいたしまして対処いたしていきたいというふうに考えております。

私自身も土曜日に参りましたが、もうこれで雨が上がりつければいいと願いつつ帰りましたが、昨日、また本日に至りまして、なかなか、この異常気象と申しますか、こうした事態が継続しておることを甚だ憂慮いたしておるわけでございます。何と申しても、一日の降雨量が一年間の半分くらい集中してあったということでございまして、そうしたことが仮にありまして、今委員御指摘のように、万全の体制を整えたと同時に、山野に降った雨が適切に川に流れて大洋に注ぎ込まれるという形がなければならぬと思っております。

特に森林の問題についてお触れにされましたが、我が国の国土の七割を占めております森林が、災害防止等の国土の保全、水資源の涵養、二酸化炭素の吸収等、国民生活にとつてかけがえのない重要な役割を果たしておることは言うまでもございせん。そのため、植林、間伐の適切な実施や治山事業等を通じて、森林の公益的機能の発揮を重視した森林整備を計画的かつ着実に推進してまいりたいと思っておりますが、ややもいたしますと、災害が起こって初めてその重要性を再認識するということのようなことが起こりかねてございす

れども、不断の心得として、日本が森林、特に山地が七割を占めるといふようなこと、そして、その急峻な山地に降られた多くの雨量等が急速に海に流れ込む、こういうことでございますので、そうしたものを森林におきまして十分涵養していかなければならない。

そういう意味からも、改めて今回のこうした事態を踏まえながら、森林の持つ大きな役割というもののつきまじり、我々も認識を新たにして対処しなければならぬ、こう真剣に考えておる次第でございます。

○中川国務大臣 今、総理からお答えでございますが、森林の有する災害防止等の国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能は、いわゆる川上、山村地帯だけではなく、広く下流域の都市住民の皆さんの生活の安定や安全の確保にも欠くことができないということが、残念ながら今回の災害でも証明されたというふうに思っております。このため、公益的機能の発揮を重視した森林整備を推進することが重要であり、植林、保育、間伐あるいは複層林施策等の森林整備や治山事業の計画的かつ着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

ちなみに、被害状況をちょっと御説明させていただきますが、現時点で把握しております被害につきましましては、被害面積は八千ヘクタールでございます。これはいわゆる田畑でございますが、この中には先生、私の北海道も含まれておるわけでございます。さらには、家畜、農地、農業用施設、林業、水産関係等も被害が発生しておりますが、何しろ水が引いていない状況でございますので、現在まだ調査中でございます。

農林水産省といたしましては、この関係被害の大きさに堪へがみまして、八月二十八日に平成十年八月豪雨災害対策本部を設置したところでございます。林業に関しましては、きのう段階で七道県で百三十三カ所で被害が確認されておるところでございます。これから万全の対策をとるべく努力をしていきたいと考えております。

なお、被災に遭われた方々に対しまして心からお悔やみ、並びに被災の方々にお見舞いを申し上げさせていただきます。と思います。

○鉢呂委員 総理あるいは農林水産大臣から、一過性のものとしてではなくて、この森林の役割というものをこのように異常気象にも対応できるようなものにしていかねばならない、そのとおり受けとめて、まさに今回の国有林野改革法が、その森林の役割を果たす長期的な視点に立つてその第一歩になるようなものとして位置づけをしていきたい、このように考えておるところでございます。

この審議に入る前に、一つだけ農林水産大臣にぜひ政治的な善処方をお願いしたいものだなというふうに思うわけであります。

今回、国有林野改革二法案の中に入っております農林水産省設置法案というのがございまして、この一部を改正するわけであります。総理も中之条営林局の所管だと思ひます。私も昨年、総理の群馬県の中之条管内を視察をさせていただきました。まさにそのような営林署、今二百二十九カ所あるわけでありますけれども、これを森林管理署というふうな名称を変えまして、農林水産省設置法の一部改正ということでやるわけでありますけれども、九十八署にするという形が示されておるわけであります。

しかし、この森林管理署の設置箇所の決定を、参議院選挙終了後の翌日、まさに橋本総理が辞職を表明されたその日に農林水産省が決定という形で公表をされ、当該する地域の営林署にそのような通知をされておるわけであります。該当する地方自治体もそういう形でその通知を受けておるといふ事態でございます。この経緯について、まず中川農林水産大臣にお伺いしたいと思ひます。

○中川国務大臣 今御指摘の二百二十九の営林署を七月十三日に九十八の森林管理署、これはその法案が成立した後の名称でございますけれども、九十八森林管理署の設置につきましては、林野庁

におきまして、これまで国有林野の分布状況あるいは管理運営の効率性を基本としながらさまざまな面から検討を行ってきたところでございます。七月十三日に検討内容がまとまりましたもので、一日も早い法律案の審議をお願いしてきた観点から、国有林野事業の改革の姿として森林管理署への再編の具体的内容を明らかにし、法律案の御審議の便に供するため同日発表したものでございまして、意図的に参議院選挙直後の時期に公表してきたものではないことを御理解いただきたいと思ひます。

○鉢呂委員 今、国会審議に供するためにという大臣の御答弁でありますけれども、そうではなくて、林野庁が決定をするというふうな文書で明記をされておりますし、私どももそのように受けとめておるわけであります。

これは委員長にもぜひ善処方をお願いしたいのでありますけれども、その森林管理署というのは、根拠法となる法案が今まさにこれから審議をしよう、七月十三日というのは全く継続審議で審議されておらない状況であることは、大臣も御案内のとおりであります。私は、そういう意味では国会の審議を無視する、軽視することにつながるのではないかと。

あるいはまた、参議院選挙直後という、我々議員もいろいろな意味で、ある面では政局の方に向かっているところへ、どさくさに紛れと言つてはおかしいですけれども、十三日に決定をして公表する。私ども、当初はこれは八月下旬だということも、なことも聞いておったわけでありますけれども、この参議院選挙直後にやるという必然性は何もないわけであります。あるいはまた、参議院選挙で参議院の与野党が逆転をするという政治状況もある中で、この審議を十分踏まえてやるというのが本当ではありませんか。

また、我々も北海道なり、先ほど言いましたけれども、栃木県で調査をさせていただきましてたけれども、異口同音、各自治体の町長さん方、市長さん方は、このように営林署に協力もし、極めて

大切だと。あるいは総理も御案内のとおり、今回の国有林野改革二法案の大きな柱は、国民共有の財産としてこの国有林野というものをやっていくんだと。林政でも言っておりますように、従来は国有林野の管理運営について、とすれば国民から遊離しがちであった、そこまで林政審で述べておる。したがって、視点を變えて、国民にも情報公開をして、また国民の協力もいただいて、あるいは国有林、民有林一体となつて事業を推進していかなければならない、このような精神でこの法案が組み立てられております。

そういう中で、森林管理署、それはもちろん廃止になる市町村で賛成していただける市町村はないと思ひます。しかし、そういう真摯な手続というものが私は必要だと思ひますけれども、これまで全く事前の協議も何もない、まさにいろいろな市町村長さん、こういう決め方はひききうだ。私は、行政と地域住民との決め方においては、こういう決め方というのは将来に禍根を残すというふうな思ふわけであります。ここはやはり、国会の審議に供することであらば、森林管理署の決定ということになつておるわけでありますから、案ですとか国会の審議に供するという形で、一つのたたき台という形ではありませんが、決定をして地方自治体に通知をしておるというところでありますから、ここを農林水産大臣、私どもの審議にきちつと公平な形で加わるために、白紙撤回をしていただきたい、このことを強く求めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○中川国務大臣 今先生から御指摘がありましたように、七月十三日に発表をさせていただきました。これは、今まさに全国の都道府県の意見、地元市町村の御要請も聞き、この森林管理の効率性を基本としながら作業を進めてきたところであります。いずれの市町村からも森林管理署として存続していただきたい、もう全部の地元からの要望でございます。

一方、この効率化の観点というものも非常に重要だということで、この時点で一々、一つ一つ、

お一人お一人の御意見を聞いていますと、混乱を招き御迷惑をかけるおそれもあると判断し、林野庁がみずからの決定として公表したものでござい

ます。
この案の決定につきましては、これからの法律の審議そしてまた省令の改正等の諸手続を行って、御承知のとおり一月一日からこういう形になることであるが、これはあくまでも法律案が成立した後に決定されるものであることは言うまでもございせん。しかし、この案に基づきまして省令の規定を定めたいと思っております。

なお、私は、この法律案そしてまたこの森林管理の決定についてはベストのものというふうに考えて、御審議をよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

○鉢呂委員 この法案の審議に対しては、大臣はどういうふうに考えておられるのか。私も衆議院の法制局に聞きました。根拠法が制定をされておらない段階で、前の段階でこのような法律を根拠とする設置の箇所を決定するというのは聞いたことがない。違法とかそういうことではありません。まさに我々、国会の審議云々、その前の段階でそういう決定をされるということになりますと、私も私としては国会審議とは何ぞや、これは国民の皆さんもそう言うわけですね。

この法案が最良のものかどうか、この設置箇所がどうかと、我々はそこまでは言っていない。設置の基準程度は国会で議論すべきものだと思います。したがって、それに基づいて、設置箇所というのは法律が決まってから、決まっただけです、行政が簡々と決定すべきものであるというふうに考えます。

委員長、どのように思われますか。
○大原委員長 私からは答える限りではございせんが、よく皆様と御相談をしたいと思ひます。(発言する者あり)

○鉢呂委員 委員長からこの委員会後に協議をしたいということでありましても、私は、中川農林水産大臣に、国会審議に当たって、こういう

決定という言葉はないのではないかと、この点についてもう一度御答弁願ひます。

○中川農務大臣 御指摘のとおり、この九十八の森林管理署あるいはまた全国七つの森林管理局等々につきましては、この法律案あるいは国会承認等々の成立を待って最終的に決定されるべきものでございすけれども、先ほど申し上げましたように、地元の皆さん方、大変熱心な存続の要望、あるいはまた来年一月一日を、この法律が成立させていたたきましたならば、この実施ということも勘案いたしまして、この法案は地域に関係のある問題でございすから、事前に林野庁の案というものを公表させていただきまして、

しかし、これはあくまでも法律あるいはまた省令等々が成立した段階で最終的に決定されるものでございすけれども、この案どおりいくことを我々は希望しながら審議をお願いしたいと思ひます。

○鉢呂委員 今、大臣は、これは案であると言ひましたけれども、それはそうですか。そのとおり受けとめていいんですか。

○中川農務大臣 林野庁が決定いたしましたこの法律と一体となった案でございす。

○鉢呂委員 この法案はまだ法律として決まっておらないわけであります。今林野庁が決めた法律というふうに言ひましたけれども、まさにこの国会で今議論をしておるところでありますから、そういう意味では、これは案と受けとめてよろしいんですか。いや、大臣に、簡単に、出てこないでください。

○山本(徹)政府委員 大臣から先ほど御答弁申し上げておられますように、今回の森林管理署の決定の内容、これは、都道府県や地元市町村等の御意見、御要請を十分承りながら作業を進めて、これは、行政部局としての林野庁としてこの法案の一部をなすものとして決定させていただいたものでございす。この決定の内容は、国有林の効率的な管理運営、民有林との一体的な管理、また地方行政との連携等を総合的に勘案した上で公

平、客観的に決定させていただいたものでございまして、廃止される地元市町村等々に対しましては、この決定の内容を御理解いただけるように引き続き最大限の努力をまいりたいと考えております。

○鉢呂委員 今、市町村の理解を十分得たということでありまけれども、私どもの聞いている範囲では、都道府県にはこの内容についてはお知らせをしたというところを聞いていますけれども、市町村は、私の二カ所行ったところの、例えば、北海道の森町の湊町長さんは、これまでは必ず事前の話があった、また、営林署に協力をしていた、しかし、今回は突然の発表でショックを受けている、こういう形で、これは必ずしもこの場で言っているいかどうかかわりませんけれども、出先の責任者、必ずしも、この間の状況について地方の自治体の皆さんと十分協議をきたしたというふうな発言は見られなかったところであります。

まさに、皆さんは事前に漏れたら大変だということ、一切発表になるまで、私は、むしろ内部ではきちっとした周知徹底をするのが本当だと思ひますけれども、内部にもまさにそういうことは内密にして七月十三日に発表したというふうな聞いておられて、私どももそこにも両館営林支局長の名で、それもファクスですよ、こういうふうな形で決まった。ほかの議員さんも大体そういう形で、何だと、ファクスで。しかも、別の議員さんによれば、選挙中で忙しいものですから、こういうことについては慎重にやってほしいと電報まで皆さんのところに送っているにもかかわらず、ファクスで送ってきてそれだけだという状態でありますから、私は、国会審議をするに当たってもきちっと撤回をしていただきたいと思います。このように思ひわけであります。長官は、いいですよ。

○山本(徹)政府委員 今回御提案させていただいておられます国有林野の改革法案は、御案内のとおり、これまでの国有林を木材生産を中心とした役割から公益的機能を中心とした役割にその管理運

営のあり方を転換するとともに、三兆八千億の累積債務のうち二兆八千億について一般会計に承継をお願いしておるところでございす。
この一方で、今後健全な国有林の管理運営がでますように、組織・要員の徹底した精減合理化を図る必要がございました。このために、現在の二百二十九の営林署を九十八森林管理署と十四の支署に再編、整理、統合することにしたわけであります。これは、大変大きな改革であります。これは、これは全国の関係の市町村、自治体等から大変、昨年来の検討の経過の中において御意見等がございました。

私も、そういう地元の御意見を承りながら、大変大きな再編統合案であるだけに、私どもが責任を持って、客観、公平な基準のもとに再編の考え方を決定させていただいたものでございす。これは国会のこの改革法案の一日も早い国会における御審議をお願いするために、内容のある御審議をお願いするために、成案がまとまりましたので、七月十三日、一日も早い国会の審議をお願いするという観点からも公表させていただいたところでございまして、当然のことながら、現在御提案させていただいておられます法律案の成立を待って、この法律案の定めるところに従ひまして、省令の制定等の所要の手続を行って初めてこの林野庁の決定は実現する内容のものでございす。

○鉢呂委員 時間もなくなりますので、先ほど委員長が理事会等で協議をするということでありますので、ぜひ国会の審議に差し支えがあるような形にならぬように、きちんとしたものにしたい。このことを委員長にお願いを申し上げます。よろしいでしょうか。

○大原委員長 はい。

○鉢呂委員 それでは、次に移ります。
この問題は、今年の五月七日に本会議の代表質問がございまして、当時、我が党の本橋弘道委員の質問に対して、国有林野事業の膨大な累積債務の原因なり責任についてただしたものに對する橋

本前総理の御答弁でございませう。債務の累増は、木材価格の低迷、森林資源の減少などに起因するものと考えています。また、別の質問に対してでありませうけれども、平成三年度に策定された経営改善計画において、債務処理の財源として、林野・土地売り払いの収入を見込んでおられたところ、バブル経済の崩壊などにより林野・土地売り払い収入が予定を下回ったことが財務悪化の原因となったと御答弁されておりますけれども、小淵総理はどのようにお考えでしょうか。

○小淵内閣総理大臣 お答え申し上げますが、橋本前総理が国会で御答弁いたしました趣旨が、やはり今日の事態を招いた大きな原因であるという考え方には、私も同じような考え方をいたしております。

○鉢呂委員 時間がなくなりましたから私の方からお話ししますけれども、この間の、とりわけ平成三年度以降の累積債務については、このような木材価格、伐採量あるいはまた資産としての林野・土地を売り払い、そのことが経済的な要因によってなし得なかったということがない別の要因であるということをごらん申し上げたいと思っております。

実は、平成三年三月に、農林水産委員会、当時の近藤元次農林水産大臣、第四回目の国有林野の改善計画、特別措置法という法案の審議をしておりました。その中の答弁で、確かにこれは、昭和五十三年以降、木材価格あるいは伐採量等が旧来に比べてずっと減少せざるを得ない、低下せざるを得ないということがありました。

ですけれども、これは、一つは、林野・土地等の資産の売り払い、それから、経常収支で利益が出てきたときには、それをあてがう。そして三番目に、一般会計から処理をするという仕組みをつくったわけでありませう。

近藤元次大臣は、当時の前島委員の質問に対して、累積債務部門を解消する分野につきましては、一般会計導入がございませうから、私は、累積債務の解消というものについてはかなり自信を持っておるわけでありませう、こういうふうにご答えておるわけでありませう。

時間がありませんから、先ほど総理が言われました、材価とか木材量は低迷した、減ったということについては、私の試算では、約一千四百億程度しかありません。この平成三年から平成八年までの試算。これは試算ですが、林野庁は出しておりませう。平成三年度の材価とそれから切るといふ計画は、林野庁、計画を毎年度つくっておりますから、それに平成三年度の価格で、あるいはまた実際に切れた量と量というものを計画どおり切ったという形で、一千四百億の減しかありません。

それから、林野・土地売り払いについても、当時、平成三年から八年の六年間で五千億。実はこれは、一兆二千億、二十年間で売っていく、一年間に六百億程度、平均すればですけれども、予定をしておいたわけでありませう。この六年間、八年度までは、五千二十億の予定のところを三千二百八十七億円であります。したがって、一千七百億程度の減であります。

これを二つ合わせても三千数百億にしかならないわけでありませう。総理も御案内のとおり、当時二兆三千億の累積債務が今や三兆八千億。一兆五千億出たわけでありませう。この一兆五千億は、当初の計画でも、林野・土地を売り払っても、あるいは平成三年当時の材価なり、伐採量を計画どおり見込んで、一兆五千億を埋め合わせるものにはならなかったのだから、経済

的な外部要因に責任を押しつけるというのは、私は、当たっておらない。この点については、総理の御答弁をお願いしたいと思っております。

○山本(徹)政府委員 ただいま先生御指摘の平成三年の国有林野事業の改善計画でございませうが、その内容は、国有林野事業において保有している見直しを行い、その処分の拡大を図ることにより、その収入の増大を図り、累積債務の処理に充当する。それから次に、自己収入の確保に加えて、組織機構の簡素化、合理化、要員規模の適正化等による自主的改善努力の徹底等を図ることにより、経常事業部門で将来生ずる剰余金については累積債務の処理に充当する。これら徹底した自主的努力による累積債務対策を講ずることとした上で、なお不足する費用については、別途、財源・措置を講ずる等が内容となっております。

私も、こういった基本的な計画に沿って、国有林野の管理、また国の厳しい財政事情という制約の中で、毎年度の予算編成過程において一般会計の繰り入れの充実と最大限努力してきたところであり、当時の近藤大臣の御答弁もそういった趣旨の御答弁であるわけでありませうけれども、この平成三年当時の計画で期待していたような国有林野の、林野・土地の処分が進まなかったこと、あるいは木材の価格が低迷したこと等々の要因により、この計画どおりに改革は進まなかったわけでありませう。

そういった反省に立つて、今回、国有林野改革法案により、抜本的な経営改善策、また国民に期待されるような公益的機能を重視した国有林野の経営管理、さらに三兆八千億のうち二兆八千億は一般会計に承継し、ここで返済していただくという内容の計画案を御提案させていただいており、また、この計画案の内容は、今後の木材価格の推移等についてもこれまでの実績をもとにしておりませうし、林野・土地等の売り払いについてもかなり控え目な、手ごたえ内容となっておりますので、私も、この計画案に沿って、国民に期

待される国有林の管理運営にこれから努力してまいりたいと考えております。

○鉢呂委員 御答弁が長いのですけれども、要するに、今長官が言われましたように、橋本前総理の、材価ですとか、あるいは森林、土地がバブルで価格が低迷したということでは、三千百億ぐらいいしかまともにもいっても増加にならない。一般会計からの繰り入れは、平成三年以降、百億、百二十八億、百四十三億等々、まさにけたが一つ違ふ。きちっと精査をすれば、当時、平成三年は、皆さんは、長期見通しも示さないで、ただ、頑張る、頑張るという形で御答弁されました。しかし、実際には、百六十億から百九十億、どんなに逆立ちをしても、一般会計から繰り入れなかつたら成らぬ、そういう計画でした。したがって、それを先送りしただけに、総理も御案内のとおり、財投資金という、国有林野は利回り五・四％ぐらいいだそうなんです。これは、金利が、借入金に変わって、今日、一兆五千億が約七年で雪だるま式にふえたというのが実態であります。

ですから、そこを、どういう状態であつたかというところはきちんと認め合おう。我々、大臣も、必ずしも一つ一つ中身を見ていませうから、確かに、官僚の皆さんが言ったことをそのまま言っておるのではありません、それは昭和五十三年当時のことから、全体、平成三年度まで言うのであればそのことは当たっておるかも知れません。しかし、平成三年度以降、今日までの、この一兆五千億がふえた原因は決してそんな経済的な変動ではないということについて総理も御認識をいただきたいものだと思っております。いかがでしょうか。

○中川国務大臣 平成三年の改善計画のとき、たまたま私は党でその委員長をやっておりましたので、そのときのことを思い出しますと、今先生御指摘のように、三年から十二年まで、それから十三年から二十二年までと二段階に分けて、国有林の経営を何とか健全化していこうということでありましたが、御承知のように、やはり経済の状況

が非常に大きかったということが一点だと思えます。景気が悪くなった、あるいは地価が下がった、そして円高になった、そういう大きな問題が、先生から具体的に試算の御指摘がございまして、それだけでも、それが一つだと思えます。

それからもう一つは、やはり財投からの借り入れというか、いわゆる借金が先生御指摘のように二兆数千億あって、その金利が、現時点で計算しますと五・四％とかなり高い金利だった。だから、金利が金利を生むような状態が続いた結果、それと、見通しと経済状況とのギャップ、いろいろな要素が相まわって、あの計画を今日撤回し、新しい今度の計画として、新たにこれは責任を持ってやっていかなければならなかったという認識を私は持たせていただいております。

○鉢呂委員 私、農林水産大臣の御答弁でよろしいかと思えます。

その上に立って、今後のあり方をどういうふうにするのかというところに来るわけであります。

今回のこの政府案については、三兆八千億のうち一兆円は、今後五十年間で国有林野特別会計で利益を生み出して、そこでこの処理ができるという枠組みなわけであります。

これも、五月七日に衆議院の本会議で当時の島村農林水産大臣が、我が党の木幡委員に対しての御答弁で、これはできるのだという要素を四つ挙げております。一つは、収獲量が今後資源が成熟するので将来的に増加すること、二つ目は、木材価格はこれまでの価格動向を踏まれば今後横ばいに推移をすること、それから三番目は、林野・土地等の売り払いについては実績を踏まえて算定すること、四番目は、公益林についてその管理等の経費について一般会計から繰り入れを行うこと、これらを踏まれば五十年間で約一兆円の剰余が見込まれる、このように本会議で答弁をされております。

総理、これが五十年後に千五百万立米、今の三倍切ることができると。確かに帳簿上の蓄積量は、これからだんだん切れる木が出てくるという意味では帳簿上はあります。しかし、総理も御案内のとおり、この間中間施業というものをきちんとやっておらないという面がありまして、伐採量がふえるのは十五年後、十六年後からふえてくるのですけれども、果たして本当に将来切れるのかな、切る木があるのかなというのが一つであります。

それから、長伐期施業といまして、今度は長い期間かかって、今までは皆伐といって一斉に全部切ってしまったのだけれども、百年ぐらいかかってすぐ切り切りをしていくというような施業を考えておるのですけれども、一気に切るよりコストは三割増かかるといふふうに言われています。ですから、もちろん非常にコストがかかることは自明なのですけれども、そう言った場合、果たして今までのような利益というものが、コストも踏まえて出るのか。

あるいは、総理も御案内のとおり、一昨年計画を見直しまして、今まで木材を生産する林地は五％ほど国有林野はあった、そういう取り決めでしていましたが、これからはこれも二％に、半減以下にするというふうに、政府みずからそういう方向にしたわけであります。そういうことを考えますと、今よりも三倍もふやして、伐採量というものはあるのか。

それから、二つ目の価格の動向ですけれども、これは今後横ばいだ。これは、国際的な輸入量というものの見ながら試算をしておりますけれども、果たして三十年、五十年後の価格の動向、横ばいで試算をすることが現実性があるのかどうか。価格については、今までも下がってきております。不確実性が強いという意味では、これを横ばいとしてとらえるのはいかがだろうか。

それから三番目に、林野・土地等の売り払い、これは前半の二十五年で五千億売ることになっております。これも中身を見ますと、林野を三千六百億。林野というのは木としてこれからも利用する

というふうなところ、土地というのは、今木が生えていない、例えば営林署の跡地を売るとか営林局の跡地を売ると、純粹の土地です。林野というのは、木が生えて、今後も木として利用するようなところを三千六百億売るといふ、これは二十五年であります。そういうところからいきますと、地球温暖化によって森林がCO₂の吸収量というところで極めて大事だということに、今後も林野を三千六百億も売るといふのが、果たして国際世論からいっても妥当かどうかということが私は問われておると思えます。

そういうものを考えたときに、しかも、総理御案内のとおり、この一兆円を生み出す利益は、これから十六年後になって初めてプラスの利益が出てくる。それは、先ほど言ったように伐採量が多くなるから出てくるわけでありまして、したがって、十五年間は一切出てこない。これは、金利については一般会計から全部処理をしていく、五十年間金利については一般会計から見るといふことでありますけれども、そのような元金を、一兆円を、十六年以降から始めて三十五年間で処理をするというものが果たして現実的かどうか、私は非常に先送りのな今回の収支の見直しではないかというふうに強く指摘をせざるを得ないわけであります。

私も民主党としても、このような非現実的な材価が、売れるかどうかかわらないというふうな形でまたぞろ一兆円が、とりわけこの五十年間なりが非常に伐採量が少ないわけですから、通常の経常事業部門でもさらに赤字を生み出す。実は、来年の概算要求を見まして、八百億新たに借り入れをしなければならぬという数字が出てきました。そういうものが、その一兆円のおかげで、改革初頭には起る可能性がある。そう言った場合に、この一兆円というのは、またぞろ雪だるま式にふえる可能性があるのではないかというふうに言わざるを得ないわけでありまして、

そういう点で、私も、思い切って三兆八千億というものを一般会計で処理をして、仮に十六

年後なり三十五年後に利益が出てきたときには、一般会計にその利益を、黒字を繰り入れるという手法の方が責任を持った会計制度ではないか、そのように考えておるわけであります。その点について農林大臣としてどのように考えるか、御答弁願いたいと思えます。

○中川國務大臣 今先生の御指摘は、現在ある三兆八千億を丸々一般会計に承継させて、その上で、五十年か何十年かわかりませんが、計画を立ててという御指摘でございまして、

我々といましては、これからのいろいろなコスト軽減の努力をし、そしてまた、何よりも三兆八千億のうち二兆八千億を一般会計に承継することによって、残り一兆円という金額であれば、これから五十年かけていけば、その一兆円についてきちっとお返しができるという計算を立てているわけでありまして。

逆に言いますと、三兆八千億丸々を一般会計というところに承継させますと、これは、我々の改革の原点はやはりぎりぎりの自己努力だと思いたすので、ぎりぎりの自己努力なくして丸々三兆八千億を一般会計に渡すということは、自己努力という意味で国民の皆様からどういふような御指摘を受けるかということも配慮をしていかなければならないわけであります。

平成十五年までは、先生おっしゃるとおり、金融機関から借り入れをしたりいろいろなことをしながら、また、ずっと利子等につきましては一般会計から注入されるわけでありますけれども、この一兆円という範囲の中で、そしてぎりぎりの自己努力をしていけば、五十年後にはきちっと長期債務がゼロになっていくという計画が、現在我々としては、実現可能であるし、また実現していかなければならないというふうに思っているところでございまして。

○鉢呂委員 時間がございせんからまたの議論にしたいと思えますけれども、十六年後から初めて元金を償還する、私は、来年から償還できるような収支計画であれば、それはそれとして、例え

ば昨年の概算要求のときに、一兆円ではなくて五千億をこの国有林野特別会計で持つという農林水産省の概算要求が大蔵省になされたわけでありまして、私は、先ほど言った不確定要因が余りにも大きい中では、果たしてこの一兆円を本当に十六年後から返すという計画でいいのかどうか、疑問に思わざるを得ないわけでありました。

時間がありまから次に移らせていただきますけれども、私どもとしては、政府案について、今まで改善ということから改革ということに言葉をかえただけに、我々はこれが全くだめなものというふうには思っておりません。さまざまな形で、財政当局も含めて、思い切ったところをこの法案に出してある点も見られるわけでありました。

しかし、我々としては、問題点もさまざまある。きょうは問題点だけ指摘をして、後日の議論をさせていただきたいわけでありましたけれども、一つは、政府案は、公益機能といながら国土保全その他のという形で、それ以外のものを「その他」という形にしております。

いろいろ聞いてみますと、「その他」の中身を入れると、ほかの省庁とのすり合わせが相当かかるというふうなことも聞いておるわけでありました。しかしながら、私ども、先ほど総理からも御答弁いただいたように、森林の多面的な価値というところからいけば、例えば水資源の涵養ですとか、自然環境の保全ですとか、あるいは国民のレクリエーション機能の発揮ですとか、同時に一番大事なものは地球温暖化防止のための寄与というような国有林野、森林の大切な機能というものをきちっと法案、条文中に明記をして、したがって、それをどのような形で具体化するかのいうことについて、国民の合意を得るというものにぜひしていただきたい。その意味では、言葉ではその大切さを訴えておるわけでありましたけれども、必ずしも農水省なり政府の中身はそこまで至っておらない、そういうふうには思わざるを得ません。したがって、私どもとしては、具体的にそれらの公益的機能を確保するために何をなすべきか。

例えば、植林、再植林というふうなものが地球温暖化防止にとつて極めて大切だということは国際会議でも決定されておるわけでありましたから、そういう植林、再植林、あるいは中間の施業というふうなものについてきちんと明記をしたものにしていただきたい、このように考えておるわけでありました。

時間が来ましたので、まだまだ私どもの政府案に対する見解をまた後日述べることにいたしました。私の質問を終わらせていただきます。

○大原委員長 宮地正介君。

○宮地委員 新党平和の宮地正介でございます。平和・改革を代表いたしまして、総理を中心に御質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、二十六日からいまだに続いております東日本並びに北日本における集中豪雨、または台風四号による災害の問題について御質問をさせていただきます。

今回の豪雨によりまして十六人の方がお亡くなりになり、五人の方がいまだに行方不明になっておるとのことでございます。心から哀悼の意を表したいと思います。また、全壊五十三棟、半壊百八十三棟、また農業地域におきましても、福島県では二千六百ヘクタール、岩手県では二千三百ヘクタール、宮城県では七百八十ヘクタールなど、多くの国民の皆さんが被害に遭われているわけでございます。こうした被災者に対しては、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

そこで総理、先ほど総理は、激甚災害特別措置法の激甚災害の指定については早急に検討をしておる、こういう前向きな御答弁がございました。私は、こうした被災者に対しては、いかにスピーディーに政府が誠意のある、真心のある対策を講じるかが今一番求められていると考えております。早急な検討でなくして、いつまでに実施に踏み切るのか。また、この災害指定についてはそれなりの調査は必要でありましよう、しかし、被災地域、被災者は大変な苦しみの中にあるわけござ

います。さらに、あらゆる災害に対する法律また対策を万全を期して私はスピーディーに措置すべきだと思っております。

例えば、災害弔慰金支給法に基づいて災害弔慰金の交付とかあるいは災害支援の資金の貸し付け、こうした問題もスピーディーに対応するよう、関係当局に総理みずから指示をすべきだと私は考えております。また、農業共済金の早期支給、こうした問題も、過去の災害の中から大変に制度の、支給のおくれがいろいろ指摘されているわけでございます。また、総理がみずから現地に行かれて、記者会見の中でもお話しになつておりました、阪神大震災の教訓の中で、議員立法の中ででき上がった、来年の四月一日の施行の被災者生活再建のための法律についてもその趣旨を踏まえて対応する、記者会見でもこういうお話があったようであります。

私は、この際、一刻も早く国民の皆さんに、政府のそうした対応が、真心が行動として現実にスピーディーに対応するよう強く申し上げたいと思っております。

きょうは時間ありませんので、総理が代表して、この点についての、国民に対しての決意と対策の今後について御説明いただきたいと思っております。

○小淵内閣総理大臣 今般の豪雨災害の被害の大きさにつきまして、私自身も二十九日に福島、栃木両県に参りまして実態を把握してまいりました。そのとき記者会見がございましたので、今全く委員のお説のとおり、国としてなすべきことは極めてスピーディーに対処しなければならぬというこの気持ちで率直に申し上げてまいりました。

激甚災害についての指定の問題がございましたが、これも実はその後まだ、昨日、今日にわたりましたもいろいろ被害が増大しているようでございます。今日、この委員会が終了いたしましたら直ちに中央防災会議を開きまして、その対策方につままして十分これから各省庁に万遺漏なきを期

して対処することを指示したいと思っておりますが、同時に、既に発生いたしました被害について、これを救済する手だてにつきましても検討を早めていくように指示をしたいというふうに思っております。

激甚災害につきましては、これは被害の状況、被害を受けた自治体の財政状況、被災地の農業所得状況等に照らし最終的な判断をいたさなければならぬ資料が、実は、先ほど申し上げたように、今なお増加いたしておるのだと思っております。その決定につきまして今申し上げることはできませんが、お説のとおり、できる限りその被害状況を十分早く、早期に把握をいたしまして適切な対応をとらせていただきたいと思っております。

それから、来年四月一日から施行されます被災者再建のための措置の法律案が、議員立法で成立をいたしました。いよいよ明年四月一日から施行することになっております。たしか十軒を超えるような被害が一地域で発生した場合に対して、そうした方々に対する救済の方法等につきましても政府のなすべきことについて法律は定めておられますが、法施行以前ではございましてたしかども、たまたま柳沢国土庁長官も御一緒されておりましたので、法を先行して施行するということは許されざることでないかとどうも、同様の趣旨を生かすことができないかとどうも、このことにつきまして、国土庁長官にも検討をひとつお願いをいたしておるところでございます。被害の姿がはつきり出てまいりまして、明年以降の法律によりまして、もしその法律が現在施行されておられれば適用になったであろうと思われる状況であるとすれば、それに対してどのような施策が講ぜられるかどうかということについて、今検討をお願いしておるところでございます。

○宮地委員 大蔵大臣、やはり財政当局としても絶大なフォローアップをぜひお願いしたいと思っております。特に、予備費の弾力的な運用をぜひお願いしたい。

いまだに九千九百人の方々が避難をされております。一時は最高九万人になっておる、こういう状況もあります。生活の本当に身近なところで、家をなくしたり、あるいは預金通帳をなくしたり、まだ電気やガスのついていないところ、医薬品のないところ、いろいろと御苦労が多いと思います。そうした本に国民の苦しみに対して、同じ苦しみ立って、総理がここまで決意をされているのですから、財政的なフォローアップを、具体的に予備費の弾力的運用をぜひやっていたいただきたい、この点についてのお考えと御決意を伺いたいと思います。

○宮澤内閣総理大臣 災害対策費は十分に計上してございまして、総理の方針が実現いたしますように万端漏れなきを期するつもりであります。

○宮地委員 ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、今回の特別委員会に付託されております五法案一承認案件を中心として、まず私は総理大臣に基本的な、骨太なところの話から進めてまいりたいと思います。

今回の国鉄清算事業団の二十八兆円に上る累積債務の処理、また国有林野事業の三・八兆円の累積債務の中における二・八兆円の処理、これは端的に言いますと国の経営破綻、こう私は言わざるを得ないと思います。

今回、清算事業団についても、そのうち二十四兆円を一般会計に繰り入れ、また国有林野事業においても二・八兆円を繰り入れる、簡単に申し上げれば、国民の税金でこの累積債務を処理するということでもあります。今、経済、金融の危機の中で、金融機関の経営破綻の責任問題等々が国民の間から大変厳しい指摘を受けております。しかし、今回のこの処理スキームは、まさに国の経営破綻に対する処理であります。

まず、総理大臣、今日までのこうした清算事業団あるいは国有林野事業の経営破綻に至った責任をどこまで痛感されているのか。本にこれを処理するのであれば、私は、その責任を痛感すると

同時に、国民に何らかのおおむねを必要があるのではないかと考えております。総理大臣のお考えを伺いたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 国鉄清算事業団の債務処理につきましては、昭和六十三年の閣議決定に基づきまして資産の処分に全力を挙げて取り組んでまいりました。

しかし、地価高騰問題に対処するための土地売却の見合わせや株式市況の低迷など、土地、株式の処分が思いどおり進まなかった一方で、国鉄改革により負担をされた債務や年金等の支払いに加えて、国鉄改革後に新たな年金関係の負担を負ったこともあり、この結果、債務が増加するに至ったものであります。まことに遺憾であると思いをいたしております。

政府といたしましては、これまでの一兆六千億円に及ぶ国庫補助金の交付や、一般会計における事業団の有利子債務の承継など、その時々の中で、債務の処理のため、できる限り措置をいたしてきたところであります。

また、事業団の資産が減少した今日、事業団の債務の本格的処理を実施することは極めて重要な緊急課題であると認識し、このため政府として、今年度より国鉄清算事業団の債務の処理の実現を図るための関係法案を国会に提出させていただいておることでございます。

今、宮地委員御指摘のように、長い経過の中で、政府といたしましては全力を挙げて、その時点時点において今申し上げましたように対処をいたしてまいりましたが、残念ながら、そうしたことが累積をし、今日もう後がないという状況にまで来っております。したがって、今日までの政策その他をすべてにわたって精査する、また評価するということにつきましてはなかなか困難な点もありますが、しかし、精いっぱいやってきた中で、こうした事態を招いたという点については反省をせざるを得ないというふうに認識をいたしております。

さすれば、今回こうして法律四本を出させてい

ただきまして、何としてもこれ以上後送りではないという形で法律の御審査をお願いいたしておるわけでございますので、この点につきましては御理解と御協力をぜひお願いをいたしたい、こう考えておる次第でございます。

○宮地委員 総理大臣としては、私は反省はしているという程度で、国民に対して本に申しわけなかったな、この気持ちはまだ伝わってきません。

特に総理に、きょうは時間が一時間と限られていますから、端的に御質問してまいります。

総理大臣は、小淵内閣は、自民党総裁選挙以来、いわゆる財政構造改革については凍結宣言をされました。総理になられて、ちようどきようで一カ月です。この財政構造改革の凍結宣言に基づいて来年の通常国会に凍結法案は提出する、こういうことについては宮澤大蔵大臣が表明をしております。なぜこの臨時国会に、総理、凍結法案を提出しなかったのか、この理由を、その理由について御説明してください。

○小淵内閣総理大臣 若干の経過を申し上げますと、今委員御指摘のように、過る自由民主党総裁選挙に当たりまして、私が立候補に当たりまして幾つかの諸点につきまして公約を申し上げました。その中で、いわゆる所得課税、法人課税の軽減、あるいはまた今年度として来年度にかけての予算の中で、特に追加補正予算について言及をいたしております。こうしたことを実行したそうといたしますれば、現在のいわゆる財源法を、このままの形でそのままのことが処置できないこととございまして、翻つてこの財源法につきまして凍結も改めてお願いをしなければならぬ、こういうこととでございます。

そこで、今お尋ねは、しからば今国会にと、こういうこととございましたが、率直に申し上げまして、ようやくこの考え方を、総理になりまして、与党のまだ全体の御理解を得ておりませんけれども、方針について御理解をいただいた形で、来年度の予算編成の概算要求につきましての方針

を定めさせていただきまして、その過程で、この財源法の凍結につきましても、これを前提として概算要求について各省の要求の提出を求めることになりました。

長くなりましたが、先にこの法律を提出いたして、その凍結の後に予算を編成すべきであるというののも一つのお考えかと思いますが、今の時点ではまだその作業その他が進んでおりません。また、予算が實際編成され、御審議をされるという中でこの凍結の問題と当然整合性を図っていくかなければならない問題でございます。したがって、今日の時点では残念ながらまだ凍結法案を提出いたしてはおりませんが、必ず整合性のある形で処理をするということ、かなければ当然来年年度の予算もお願いできないわけでございますので、そうした時点まで御猶予をいただきたい、こうお願いをいたしておるところでございます。

○宮地委員 私は、総理、凍結宣言というのは、まさに橋本内閣から小淵内閣に政策の変更を行ったと理解しております。その政策の変更の最大の眼目はデフレ政策の転換にあったと思っております。

今、総理のお話を伺っていると、来年度の予算編成、あるいは来年の通常国会冒頭に提出するのかわかりませんが、第二次補正予算の対応として来年度に凍結法案を出す、私は遅いと思う。

今、日本は経済、金融の最大の危機です。世界恐慌に向けて日本が経済不況を発信してはならない、そのために総理は今汗をかいておられると再三おっしゃっている。総理大臣になったら直ちにデフレ政策を転換するのであれば、この臨時国会に提出をするのが私は当然であらう。そして、八月、九月、十月、十一月、十二月のこの五カ月間のスタートダッシュが、これからの日本、経済の再生のポイントなんです、総理。

総理は、経済再生内閣と銘打って内閣をつくられたんじゃないですか。であるならば、年内の五カ月間の勝負なんです。来年一月から十五カ月予算をつくって景気対策をやる。遅いんです、総理。その原点をもう少し確認しておれば、この臨時

もう一度確認したいと思います。その角度から
——宮澤大蔵大臣、ちよつと待つてください。その
角度からまず総理の御決意を伺い、大蔵大臣の
手順についてはいろいろなことを伺いたいと思ひ
ます。どうでしょうか。

○小渕内閣総理大臣 財革法というのが成立し、かつこれを一部改正をいたされました。しかし、私は財革法そのものの基本的理念を否定しておるものではありません。橋本内閣として六大改革を企図されたのは、恐らく二十一世紀に向けて我が国のあるべき姿を考えたときに、この改革をまず実行していかなければならぬという強い御意思があったと思っております。その中で財政ということを健全化していかなければならないということは、これはやはり当然のことであつたというふう

に思っております。

ただ、この財革法がありましたために、幾つかの経済政策が適宜適切に行われたかどうかについての御批判は世にあることも承知をいたしております。

したがいまして、今回、私、内閣を仰せつかりました以上は、この事態に対処して経済を再生するために、先ほど申し上げました、財草法の中で、もしこれが実施をいたしていけば新しい政策が打ち出せないということで、その部分についての凍結をお願いいたしておることでございます。

したかいまして、橋本内閣のとつてきた政策が今委員御指摘のようにデフレ政策であつたかどうかということについては、認識の相違があるかと思ひますけれども、もつと經濟を活性化するためには今申し上げたような趣旨の手段を講じていかなければならない、そのためには財手法につきましても一定の凍結を行つてそうしたことが整合性を持つてできるよゝうにということではないかと思ひたい、こゝ思つておりますので、ぜひこの点は御理解を賜れば大変ありがたいと思つておる次

○宮澤國務大臣　今宮地委員の御指摘になられましたことは、私は大変に大切な点だと思っておりますし、実は小淵総理御自身がそれを既にやつておられるのではないかというふうに私などは考えて、総理の方針を体しております。

すなわち、これを凍結するという宣言を総理は就任後いち早くされました。その方針のもとに、私どもはまず来年度から実施せらるべき所得税、法人税の減税案の大綱を内定いたしました。そしてまた、その方針のもとに、来年度の予算編成のシーリングにつきまして、かなり思い切った決定をいたしております。

これらの決定は、実は、財草法を凍結するという総理の宣言がなければ、現在の法律と矛盾いたしますのでなし得なかつたところでありまして、宮地委員のおっしゃいますように、半年先のことはない、今急ぐんだと言っておられることを既に宣言で総理はしておられるというふうに、私は解釈をいたして施策をいたしてまいりました。

それで、なぜしかし凍結案を早く出さなかったかと言われます点は、違法、合法という点では、いわゆる歳入補てん国債で予算編成をいたしますときに、これは財政法の違反でございますから、特例国債の法案を予算と一緒に御提出をしておるのと同じことだと思いますが、現実的に今凍結法案を国会に御提案いたしますと、何ゆえにと

いふことをかなり具体的に申し上げなければなりません。しかし、来年度の税制改正を今具体的に申し上げることもできませんし、来年度の予算編成もまた具体的に申し上げることができない。したがって、提出いたします以上それを計数的に御説明しなければならぬと思いますけれども、今それを御説明するだけのものを私どもは持っていない。したがって、その方針のもとにやらせていただいて、あわせて国会の御承認を将来の機会に得たい、こう考えているわけでございます。

○宮地委員 宮澤大蔵大臣の言わんとすることも

そこで、その議論は、ちよつときよは時間がありませんので、また別の機会に譲りたいと思いますが、私は、小渕総理の経済再生内閣と、今この委員会で議論されておる関連の法案との関係において、やはり大変な矛盾といえますか乖離がある

り過ぎる、この点を指摘したいと思います。

それは、まず一つはたばこの特別税、増税をこの法案は含んでいるということです。確かに財源として利払い分に入っておりますが、このたばこ増税というものは、まさに消費マインドを冷やし、消費を冷やし、これはわずかな額とはいえ、率とはいえ、少なくともデフレ効果に働くことは間違いない。まず増税ありきからこの法案が、スキームがつくられているということです。

二番目は、大事なことは、今、新しい二十一世紀を目前にして、官から民への新しい民間活力をいかに引き出すかという、そういう時代の要請の流れに入っているということです。

それを見たときに、今回、J・T、民間企業に対して増税をして、J・Tは結果としてそれを受けてたばこの価格を引き上げざるを得ない。J・Tもこれは大変な、民営化されてから血のにじむような企業努力をして、今日一千億円近い利益を上げる企業に発展をしてきた。

さらに JRR に対しても移換金の追加負担をやるうとしている。JR も六十二年四月以降の民営化の中で血のにじむような経営努力をし、今や本州三社、東日本、西日本、東海は世界でもトップレベルの鉄道会社になっているのです。そこに今度は理不尽な、不条理なやり方で追加負担をさせようとしている。

まさに、官から民への新しい時代の流れの中で、官が民を干渉している、何か昔の専売公社や昔の国鉄を頭に描かざるを得ないような。今、民間のこの二つの企業は、親離れをして、自己責任の原則で、自由経済市場の中で世界に羽ばたこう

ならぬのは、フオーローの風を送って、頑張れ、二十一世紀の日本の企業先の頭に立って頑張ってもらいたい、これが政府のとの道ではなからうか。さらに三つ目は、大事な視点は、先ほどお話ししましたように、今、日本は経済、金融の大変な

危機。経済再生をするために総理は、株式市場、

金融市場の活性化をしようと今努力をしているではないですか。今世界は、東京金融市場、株式市場に注目しているのです。ニューヨーク市場、ロンドン市場、東京市場、この三大国際金融市場に對して、日本の東京市場は大変世界から注目されている。六十年四月に民営化したＪＴ、六十二年四月に民営化したＪＲ、みんな企業努力によって株価もそれなりの価格に上昇してきている。政府

が逆にこの二つに対して今回のような措置を、増税の措置、JＲ追加負担の措置、みんな見ていますよ、世界の市場は。何だ、日本の民営化した企業というのはこういうふうに政府が干渉してくる

のか、こういうことになれば、金融市場や株式市場における信頼感はなくなる。日本の民営化というのはこういうことなのか、こうなるのですよ。

総理、私は、経済再生内閣であるなら、ここは小渕総理の決断と実行力と良識によってこういうような策をとるべきではない。むしろ、橋本内閣

から小渕内閣にかわつたのだ、凍結宣言をして政策の変更をしたのだ、これからはまず景気最優先の対策で小渕内閣は行くのだ、一両年中に日本経済を活性化化するのだ、こうおっしゃるなら、私の今申し上げた三つの観点からして、私は、この提出した法案は思い切つて勇氣を持って見直しをするなり修正をすべきだと思います。政府みずから

がやるべきだと思います。この点について総理の
お考えを伺いたいと思います。

○小淵内閣総理大臣　今宮地委員から三点にわた
りましての問題点についてお触れになりました。
確かに、たばこの値段を引き上げるということ

についての影響もなしと思ひます。それから、せっかく民営化したJTにつきまして、改めて政府がいろいろなお願ひをするということについての視点もございました。また同時に、JRその他民営化した、全部の株が、民営化されているわけではありせんけれども、民営化をされてかつての国鉄のような状況ではない姿として、特に三社においては税負担にもたえておられる、こういう姿から考えますと、一般論としてはよく理解できると私は思っております。

ただ問題は、今日こうして法案を提出していかなければならぬ国鉄の債務、そしてまた林野の債務、これをこのまま継続していくと、さらにこの状況について将来にわたつては国民的負担がますます増大せざるを得ないということでございますので、あらゆる機関の御協力も得ながら、この際は、政府も国民も当然こうした、郵貯特会、あるいはまた今お話しのようなそれぞれの会社にもそれ相当の御負担を願ひつつ、何としてもこの時点で一つの区切りをつけなければならぬということでございます。状況に立ち至つておるといふことでございまして、宮地委員の御指摘を私は否定するつもりはありません。しかしこの際は、今日の問題の処理をしなければ、将来にわたつてこの禍根を、今日まで残してきたことの整理ができないという意味で、政府としても最後の問題処理のための施策をこうした形でお諮りをいたしておるといふことでございまして、この点についての御理解を重ねてお願いいたしたい、こう思つておる次第でございます。

○宮地委員 見直しとか修正をする考えはないということですか、今の御答弁は。
○小淵内閣総理大臣 現在提案させていただいておる法案について、ぜひ御理解をいただきたい、こう願つておる次第でございます。

〔委員長退席、杉山委員長代理着席〕
○宮地委員 それでは総理、伺いますけれども、これだけの債務処理をするに当たつて、このスキームがベストであるとは私は見ていません。国

の経営の失敗によつて、結果として国鉄清算事業団が二十八兆円もの累積債務をつくつてしまつた、国有林野事業が三・八兆円もの累積債務をつくつてしまつた、さて国民の皆さん、よろしく処理について御理解をいただきたいというならば、まず政府がやらなければならぬのは何でしょうか。行政経費の削減によるリストラです。

民間企業の皆さんだつて、企業が経営破綻したらオーナーは全部、家も土地も、自分の財産を全部処分するのですよ。中小企業の皆さんなんかは、処分、処理ができないから結局夜逃げ同然になる。国は、どれだけ汗をかいたんですか。どれだけ血のじむような行政経費のリストラをやつたんですか。それをまずやつて、さらにその次にやることは何でしょうか。国の資産の総点検です。国がどれだけ資産を持つてゐる、その資産をどこまで処分してみずから財源を捻出するか。この努力をされましたか。

JTにしたつて、これはたばこ産業株式会社法二条、三条、そういうところで二分の一条項とか三分の二条項がある。しかし、百三十三万株持つてゐる。九十万円を超える株ですよ。法律で動かさないから百三十三万株は国はそのまま。愛煙家三千万の皆さんには、利払い分は増税、元本の方は国民皆さんの税金。国は、資産を処分しませんが。行政経費のリストラは幾らやりましたか。JRの運輸省分だつて二百五十億、林野の關係だつて農水省、三百五十五億。その他いろいろあるかもしれない。しかし、この法案に見るのとは二つですよ。国民には二十四兆円だ、二・八兆円だ、増税だ。国は、行政経費削減はわずか、資産の処分はわずか。こんなことが通用しますか。総理、増税は最後の最後ですよ。余りにも、初めにたばこ特別税、増税ありきからこのスキームは始まつてゐるのですよ。総理大臣、どうお考えでしょう。

○小淵内閣総理大臣 午前中の自民党の衛藤委員のお尋ねがございました中で、御本人も、このスキームをつくり上げるに当たりまして党におきま

して責任ある立場で努力をしてきた、その過程におきましては、いわゆるほかの税、すなわちJRその他の、乗客そのものに税負担をお願いできないかというようなことも種々検討されたというお話がございましたが、いろいろの処理のための財源確保のために努力をされてまいりました。

端的に、一番簡単と言へば、それは何らかの公債を発行するというような手段もあるいは考えられたのかもしませんが、それも今の財政の状況を考えて、また将来にわたつての責任をまた延ばすことになるということで、結果的には今ここでお出しをしておるようなことに、検討に検討を重ねた結果、集約して、それぞれの方々に応分の御負担を願つてこの問題を処理しようということに、恐らく今日、法律を提案するまでにはそうした多くの方々のお考えをおまとめして、今日こうして提案させていただいてゐるんだらうと思ひます。

重ねてはございすけれども、その間の状況につきましてぜひ御理解をいただきまして、この法案についての御賛同をぜひお願いしたい、こう思つておる次第でございます。

○宮地委員 総理は、もう最後は、御理解いただきたいというところでもう結末になる。質問に対してびしと答弁してください、国民に対して。

もう一つ、私はこの法案で指摘せざるを得ないのは、余りにも不条理、筋が通らない、そういう手法によつてスキームがつくられたということ。これもぜひ総理大臣、きちつと答弁してもらいた

百億を負担するんだ、こういうふうになんて理解している。その国鉄清算事業団というのは、日本国有鉄道清算事業団、政府出資一〇〇％。運輸大臣は先ほど、国が負担することじやありませんとばかりたような答弁をしています。清算事業団は国ではありませんと、これを言わんとしている。何を言うか。英語でもナショナルに入つてゐる。

そこで、総理に私は、いわゆる厚生年金保険法等の改正案の審議の中で、まずあの平成八年三月八日の閣議決定、厚生年金への移換金七千七百億円というの国において処理する、こういう閣議決定をして、あの厚生年金保険法等の改正案を国会に提出したんですよ。そして、あの平成八年の五月から六月にかけて改正案が審議をされた。もう与野党の委員、政府委員室も調査室も、みんなあの議論を聞いていて、まさか後でJRの追加負担三千六百億が出てくるなんて、こう解釈して聞いた人は一人もいない。そして、この法案の中に、日本国有鉄道改革法等施行法三十八条の二というのがつくられたんですよ。

鉄道局長、ここだけ説明してもらいたい。この三十八条の二の前の段の「政令で定める」というところは、七千七百億円の移換金の積算の根拠でしよう。それを受けて国鉄清算事業団が負担する、こうなつてゐるんですよ。イエスカノーだけ言いなさい。

〔杉山委員長代理退席、委員長着席〕
○小幡政府委員 御説明申し上げます。
日本国有鉄道改革法等施行法の三十八条の二でございすけれども、ちょっと読み上げますと……〔宮地委員 イエスカノーかだけ言えばいいんです。中身は全部わかつてゐる〕と呼びい

る条文は、旧国鉄期間分について清算事業団が負担するということを決めた規定でございます。
○宮地委員 私は、衆議院法制局で全部確認してある。ここは、いわゆる厚生年金への統合のときの移換金七千七百億円の積算が書かれてゐるので、政令で定める」というのは、ありますよ、政令。そしてその後に、国鉄清算事業団が負担す

る、こうなっている。決着済みなんです。

それを十二月十七日の財政構造改革会議で、今回提案されたスキームがつくられて、決着して、そこにJR、三千六百の負担が出てくるのです。そして、下にたばこの特別税が出てくる。二週間前の十二月三日の当時の加藤幹事長が座長の企画委員会が出したときには空白になっていたのです。ここ二つは空白に。決着済みなんです。

だから、きょうは時間がありませんから言いませんが、当時の企画委員会の関谷建設大臣のいうていた年金等グループだって決着済みだということと言っているのですよ、無理があると。黒野事務次官だって言っているんだ、十月に定例記者会見で。ところが、十二月十七日に財政構造改革会議がスキームをつくって政治決着された後は、全部理由づけなんです。これが境目なんです。こんな不条理なことをやったら、日本の民主主義は大変なことになる。ましてや、この国会で審議された平成八年五月から六月の審議は何だったんだ。何のために三十八条の二をつくったんだ。何のためにその前に閣議決定したんだ。

国において処分するとは、決して国の負担を意味するものじゃありません、国が処分を考へるのです。こういうへ理屈。清算事業団等が負担するというのは決して国が負担するということではありません。こういう解釈。これは十二月十七日以降に出てくる。その前はそんなことを言っている人はだれもいない。明らかに政治的に変質されたのです。総理。

ですから、今回のこの法案についても、新法の第九条、処理法案にこの三十八条の二がストレートにそのまま入っていないのです。総理。二つに分かれるようになっていて、一つは鉄建公団に、一つはJRに負担させる。二分化されたのです。七千七百億が三千六百と四千四百。こんなばかげたことを国会がやっていたら大変なことになる。ちょうど橋本内閣から小淵内閣にかわった、これは手直しする。修正するチャンスです。小淵内閣の良識が問われているのですよ、総理。こんな

不条理なことをやったら、小淵内閣は先行きはどう見えますよ。ここは総理の決断ですよ。

総理、断じてこの追加負担は、お金の問題じゃない、やるべきではない。これは修正すべきです。新法九条。そして、国鉄清算事業団から鉄建公団に、年金勘定にそのままのとおりの移せばいいのです。財源だってあるのですよ、総理。年金勘定をそのまま六百五十億の補助金でいけば、平成三十五年度には黒字になるのですよ、総理。無理しなくたって、二百四十億円を上乗せしなくてもプラスになるのです。あえて財源の措置は要らないのです。平成十年度で補助した六百五十億をそのまま続けられればいいのです。

九条、承継法人のJR負担、この部分は削除して修正するのが私は小淵内閣の見識であらう、こう思います。総理大臣のお考えを伺いたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 段々の経緯につきましては宮地委員の方が詳しいのかもしれない、存じませんが、私が今回、総理大臣として再びこの法案についての審査の責任を持つ立場になりました立場から申し上げれば、今回のスキームにつきましては、閣議決定その他におきましても、今日、全般的に財源については検討した結果、これを行うということでございます。

国として処置するということの中では、移換金の問題も含めまして、その問題について最終的に、今般法律案として出させていたというふうな形をつくり上げる中で最終的な判断をする、こういうふうに関連の決定もなされておるといふに私は承知をいたしておいて、その決定によりましてこのようなスキームをつくり上げたものと認識をいたしておる次第でございます。

○宮地委員 どうか総理、今私が申し上げたことについて、官邸に帰られてよく御思索をされたら、だいて、この場ではなかなか言いづらいでしょう、しかし、本当に宮地正介の言うことが、これは考えなさいかねぞとお思いになりましたら、

ぜひ勇断を持って政府みずから修正案をおつくりいただきたい。これは民主主義のルールの問題なんです。三千六百億の財源の問題は出てきます。いろいろな工夫すれば出てきます。今、私は年金勘定の例を言いました。まだまだあるのですよ。

例えば、今回繰り上げ償還をする、繰り上げ償還を八・一兆円有利子債務をする、それによって、二・六九%の国債で切りかえる、二千五百億円出る、こういう計算になっているのです、スキームは。しかし、今国債は、実際に一・七%前後の利回りが出ています。そこでも一%の乖離がある。これだつて、精査していけば二千五百億円以上出るのです。さらに、ましてや国民の皆さんに負担をお願いするのですから、まだまだ行政経費を全体としてリストラしていけば、二百四十億円ぐらゐの財源は出るのです。

別に運輸省に予算を削減しろと僕は言いません。全体で見れば、いつも補正予算を組むときに、各省庁から既定経費削減で持つてこいと大蔵省がハッパかけてやるじゃないですか。大体いつも三千億から五千億ぐらゐ出てくるじゃないですか、既定経費削減は。本気になれば出ますよ、この程度は。

私が言いたいのはお金の問題じゃない、政府の債務処理に対する手法、基本的な哲学、これが国民から余りにもかけ離れているんじゃないですか、これを言っているのです。

そして、ちょうど橋本内閣から小淵内閣にかわったんですから、これは橋本内閣で閣議決定して通常国会へ出されて、臨時国会に継続されて今審議しているのですから、ちょうど小淵内閣は財政構造改革法についての凍結宣言もされたんだ、これは財政構造改革法で財政構造改革法をつくるのと同じように、一体不離の形でつくれた法案なんですよ。であるならば、総理の決断で幾らでも見直し、修正はできるのです。橋本総理でしたらできないでしょう。それは小淵総理だからできるのですよ。そこをぜひ決断をすべきである、

このように思います。

最後に、私は、国有林野の問題についても伺いたいと思います。

これは後ほどまた一般質疑等の中で詳しいことは質問したいと私は思いますが、この国有林野の事業改革、一番私が心配しているのは、一つは人員のリストラ問題です。総理、平成八年度末一万五千人。定員内の職員九千人、定員外の職員六千人、合わせて一万五千人。これを十五年度末に三分の一度にする、こういうのです。そして、この定員外の六千人のところの仕事は全部全面的に委託事業に切りかえる、言わなければこれはゼロにするということ。これはなかなか至難のわざなんです、総理。

林野庁に、自然退職でこれがどうなるんだ、調べて報告させました。平成十五年度末、二千人から二千五百人は自然退職のまま置いておくが残ってしまします。それでも三分の一度にするとなれば大変です。全体で五千九百程度です。このリストラについてはソフトランディングさせなきゃならない、生首は切れない、こういう問題もあるんだ。

あるいは、残った一兆円の債務については、国有林野事業の特会に残して、今後国有林の資産の処分で五千億、木材生産などで五千億収入を得て、それで一兆円を五十年かけて返す、こういう法案になっている。これも果たして大丈夫かな、こういう危惧もあります。

ぜひ総理、この点についても精査していただいて、国有林野事業の改革については私どもは賛成です、改革は。しかし、そういうリストラやあるいは今後の残った債務処理には問題がある。これから国有林野事業は、今までファイブティール・ファイブティールだった公益事業と林産物生産事業、これが八対二で、環境保全、国土保全、管理八、林産物生産事業二、これは時代の流れです、緑を守り、森林を守り、こういう思い切った改革については私は賛成です。しかし、その中身を精査していくと今のよう問題があるんです。

どうか総理、この対応については慎重にしたい。この点について最後は総理のお考えを伺って、質問を終わりたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 今回の国有林野事業の抜本的改革につきまして、今国会から基本的な方向性についての御理解をいただきました。その中で、いわゆる要員の体制についてのお話もございました。お話にありましたように、俗に言う生首は切れないということでは当然のことです。ございまして、嘗々として山を守ってこられた方々をこれからどのような形で、雇用問題、労務問題、こういうことに十分の配慮をしつつも、一方、徹底した合理化、縮減を図って、そうした要員をもって山が守れるという形のものにしていかねければならぬことは当然だろうと思います。

なお、五十年かかって一兆円の処理の問題についてお触れにされました。

かなり先の長いことではございますけれども、ともかくにもその計画を立てて、それを着実に実行していくという形の中で計画がなければならぬわけではございますので、そうしたことに付いての諸点につきましての御意見あるいは御提案等は承らせていただきますけれども、政府といたしましては、今般提出をいたしております法案が、長い間かかってこの問題の最終的処理として御提案をいたしておりますので、重ねてではございますけれども、ぜひ御理解もいただきたいと思っております。

○宮地委員 最後に、総理、一時間足らずの質疑の応答でございましたが、どうか国民の立場に立つて、そして、小淵内閣は本当に国民の側にいた。内閣なんだ、どうかこの行動を示していただきたい。そして、いろいろ官僚の諸君の抵抗もあるでしょうが、やはり不条理な点は改めて、国民のためにどうか決断をして、この法案の思い切ったそうした修正をすべきである、このことを私は強く要請をいたしまして、質問を終わります。

○大原委員長 二見伸明君。

○二見委員 国鉄の長期債務の問題について政府の御見解を承る前に、今般、北関東、東北を中心にして大規模な洪水が発生しました。十数名の方がお亡くなりになりました。私は、その方々に心から御冥福をお祈りしたいと思っております。

また、依然として行方不明の方もいらっしゃる。けがをされた方もいらっしゃる。家屋の全壊、半壊、床上浸水、床下浸水等々の被害を受けた方がたくさんいらっしゃるし、農産物に対する被害も相当なものだと私は思います。私は、これらの方々、これらの被害について政府は全力を挙げて対処してもらいたい、これをお願いいたします。と同時に、復旧作業が始まりますけれども、地方自治体にとっては大変な負担だろうと私は思います。復旧に取り組み地方自治体の財政も念頭に置きながら、政府のきちんとした対応をお願いしたいと思っております。

それでは、長期債務について若干お伺いをしたいと思っております。

昭和六十二年に国鉄清算事業団が処理することになったのは二十五兆五千億円であります。そして六十二年当初めでは、土地、株式等の自主財源を充ててもなお残る債務等について、最終的に国において処理するものとされた。その最終的に残る債務は幾らか。試算では十三兆八千億円で当時は見込まれました。ところが、今は二十八兆になんなんとする。十三兆どころか二十八兆になんなんとする巨額な債務であります。細かいことは別にして、結局これは難しい問題を先送りしたツケの恐ろしさというものを私は心に感じてい

るわけでありまして、私もこの期間に、短期間とはいえ、運輸大臣を経験したわけでありまして、全く責任がないと私は自分自身について言いません。しかし、あえて自分勝手に言いますと、私が運輸大臣のときに、この問題は運輸委員会が議論になったんです。これから本格的に、大変だから取り組まなきゃならぬなと思っているときに、内閣総辞職で運輸大臣を首になったものですから、その点では

責任の一点はあるけれども、こういう事態に追い込んだというのか、追い込まれた責任は九九%政府・自民党にあると私は思います。

難しい問題を先送りすることの結果は大変なことになるんだというふうに私は認識しておりますけれども、総理大臣の御認識はいかがでしようか。

○小淵内閣総理大臣 これも御答弁を既にいたしておることでございますけれども、やはり事業団の債務処理について、六十三年の閣議決定に基づきまして資産の処分を全力を挙げて取り組んでまいりましたが、時あたかも地価高騰の問題がございまして、土地売却の見合わせ等がございまして、私、今般、この答弁に当たるときは、当時の議事録あるいはまた新聞論調その他拝見をさせていただきまして、確かに当時としては、土地高騰などの中で、さらに、この国鉄用地を、さらなる需要が高まっておる中でこれを売却するということとは、ますますもって地価高騰に拍車をかけるということでは、これをやめるべきだという論調がほとんどございまして、そうした中で、結果的にはその土地の売却等も行い得なかったわけでありまして、その他、株式市況の低迷等、いろいろと、その処分が思い通りに進まなかった。一方で、国鉄改革により負担とされる債務や年金の支払い、こうした国鉄改革後に新たな問題として年金問題の負担を負った等のこともありまして、結果的に、総合いたしました上で、債務が増加し、今二見委員御指摘のような数字に膨張したわけでございます。

そうした中で、政府といたしましては、国庫の補助金交付や一般会計による事業団の有利子債務の承継など、その時々できる措置は最善を尽くしてきたことではございますけれども、結果的にまたこういった事態を招きましておるわけでございまして、いよいよこの時点で参りまして、国鉄事業団の債務の徹底的な処理の実現を図ることなくしては政治の責任を果たし得ないという立場で、今般この関係法案を提出させていただいておるという

ことでございます。この言葉を使いますとまたおしかりをいただくかもしれませんが、本場に、ぜひ御理解をいただいて、この機会にこの問題に対する決着を図りたいという政府の強い意思でございまして、この問題についての法案をぜひ今国会で御処理をいただくように、心からお願いたします次第でございます。

○二見委員 私は、やはり見通しが甘かったというところ、そして、その見通しが甘いことに気づいたときに抜本的な対策を講じようとしなかったところに今日の大きな問題があると思っております。

昭和六十二年十月十六日に、緊急土地対策要綱では、地価が異常に高騰しつつある地域内の用地の売却については、地価の異常な高騰が鎮静化するまで見合わせることにした。それは、総理がおっしゃったとおりです。当時、沙留を売れば三兆円、売れるのじゃないかと、五兆円じゃないかという話がありました。平成八年に沙留のA、B、Cを売ったときには、三千六百六十二億円で、十分の一です。高かったときに売った方がよかったかどうかというところはいろいろ議論の余地はあるけれども、国鉄の債務を減らすという観点から見ると、あのときの対策はどうだったのかというところは、これから歴史的な評価を得なければならぬだろうと私は思っています。しかし、土地が売れなくなりました。

そして、その二カ月後の昭和六十二年一月二十六日の閣議では、清算事業団の債務の総額は二十五兆五千億円と見込んだ。そして、そのときには「土地、株式等の資産の適切かつ効率的な処分を進め、自主財源の増大を図り、極力国民負担の軽減に努めるものとする。」という書かれた。国民は、そのときには、六十三年一月二十六日か六十二年ですけれども、六十二年の最初の試算では二十五兆五千億の債務等の総額は、土地なんかを処分した結果、最終的には十三兆八千億円だという六十二年当初の試算がありますから、いろいろあっても最終的には我々が負担しなければならな

いのは十三兆八千億円だ、こう理解していた。ところが、平成元年、これは六十三三年の翌年で、一年後、平成元年十二月十九日の閣議ではどういうことになったかというところ、平成元年度末には二十七兆円を超える見込みである。六十三一年一月二十六日の閣議では、国民は十三兆八千億円負担するんだと腹をくくっていた。一年後は、とんでもない、二十七兆円を超えてしまった。わずか一年で十三兆が二十七兆に変わってしまったんです。しかも、そのときにどう書いたかというところ、事業団の債務等から発生する金利等は年間約一兆五千億であり、事業団の債務等の処理は、いわば金利との競争である、土地を売ろうと株を売ろうと、それは全部金利に化けてしまうのだというのが平成元年十二月十九日の閣議での決定なんです。

まさにこれは、国民にとっては寝耳に水であります。借金は毎年減っていくものだと思っていた。ところが、とんでもない、倍にふえてしまった。一体これはどういうことなんだ、こう思うのは当たり前でしょう。そのときに何が決まったかというところ、平成九年までに土地を売れと決まった。これが、このとき政府が決めたことですよ。土地を売れ、それだけしか決めていない。この点、どう思いますか。

○川崎國務大臣 今の御指摘でございますけれども、一つだけ先にお話し申し上げたいと思います。

二十五兆五千億の借金が平成元年に二十七兆七千億になった、これはもう御承知のとおり、金利の負担がふえてきた、土地の売却が進まなかった、収入はなくて支出がふえたということであり、二十七年・七兆円の借金そのものが、資産を処理したけれども残ったという話ではございせん。

○二見委員 二十五兆五千億が二十七兆になった。どうしようか、このままではおけば大変だぞ、土地を売ろうと株を売ろうと、全部金利に持っていかれてしまうぞ、元本は減らないぞ。元

本を減らすのにどうするか、こう考えるのは当たり前でしょう。また、高い金利をどうするか。今回のスキームでは、繰り上げ償還することになりましね。我々は当時、この議論をしたときに、繰り上げ償還すべきだ、借りかえと言ったのです。借りかえしようじゃないか、高い金利で借りていくものを安い金利に借りかえようじゃないかという議論を我々はしていたのです。そのときに、当時の我々の言葉で言えば借りかえだ、今この法案が出てくれば繰り上げ償還だ、断固として反対したのは大蔵省ですよ。この点、どう思いますか。

○中川(雅)政府委員 資金運用部は、これまで国鉄清算事業団に對しましては、国鉄改革法に基づき、閣議決定を踏まえ、政府保証を付した上で、本格的な処理を行うまでの間、当面のつなぎの措置として資金の融通を行ってきたところでございます。

今回、国鉄長期債務の本格的な処理策の実施に伴い、国鉄清算事業団が廃止され、資金運用部に対する債務が一般会計に承継されることにより、資金運用部資金は従来貸し付けを行ってきた根拠、目的を喪失することになるわけでございます。したがって、一般会計に承継された後の債務につきましては、資金運用部が融資を行う必要がなくなるということで、今回の法律案に基づき、償還が行われるものでございます。

ところで、財投の過去の高金利のものにつきまして繰り上げ償還をするということは、借り手が負担の軽減を受けるかわりに資金運用部にそのコストを転嫁するものでございまして、資金運用部は、できるだけ低利の資金を供給するというところで、貸付金利と預託金利を同一といたしまして、利ざやを取らずに長期固定の貸し付けを行いなから、収支相償うように運営されているわけでございまして、このようなコストの転嫁を受け入れる余地はないわけでございます。

したがって、今回の本格的な処理策の実施以前に繰り上げ償還を行うことは困難であったとい

うことに御理解をいただきたいと思ひます。

○二見委員 大蔵省の説明は何度も聞いています。しかし、平成元年十二月十九日の閣議で、土地を売ろうと株を売ろうと、それは全部借金の利息に消えてしまふんだと言っておられる。どうやって金利を減らすかというのが当たり前でしよう、そのときは、

資金運用部の預託金とかいろいろ理屈を言うけれども、そのときに、高い金利で借りているものは低いのに借りかえましよう、やればいいじゃないですか。それが政治の決断でしょう。大蔵大臣、結局そのときも、金利はかきまますよ、全部金利に化けますよと言っているだけで、金利をどうやって減らすかという対策を講じようとしなかった。この責任は、私は大蔵省にあると思ひます。これは大臣の御見解を承りたい。いろいろな仕組みの、理屈の話はわかつています。

○宮澤國務大臣 御指摘のことはよくわかりますが、資金運用部としては、やはり独立の資金運用部としてそう考えたということかと思ひます。

○二見委員 それで、平成元年の段階で大変なことになることわかった。そのときに、平成九年度までに土地を売れということになった。一年で売れるものじゃないから、それはやむを得ないんだけれども。

ただ問題は、政府は「新たな財源・措置」については、雇用対策、土地の処分等の見直しのおよそつくと考えられる段階で、歳入・歳出の全般的見直しとあわせて検討、決定する。こうなっていますね。そうすると、雇用問題は、平成二年の四月一日に大体けりがついている。残っているのは土地の問題だけだ。土地の売却、それは平成九年度までだ。

そうすると、結局、いろいろな難しい問題は平成九年度までにこれは先送りですよ。既にこのときに、平成九年度まで先送りするということが決めたんです。大変だな、大変だと思えば、一方で土地を売らなから、では、どうしようかという議論が当然あって、平成元年の、二年、三年と

は言わねけれども、かなり早い段階でこういうやり方に委ねようという政治の決断があつて、私は当然だと思ひます。冒頭に、難しい問題を先送りすることの難しさ、結局それは最終的には国民がツケを払わされるんだということを、私が申し上げたいのはこういうことなんです。

このことについて、総理大臣、別に歴史の歯車はもうもて戻せないんだけれども、改めて御感想を承りたい。

○小淵内閣総理大臣 この問題につきましては、今日この時点まで達したということの過程の中には、二見委員がおっしゃられるように、幾つかのタイミングポイントがあつたのではないかと、ふいに理解をいたしております。そのことが適切にそうした時点での決断があるいはなされなかったのかもしれないが、これは恐らく国会におきまして、もちろん行政府としても十分この認識はいたしながら、その処理につきまして今日まで持ち越してきたということの中には、我々自身大いに反省をする点があつたのではないかと思っております。

私自身も正直申し上げて、ずっと長い間この問題に取り組んでまいったわけではありませんが、ただ、いろいろとお話の中で、例えば金利の問題なんかについてお触れになられたが、私も、JRの責任者等といういろいろお話ししている過程の中で、借りかえ問題等につきましても、たしか御要請をいたされたような経験もあつたように記憶をいたしておりますが、いずれにいたしましても、この問題について抜本的な対策を考慮しつつも、結果的には今日に立ち至っておるということだろうと思ひますので、御指摘をちょうだいすれば、まさにそういつた点での反省の上に立つて今日この法律案を出させていただいておるということでございます。

○二見委員 今回のこの問題で、論議の焦点は、いわゆるJRの年金負担分をどうするかというのが一番ある面ではわかりやすくて、わかりやすいだけに非常に難しい問題だと私は思ひます。

私は、先国会での衆議院の本院議での論議、それからきよの論議を聞きながら、JRに負担させることについての政府側の説明には無理があると思います。私は、JRの負担分は、JRの社員、福利厚生、問題だからJRが負担するのは当たり前だと思ふ。国民の税金でやるべきではないというのが私は一般論で、そう思います。しかし、平成八年の議論を踏まえてみると、だからJRに負担させるんだという政府側の言い分は、無理があると思います。

例えば、平成八年五月十五日の厚生委員会では、当時の新進党の青山三三議員の質問に対して、今回の移換金にかかわる清算事業団の負担について、本年三月に、「既存の債務等と同様の取扱いをする」すなわち、最終的には国において処理するということを開議決定されている、こう答弁があった。これは青山さんだけではない、鴨下さん等いろいろな人が質問した。同じ答弁をずっとされておる。橋本総理大臣は、五月十七日の厚生委員会で、今回の八千億円の移換金というものが移換されなければ、この仕組み自体が壊れてしまうわけでありまして、私は当然のことながら、この移換は行われると思ふ、また、それでなければならぬという答弁をされている。

これを素直に読むと、今になってJRに負担させるということには私はならないんじゃないかと思ふ。当時は、JRに追加の負担をさせるということとは恐らく政府は想定していなかったんだではないかと私は思います。いかがですか。

○川崎国務大臣 先ほどからこの御議論が続いておられますけれども、国において処理する、それは国が負担をすることだ、こういう仰せでございませうけれども、先ほどから申し上げておるとおり、清算事業団が負担をする、そして国が処理をするというところであります。今日、清算事業団が解散に至るという段階において、共済年金から厚生年金への移換金の問題、改めて議論をしておるというのが今日の議論であらうと思っております。そこで、最大の問題は、JRの職員の年金負担

をどうすべきか。私どもは、一つは、JTは全額、共済年金から厚生年金へ移行したときに、JT、事業主が負担をしておるという事実がございします。また、平成八年までJR自身が、共済年金、この負担二百二十億円をしておいたという事実もございします。また、福利厚生、給与の問題として、退職金については、JRの職員についてはJRが全額負担をする、こういう一つのものを照らし合わせながら今日の法案を提出させていただいているところでございします。

○二見委員 最近、政府はこの問題についてこう言っていますね。清算事業団の負担とされた額については、将来、清算事業団が廃止された場合に、最終的にだれが負担するか決められていない、最終のところである。これは、平成八年の時点においては、この移換金を含めて清算事業団の債務等の本格的処理方針がまだ決定されていない状態であつたからである。

これはどういふことですか。

○川崎国務大臣 基本的に、共済年金から厚生年金への移換金の問題につきましては事業主が負担すべきであらう、そういう意味では、旧国鉄を承継いたしました清算事業団それからJR、二つの事業主が基本的に処理するべきものであらうというところで、そのときはその負担ということで解決をしたものであらう。今日、清算事業団が解散をされるという事態にかんがみて、今申し上げたような理屈でお願いをしているところでございします。

○二見委員 平成八年五月の厚生委員会の議論では、いわゆる移換金八千億円、正式には七千七百となるのだからこれ、この問題について各委員は、こんなに清算事業団は負担できるのか、かぶれるのか、過重じゃないかというのが当時の厚生委員の方々の疑念というか危惧であつた。結局、負担し切れないで国民にツケを回すのではないかと質疑もあつた。政府はそのときに、国において処理しますということだつた。今私が指摘したように、清算事業団がなくなる時点で、JRの

年金の負担についてはどうするか、いわゆるアバウト八千億円をそのまま鉄建公団が引き継ぐのか、あるいはそこで改めて処理をもう一度検討するのか、そんな答弁していないでしよう。大丈夫なのかと言つたら、大丈夫です、国で処理します。それならこれで終わりとだれでも思ふよ、私もそう思ふもの。それを今になって、清算事業団が廃止された場合に、最終的にだれが負担するか決めていなかった、だから今になって決めたのです、これは余りに問題の本質をそらそうとした答弁だと私は思いますよ。いかがですか。

○川崎国務大臣 先ほど宮地委員から財源論の問題がございました。これは確かに、国から六百五十億の繰り入れをずっと続けていけば、いつかは払い終えるのだという財源論でございします。まさにそのとおりであらうと思ひます。

しかし、私どもが申し上げておりますのは、やはり共済年金から厚生年金への移換、もっと申し上げれば、国鉄が清算をされる、そして新しいJRという会社ができて上がる、そのときに、この間というものの整理は終わっている、切れている、しかしながら、年金問題については共済年金という形で継続をする。それはまさに従業員、職員の福利厚生の問題でありますから、当然、共済年金はそのまま残っていくという理解のもとで今日まで進んでまいりました。

そこで、共済年金から厚生年金へ移るといふ新しい事態が生まれて、平成八年の一つの議論が出てまいりました。そのときに、事業者であります国鉄、清算事業団とJRとの案分が決められたことは事実でございします。しかしながら、今度は清算事業団というものが解散に至るという中で、この共済年金移換分、まさに福利厚生分としての負担、どうあるべきかという議論の中で、JRの職員に關しましてはひとつJRに御負担をいただきたい、このような法案を提出させていただいているわけでございます。

あるという議論があつた。私も、その運動といいますか、それを支持しているいろいろな会合で議論もしてきた。それは当時、運輸省や厚生省はわかつていたはずで、確かに具体的になるのは平成八年だろうけれども、しかし、国鉄改革が終わつた段階で、六十二年以降の問題が大きな焦点となつてきた。当然、そうすれば、もし厚生年金に統合して移換した場合にどうなるかということ、は、全く考えもしないわけにいかぬでしよう。そうなければ、今ここで議論しているような問題は、既に六十二年、六十三年、六十四年、六十四年は平成元年か、これは政府部内でも議論もあつたはずだし、その場合、どうしようかということぐらひは検討していたはずで、むしろ、現場の役人、人々でなければまさに政治家が主導して、こういう場合どうやるんだということは当然あつたはずで、

それでは、もし平成八年の五月の段階で、当時は、八千億円は大丈夫か、過重ではないかという議論だつたけれども、さらに一步突っ込んで、国において処理をするということの中にはJRの負担は入っているのですかと聞かれたら、そのときは何と答えたのですか、もしそういう質問があれば、JRに負担させませんと言つたのか、JRにも自分の負担をしてもいいと言つたのか。もしそういう質問が出た場合、どうなりましたか。そのときは八千億円の議論しなかつた。そのときももう一步突っ込んで、八千億円が払い切れない、そうならば、払い切れない分は税金で持つのですか、JRが追加負担をするのですか、という一度追いかけた質問が出た場合は、果たしてそう言えたかどうか。その点、どうなんですか。

○小幡政府委員 ちょっと説明させていただきます。

お話しのように、平成八年の厚生年金と鉄道共済年金の統合の際に、移換金の負担が鉄道共済側として必要になつたわけでありまして、その負担につきまして、具体的には七千七百億の負担につきまして、厚生年金の方から、清算事業団が非常

に収支繰りが悪かったものですから、果たして円滑に支払いがあるだろうかという不安、それからもう一方、我が運輸省といたしましては、清算事業団、なかなか収支が悪うございましたので、将来、七千七百億というものが負担し得るかどうか、こういう問題意識がございました。

そのために、ここに対して例の閣議決定を用意していただいたわけでございますけれども、その趣旨は、大臣申し上げましたように、ほかに抱えております、六十二年以来抱えております他の二十数兆の債務とそれからこの移換金債務七千七百億、この全体につきまして、将来、土地等の処分等の見通しがつく段階において、所要の財源・措置等も検討しながら、検討、決定していくということ、政府として責任を持って行うということとを実は言っていた趣旨の閣議決定でございまして、「国において処理する」というのは、責任を持って将来決めるということでございます。

その意味で、その当時においては、JRに将来負担していただく可能性はあるとか、あるいはないとかというようなことの議論はされておりました。

○二見委員　されていないのじゃなくて、むしろ我々は、JRの問題は、年金の問題はこれでけりがついたなという、平成八年の段階でそういう受けとめ方をした。それは、我々もそう思うし、JRもそう思うだろうし、突然三千六百億円、年当たり二百四十億円を負担しろと言われれば、びっくりするでしょうよ、あれ、どうなんだと。それは平成八年の答弁をずっと読んでみると、私はびっくりする方が当たり前だと思いますよ。それを今になって、いや、これはJRの社員福利厚生にかかわることだから、国民の税金で何かするのはおかしい、これはJRの方でやってください。しかも、平成八年にその議論をやったじゃない。しかも、この問題は、いつか厚生年金に移換するということは大体わかっているわけだから、当然いろいろなケースを考えていたわけなんだから。

ら。

私は、その点では、政府は、この問題は一番面倒くさい問題だ、もし、いや、将来負担することはありませんでよというような答弁をすれば、また別の議論が沸き起こって、この辺はまたまらなかつたかもしれない、そういうことがあるものだから、臭いところ、肝心の、一番将来問題になるなと思われるところはふたをしてしまつて、通り抜けたのではないかと、いうふうに私は思っています。いかがですか。

○川崎国務大臣　当時の詳細については私は承知していません。

ただ、先ほどから御答弁申し上げておりますとおり、国鉄清算事業団の負担とされた、国が処理をする、と書かれておる、その中でさまざまな議論が積み重ねられたということ、今日法案を提出させていただいている。理由についてはいろいろ申し上げたとおりでございます。

○二見委員　この議論ばかりやってもらえませんか、ちよつと話を交えますけれども、今度、たばこ特別税を導入しますね。これはいろいろ議論がありました。だから、この議論を省きます。財政物資という耳新しい言葉を聞いたものだから、びっくりして広辞苑を引いたら、これは広辞苑に出ておりません。大蔵省の税務に聞いたら、これは税の世界では古く使われている言葉ですと。たばこは財政物資だ、嗜好品だから。酒はどうですか、酒も財政物資ですか。

○尾原政府委員　お答えいたします。酒もたばこと同様、財政物資というふうになつておりましたが、御承知のように、酒税につきましては、平成六年度税制改正におきまして、酒類間の税負担の公正を図るということで引き上げを行つております。また、平成九年、十年度の税制改正で、御承知のようにWTOの蒸留酒の税率格差の問題がございまして、その改正途上にあるわけでございます。

○二見委員　財政物資というのは、「特殊な嗜好品であり、景気動向に比較的左右され難く、安定した財源を確保できる、いわゆる財政物資」。酒については、平成六年度といろいろな御説明がありましたけれども、しかし、財政物資である以上、別に来年上がるという意味じゃありませんけれども、財源を確保するために、酒税もいつても引き上げられる、一般論としてそういうものなんですか、これは。

○宮澤国務大臣　私も、出たり入ったりしておりますけれども、この言葉は余りよく知りませんでした。正直言つて、余りいい言葉じゃないように思っています。

それは、嗜好品でございますから、ある程度、一般の課税よりは多少の弾力性はあつてもいいことだろうと思つて。しかし、たばこについては言え、価格の中で税金が占める割合というのは、おのずからやはり、どれだけあつてもいいというわけでもございせんし、酒は、今主税局長申しましたように、国際的な、WTOなんかの関係がございまして、これも勝手に税金を幾らでもできるわけのものではないというふうに思っています。

○二見委員　いろいろ理屈をつけるけれども、取りやすいところから取つたというふうな印象を私は持ちます。私はたばこを吸いませんから、私個人には影響はないけれども、酒の方はだめですな。財源確保のために酒税を上げるといふたら、体を張つて反対しますから、そのときは、それはそれとして、やはり取りやすいところから取るという、それは否めなないと思つて、いろいろ理屈をつけても。

これは、湾岸戦争のとき、法人税の臨時特別税というのをやりましたですね、湾岸危機の九十億ドルの財源捻出で。ケースは違つけれども、たばこの特別税も性格的には同じようなものだと考えてよろしいですか。片方は湾岸、片方は国鉄。いかがでしょうか。

○寺澤政府委員　お答え申し上げます。先生御指摘の法人臨時特別税につきましては、湾岸平和基金への追加的資金拠出のための財源措置の一環といたしまして講じられたものでござい

ます。その税収が入つてくる間のつなぎのために発行されます臨時特別公債の償還財源に充てるものでございまして。この関係を明確にするために、法人臨時特別税の収入を国債整理基金特別会計に直入するという措置がとられたわけでござい

ます。

○二見委員　時間が来ましたので、最後の質問になろうかと思つておりますけれども、私もかつて、短期間といふも運輸大臣を経験した一人でございます。して、この問題を非常に大事な、重要な問題だといふふうに認識をいたしておりました。

二十八兆円の債務をこのまま放置しておけば、二十一世紀には間違いなく三十兆円を超える、国民にツケを回すことになる。だから、今国会、何としてでも決着をつけたないと私は思つて。その決着は、政府の言い分を丸々丸で決着というわけにはいきません。これはいけません。

私は、与党も我々野党も、そしてこの法案を提出した政府も、そして今、一方の当事者であるJRも含めてテールに着いて、どうしようかという議論を真つ向からやらなければならぬと思つて。これが結局またとまずに先送りになれば、また利息だけを払う、二十一世紀には三十兆円を超える、国民にツケを回すということになると私は思つて。

我々野党三党は、この問題について、実務者が集まつてどういふふうにするかいろいろ検討をすることになつております。私はこの問題について、総理大臣に伺いたいのですけれども、国会の審議あるいは与野党の折衝の中においてある種の成果を得た場合、総理大臣として決断する用意、意思があるのかどうか、これは総理大臣にお尋ねいたします。総理大臣のお答えによつては、運輸大臣にお尋ねすることもあります。

○小淵内閣総理大臣　国鉄清算事業団の債務の処理は、全体として国民の負担に係る重要な問題でありまして、国民の見地から論議が必要だと認識をいたしております。

政府といたしましては、現在提案してあるのが最善と考えておることをぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○二見委員 公団が株を売ることになっている、三千百十億円を予定している。今の立て方は、三千百十億円、運輸省の予算が六百五十億円の補助金、そうしてJRの二百四十億円、こういうスキームになっている。JRに二百四十億円丸々負担させれば、それは株価を下げる要因になりますよ。そうなければ、三千百十億円の金なんか入ってこない。株価が下がれば、結局それは国民の負担じゃありませんか。二百四十億円JRに負担させるんだということに拘泥すれば、株価が下がって、結局全体として国民にツケが回ってくる。そのことも考えれば、かたくなに二百四十億円に拘泥する必要はない。与野党、政府、JRを含めてそういう歩み寄りのテーブルができ、そこで、国会の審議、与野党の折衝の結果等々、一つのリーズナブルな成案ができれば、当然それは政府はのんで当たり前でしょう。あくまでこれなんですというなら、これは廃案だ。このままでいくといえは廃案です、それは。間違いないですね。それでいいなら、それで結構。その点は、総理大臣、総理の決断いかんにかかりますよ。二百四十億円に拘泥し過ぎると、結局すべてがだめになると私は申し上げたい。

○小淵内閣総理大臣 今日、この法案の御審議を始めていただき、私も最高の責任者として本委員会に出席をいたしまして、午前から今までのいろいろと各先生方の御主張あるいは経過、またこの法案に至る間長い間この問題に専念をされてこられたそれぞれの委員のお話もお伺いをいたしました。

先ほど申し上げましたように、私、今、この法律案を提出いたしております立場でございますので、政府の原案、最もこれを理解していただきたいとお願いをいたしておりますが、これから段々の審議が恐らく本委員会におきまして行われるだろうと思っております。そうしたことの経過も、こ

れから十分運輸大臣その他関係の大臣からもお聞きをいたしながら、最終的にはこの国会で御判断をいただくというところに相なろうかと思っております。これから勉強させていただきたいと思っております。

○二見委員 これで終わりにしますけれども、この問題を二十一世紀まで残しちゃいかぬ、今国会できちんとリーズナブルな決着をつける必要がある。私は今、政府、与野党、特に国会の審議、与野党の話し合いが大事だということを申し上げましたけれども、私はやはり、JRも当事者ですから、JRもこの話し合いのテーブルに着けるように、運輸大臣にこれは頑張ってもらいたい。いたずらに運輸大臣とJRが敵対関係でお互いの物も言えない、本音の話もできないというようなことではなくて、やはりこれは、政府、JR、与野党、これが一つのテーブルに着いて、どうしようか、このままほっておけば二十一世紀大変なことになるぞ、結局それは国民に、国民の税金という形でツケが回ってくるんだぞという客観的な認識をする必要があると私は思う。その点、私は、運輸大臣にもJRをテーブルに着けるように努力をしてもらいたい。その中でお互いに知恵を出し合ってこの問題を解決していきたいというふうに考えておりますので、最後に、運輸大臣の御見解を伺いたい。

○川崎国務大臣 特別委員会です。こうした審議の場をおつくりいただいているいろいろな御意見を賜っておりますことについて、心から御礼申し上げます。

先ほど総理からお答えいたしましたとおり、現在提案している案が最善の策だと考えておりますが、各党の意見を聞かせていただく中、また与野党で話し合いが続けられる中、適切な案が出されればしっかりと受けとめて勉強してまいりたい、このように思っております。

また、こうした審議が始まりましたので、時間を見てJR各社とも話し合いをしてまいりたい、このように思っております。

○二見委員 終わります。

○大原委員長 一川保夫君。

○一川委員 私は、短い時間でございますけれども、このたびの国有林野事業の改革の問題につきまして基本的なところをお伺いしたい、そのように思っております。

これまで、質問者それぞれ、冒頭に今回の災害の問題を取り上げられてお見舞いを申し上げておりましたけれども、私も同感でございます。

特に農林水産大臣にお伺いしたいと思っております。農林水産大臣に、この災害が起るたびによく言われるのは、山の管理がよくなかったというようにも含めて、そういった反省を込めたような論評がよくあるわけでございまして、このたびの北関東なり東北地域を中心とするあるいは被災状況なり、いろいろな報道をごらんになって、農林水産大臣として今現在どういう所見を持っておられるか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたい、そのように思います。

○中川国務大臣 もとより日本は、細長く、背骨のような三千メートル級の山が真ん中にある、そこから、ほかの国々の川に比べると滝のような感じで川が海に注いでおるわけであり、しかも、年間の降雨量が二千ミリを超すという非常に雨の多い国でもございまして、治山あるいはまた治水、そしてまた国土の保全ということ、これはもう本当に日本の歴史とともに歩んでいよう感じがするわけでありますけれども、まだまだやるべきことがたくさんあるというふうに、改めて今回の集中豪雨災害で痛感いたしました。

先生はもうその道のプロでございまして、あえて申し上げる必要もないかと思っておりますけれども、国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能は、川上の山村地域だけではなくて、今回、本当に不幸なことに、まさに河口近くで大災害があったわけでありまして、まさに川下の都市

部、そしてそこに住む人々にも大きな災害を及ぼしたわけでございます。

このため、水も大事であります。そして、それを管理すること、そのために山あるいは森林をきちっと管理することがこれからますます必要になってくるということ、我が省といたしまして、植林、保育、間伐あるいは復元林施業といったことも今まで以上に頑張っていくかなければならないと思っております。この地形を何とかも人に優しい日本の国土にしていくために、天然力を生かした国土の保全というものに全力を挙げて頑張っていくかなければならないと、今回の災害を通じてつくづく思ったところであります。

○一川委員 今回の災害は、大変大きな雨量を伴ったということでは間違いなくございまして、そういう面では、今回の被災状況なり、またその原因のなものをしっかりと分析する中で、これからのいろいろな施策にしっかりと生かしていただきたい、そのようにまず要望を申し上げます。

さて、この国有林野の問題というのは、これまで、この制度が発足して五十年経過した、大変歴史のある制度でございまして、そういう制度を、今回、抜本的に見直しをかけて基本的な方向づけをしていきたいということでございまして、その方向づけをする、改革をするという場合には、当然ながら、これまでになぜこれだけ三兆八千億の累積債務を生じたかという、こういった体質なりのいろいろな問題点、そういったものが当然あるわけでございまして、まずそのあたりをどういうふうに見直しをしておられるのか。基本的なこの問題が、先ほど来若干そういう話題も出ておりますけれども、基本的なところをどういうふうに見直しをしておられるのか、そのあたりをまずお聞かせ願いたいと思っております。

○中川国務大臣 今先生御指摘のとおり、現在の国有林制度はちょうど五十年経過をいたしました。戦争中から敗戦、復興期、そして高度経済成長と、木材需要が非常に強いニーズがあったわけ

でございまして、そういう中で、一方では外材の供給も必要であったということで、昭和三十一年に木材輸入の自由化が完了するわけでありまして、それから、木ですから、何といても五十年、百年タイムの期間が必要になってくる。そして、その木がきちっと生えていることによって先ほども申し上げた国土の保全があるということでありまして、その間の時間のずれというものを結果的には埋められなかった。足りないときにはうわつと切ったけれども、気がついたら山にはまだ若い木ばかりが残っているというような状況。さらには、高度経済成長、その後のいろいろな経済状況の中で、円高という問題もありまして、外材がどんどんどんどん入ってきて、国産材需要が低迷する。また、国産の林業経営者が非常に厳しい状況に置かれて、経営が難しくなる。したがって、山を守るためのコストもだんだんかけられなくなっていくという、今は非常に悪い循環の中にあるのではないかと率直に私は思っております。

したがって、過去五十年の反省を、特に五十三年から四回の改善計画を踏まえてやってまいりましたけれども、先ほどから申し上げておりますように、先ほど総理からも、これがもう最終的な、二十一世紀に向かつての一つの大きな抜本的な改革なんだという御答弁もございましたが、五十年先を踏まえて、きちっとした形で、国有林、特にこの公益的機能を重点的にした形で、極めて自己努力を大前提とする形で、山を守り、そして国土を守っていくという観点、もちろん一部は生産活動にも資するような体制にしていかなければなりませんけれども、過去を十分反省し、将来に向かつてたえ得るような国有林野行政にしていきたいと思います。この法案を御審議いただいているということでございます。

○一川委員 今の大臣の答弁、ほぼ理解できますけれども、私は、その中で特に、いろいろな伐採が戦後相当無計画に行われてきた時期があるのではないかなというのを、自分自身もいろいろな

面に携わってきた人間としても反省しながら、そう思うわけですか。こういった伐採計画、日本の森林というものを基本的にとどいう計画で回転させていくかということも含めて、しっかりとした反省の中に改革の方向づけをせびしていただきたいということがまず一つ。

それからもう一点、余り皆さん触れられませんが、いろいろなコストがかかっているという中で、いろいろな合理化ですね、組織も含めて、そういうものに対する努力が余り実っていないのではないかと、思うわけですか。

○山本(徹)政府委員 まず第一点、先生御指摘の、伐採についてしっかりした計画を持って実施すべきであるという点でございます。御指摘のとおり、戦前戦後から高度成長期にかけて、木材というのは非常な不足物資であったものでございまして、国産の二〇〇、森林の三分の一を管理する国有林におきまして、この高度成長期には成長量の二倍程度の伐採を行って、国民の大変強い木材のニーズにおこたえし、また、当時卸売物価高騰の大きな原因でございました木材の価格の暴騰を抑えたわけでございます。

その後、オイルショック以降、高度成長期が過ぎまして、輸入の増大等もございまして、木材の伐採量が減少するという事態に至ったわけでございます。今度の御提案としております改革法案におきましては、計画的な伐採、また公益的機能を重視した森林整備というものを重点に置きながら、長伐期施業また複層林施業等に工夫して、国民に期待される立派な森林として整備し、また計画的な伐採を行ってまいりたいと思っております。

それから、これまで組織あるいは要員の合理化の努力が実っていなかったのではないかと、御指摘でございます。私も、五十三年度以降の四次にわたる改善計画におきまして、そういったリストラにも懸命な努力をしまして、そういったわけでございますけれども、オイルショック以降の低成長経済

のもと、また木材の代替資材が非常に普及したことも、また輸入が拡大する中で、木材の需要、価格が低迷し、また国有林において伐採する資源が減少してきたという点から、十分な改革の実を上げるに至らなかった点を反省して、今回抜本的な改革案を御提案し、二十一世紀に向けて国民に期待される国有林の整備を行ってまいりたいと考えております。

○一川委員 それで、今回の国有林の改革の方向づけで最も基本的な転換と称されておりますけれども、要するに、こういった公益的な機能をできるだけ重要視していきたいという観点で、従来、国有林の中でもそういう木材の生産林として活用する部分は五十数%、全体七百六十万ヘクタールの五十数%はそういう部分だというふうな位置づけをしていたわけですね。それを今回からは二〇%ぐらいにする、残り八割は公益的な機能を重視しながら管理していくという、割と大胆な方向転換をされるわけでございます。一方で、この国有林のいろいろな伐採量が今後どうなっていくのかというところが、僕もちょっとそのあたりが理解したいところもあるのですけれども、これから一兆円という債務を償還していくという中で、国有林のこういった伐採量というものは、基本的にこれまでもこれからと大幅に変わるのかどうか、そのあたりも含めて、ちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○山本(徹)政府委員 ただいま御質問の伐採量の見通し等でございますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、高度成長期、昭和三十一年度には例え二千三百二十五万立方、これは成長量の二倍の伐採を行いました。その後、オイルショック以降、木材の需要、価格は低迷し、また国有林の資源も伐採可能な資源が減少してまいっておりますので、平成九年度においては、六百四十九万立方、したがって三十九年度対比約三分の一、これは同時に、現在、成長途上にございまして、国有林の木材の成長量の約三分の一の伐採にとどまっております。

今後、公益的機能を重視しながら伐採の計画的な実施を図ってまいりたいと考えております。平成十一年度―十五年度までは、伐採を、長伐期施業、複層林施業等を導入するために、毎年四百六十万立方程度、現在よりさらに減少いたしますけれども、その後、国有林の資源は、戦後大量に植林した森林が収穫期に入っておりますので、平成四十年以降はおおむね年度平均千五百万立方程度と推定いたしております。私どもは、こういった千五百万立方程度の水準で、長期的に伐採量を平準化、安定化させたいと考えております。

○一川委員 もう持ち時間がなくなりましたので、最後に小淵総理大臣に、一言、総理の決意も含めてお話を聞きたいわけですが。

この森林の問題、国有林の問題も含めてでございますけれども、我が国の七〇%近い面積を森林がカバーしているわけでございます。しかし、そこに住んでいる方々は割と数が少ないというところで、政治家の方々はこの森林問題に関心を持たないというケースが非常に多いんじゃないかというところで私は心配をしているわけです。ただし、この森林というのは、単なる森林地域だけじゃなくて、その下流域の皆さん方に対して大変な恩恵を授けているわけでございます。そういう面では、私は、もう国民挙げてこの森林問題に関心を持って取り組んでいく必要があると思っております。

そういうことで、小淵総理も水源地域に近い県の出身でございまして、そういう面で、国有林野の問題をきつかけに、この森林問題、我が国の林野行政といえますか、こういう問題について、総理のこれから取り組まれる決意のほどをぜひお聞かせ願いたい、そのように思っております。

○小淵内閣総理大臣 委員御指摘のように、我が国土の七割を占める森林が、木材の供給ほか、国土の保全、水資源の涵養、二酸化炭素の吸収等、国民生活にとつてかけがえのない重要な役割を果たしておることは十分承知をいたしております。

このような森林の機能の十全な発揮のため、森林整備を計画的かつ着実に推進することとし、特に国有林は国民共通の財産であるとの認識のもと、このたびの改革法に基づき、公益的機能を重視した管理経営に転換するとともに、累積債務の処理を行うなど、抜本的改革を着実に推進してまいりたいと思っております。

御指摘のように、私自身も生まれ育ちましたのは国有林を背景にいたしましたそうした地域でございます。緑の大切さということにつきまして十分承知をいたしておるつもりでございますので、全力を挙げて努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○一川委員 細部の質問につきましてはまた次回にいたしまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○大原委員長 平賀高成君。

○平賀委員 日本共産党の平賀高成でございます。

私は、国鉄、林野の長期債務の問題についてまず質問をいたしますが、この長期債務の問題というのは、これは合わせますと全部で三十兆を超える膨大な長期債務です。国家予算の四割にも匹敵をしております。一体これがなぜ生まれたのか。これは国民に責任がある問題ではなくて、政府に明確に責任がある、失政の問題です。これをまさに全く責任のない国民に押しつけるわけでありますから、私は絶対に認めるわけにはいきません。

しかも、分割・民営化のときに国家的な不当労働行為で生まれた千四百七十七名の国鉄労働者の皆さん、当時の中曽根元首相は、一人たりとも路頭に迷わせない、こういう約束をいたしました。ところが、十年たつて、この国鉄労働者の皆さん、千四百七十七名の労働者の皆さんは一体どのような状態にあるのか。まさに路頭に迷わされています。放置されたままであります。そして、今回の政府が提案をされました長期債務の処理策の問題につきましても、これは、十年前にはきれいさっぱりと解決をすると言っていたものが何と倍に膨れ上

がって、しかも一体どこからお金を持つてくるのか、たばこだとか郵便貯金、全く関係のないところからお金を持つてきていて、本当に無責任な話だなというのが私の率直な感想であります。

しかも、今回の営林署の統廃合の問題でも、七月十三日に突然発表されました。私たちもいろいろ調査に行きますと、全国の多くの自治体が、私たち何の相談もなく突然決定をされたことと本当に大きな怒りの声を上げておりました。

私は、こういう重大な問題を議論する場でありますから、十分慎重な、時間をとった議論が求められていると思います。きょうはせっかく小淵首相が見えておりますので、私は、分割・民営化のこの長期債務の基本問題について少し議論をしてみたいと思えます。

まず、長期債務をこまごまと膨らませた政府の責任についてであります。

分割・民営化の最大の課題は、国鉄の長期債務の解消でありました。ところが、政府は国民負担を圧縮すると約束したにもかかわらず、十三・八兆円のこの債務が、十年後の九七年度末には何と二十七・八兆円に膨れ上がっているわけです。その上、政府は債務を倍増させたみずからの責任に全く無反省のまま、巨額の長期債務を何の責任もない国民に押しつけているわけです。国民の税金を銀行に三十兆も投入し、その上さらにこの国鉄、林野の長期債務も九兆と国民に押しつけるといふことになるのは、私は絶対に許されるものではないと思います。

総理は、この国鉄の長期債務の国民負担が二倍にふえた問題、一体何が原因だとお考えになつて

いるのか、端的に説明をしてください。

○小淵内閣総理大臣 先ほど来も御答弁申し上げておりますように、この国鉄清算事業団の債務処理につきましては、昭和六十三年の閣議決定に基づきまして、その処分に全力を挙げて取り組んでまいりました。しかしながら、地価高騰の問題に対処するための土地売却の見合わせや株式市況の低迷など、土地、株式の処分が思いどおり進まな

かった一方で、国鉄改革により負担するとされておりました債務や年金の支払いに加えて、国鉄改革後に新たに年金関係の負担を負ったこともあり、この結果、債務が増加するに至ったものでありまして、このことは遺憾であると認識をいたしております。政府として、これまで約一兆六千億に及ぶ国庫補助金の交付や一般会計による事業団の有利子債務の承継など、その時々情勢の中で債務の処理のためにできる限りの措置を講じてきたところでございます。

また、事業団の資産が減少した今日、事業団の債務の本格的処理を実施することは極めて重要な緊急課題であると認識をいたしまして、このため、政府といたしまして、今年度より、国鉄清算事業団の債務の処理の実現を図るため、関係法案を国会に提出させていただいたところでございます。

○平賀委員 今いろいろ御説明があつて、株式の問題がうまくいかなかったとか土地の暴騰を抑えるためにさまざまな規制があつたとか、いろいろ説明がされました。説明を聞く限りでは、これはしょうがないのかなというふうに思いますが、しかし私は、そこに原因があるというふうには思っておりません。大体、政府自身、長期債務を減らしていくためにやるべきことをやつてこなかったというのが実態だと私は思います。

運輸大臣にお聞きいたしますが、清算事業団法の第三十一条で、政府は、事業団の債務の償還等の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このために、事業団の債務の償還に関する基本的な基本方針をつくる、このことが三十一条に書いてあります。また、清算事業団法の第三十二条には、事業団は、その債務の償還等を確実かつ円滑に実施するため、運輸省令で定めるところにより、その債務の償還等のために行う資産の処分、資金の確保その他の事項について実施方針を定めなければならない、このように清算事業団法の三十一条と三十二条に書いてありますが、実際にこの実施方針をつくられませんでしたか。

○川崎国務大臣 御指摘のように、償還実施方針については定められておりません。

償還実施方針は、事業団が、事業団の債務の償還及び利子の支払いの予定額、資産の処分に関する業務の実施方針、事業団の債務の償還等のために行う資金の確保に関する方針、その他事業団債務の償還等の確実かつ円滑な実施に関する事項について定めるものでございます。

しかし、これらの事項については、既に償還基本方針、閣議決定という形において規定されております。特に土地、JR株式の処分方針については、その後、平成元年十二月十九日に閣議決定された「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する具体的処理方針について」においてさらに詳細かつ具体的に規定されるに至った結果、事実上、償還実施方針において新たに規定しなければならぬ事項がなくなつた、そんな事情によりまして事業団としての決定は行いませんでした。

以上でございます。

○平賀委員 今答弁がありましたように、つくつてこなかったというのは明らかだと思えます。

それで、政府は清算事業団法の第三十二条に明記されている償還計画さえもつくつてこなかったわけでありまして、説明の中にあつた閣議決定というの、これは法律ではありませんから、政府みずからこの法律をつくつて、法律に基づいて実施方針をつくるというのを決めたわけでありまして、しかしこういうことを決めたとつてこなかったというのは、私は政府の姿勢が端的にこここのところであつておられると思つております。

こういうことでは、私は国民は納得しないと思つていますが、いかがですか。運輸大臣にお願いいたします。

○小幡政府委員 御指摘のとおり償還実施方針の策定は法律事項でございます。清算事業団がこれを策定していないということにつきましては、必ずしも好ましい状態ではないと思つております。政府の累次にわたる閣議決定によりまして償還

実施方針を定めることと同等以上の内容について政府レベルで意思決定をしてきた現状を踏まえ、事業団サイドで改めて策定しないまま推移してきたことそのものは、実質的には問題を生ずるものではないというふうに考えております。

○平賀委員 今答弁の中でありましたが、実施方針をつくらなくても実質上問題はなかったと言われましたけれども、では一体何でここまで、二倍にふえたのですか。大臣、答えてください。

○川崎國務大臣 今御説明申し上げましたように、閣議決定、また重ねて、事業団の債務の償還に関する具体的な処理方針、決定をいたして発表いたしましたので、それで御理解を賜りたい、こういう形で処理をいたしたようでございます。

○平賀委員 私は、今の答弁でも、御理解願いたいと言われましても、こういうことでは絶対に理解することはできません。

しかも、まだあります。利払いの問題でも、私は、やるべきことをやってこなかったというのが政府の態度だと思えます。

九三年の総務庁の行政監察局の国鉄清算事業団に対する監督行政監察結果報告、こういうものが出ています。これは平成五年の一月に出たものでありますが、七十ページにこういうことが書いてあります。「現状のように土地処分が順調に進まない場合、その間の利払費だけでも巨額となり、債務が雪だるま式に増加するおそれが十分あると考えられる。」こういうことを政府自身がちゃんと認識をしていたわけです。利払い費だけでも巨額になると指摘をしていたわけです。長期債務がここまで膨れ上がった最大の要因というのは、私は金利の問題だと思っております。

そこで、運輸大臣にもう一度伺いたします。が、分割・民営化が行われて以降、一九八七年以降、年金の問題も含めて一体どれだけの金利を負担してきたのか、その額について答えてください。

○川崎國務大臣 昭和六十二年から平成九年まで支払った借入金等の利子の総額は十兆八千億円で

ございます。

○平賀委員 今の答弁というのは、長期債務の利払いについてですね。年金も含めると一体幾らになりますか。

○川崎國務大臣 年金につきましては三兆八千億……（平賀委員「全部合わせて」と呼ぶ）全部合わせて十四兆六千億になります。

○平賀委員 先ほど政府の方から、朝、レクを求めて教えていただいたのは、長期債務の問題と年金の問題、合わせて、利息だけ合わせますと、これは八七年以降全部で十五兆八千億円で、こういうことをそちらの方から教えていただきました。

この十年間で、土地やそれから株式などを全体で十四・六兆円もの国民の資産を売却して利払いに充ててきたわけですが、今答弁がありましたように、これだけでもまだ足りなくて、そのためにさらに借金を繰り返す、こういうことで債務が大きくなつてきたわけですね。

我が党は、分割・民営化以降も一貫して長期債務の借りがえを政府に強く要求してきました。我が党が主張していたように、もし分割・民営化の時点で借りがえを行っていたら、債務がこんなに膨らむことはなかった、このように思います。私、総理大臣に質問をしたいと思いますが、なぜ借りがえを行ってこなかったのか、この点について答弁をお願いいたします。

○小淵内閣総理大臣 借入金に対する利子支払いというのは、いろいろなところからの借入金だろうと思います。国ないしあるいは民間の金融機関もあつたかと思いますが、当時の金利体系の中でそれは支払われてきたことでありまして、もしそれを代替するとすれば、国の方からの利子補給なりなんなりがでなければできない話でございます。そういう決断はされなかった、こういうことだろうと思います。

○平賀委員 大蔵大臣に伺いたいと思いますが、今回の長期債務の処理策で初めて債務の借りがえを行うことになりました。そのことによって二千

五百億円の利息が軽減されるということになるわけですが、今回の借りがえの措置について、これは政府の判断でやるということになったのではないですか。

○宮澤國務大臣 これは、先ほど財政改革の会議のことを申し上げましたが、将来に向かって、二十一世紀に向かって、今政府が背負っているいろいろな債務をなるべくこの際きれいにしまおうということが議論の一つの問題になりました。そこで、国鉄にしましても林野にしましても、そうでございますけれども、そのためには政府自身が、例えば資金運用部でございますけれども、いろいろな意味で、低利の借りがえに應じなければ全体の再建計画ができないということがござい

ますので、これは当然のことでございますけれども、そういう意味で、法律の規定によって払うべき負担はしようべきだというような思想でそういうことを決定いたしております。

○平賀委員 よくわからないのですが、少なくとも今まで、地方自治体がお金を借りていたものを借りがえをするのは、政府はいろいろ拒否をしてきました。しかし、この借りがえをやるに当たって、今回やるわけですね。

これは、政府自身が判断をすれば、別に何の障害もなく、法律的にも何ら制限もなく、政府自身が本当にそういう決断をすればできる問題なんではないでしょうか。この点について明確に答えてください。

○中川（雅）政府委員 一般的に、資金運用部は低利の金利で長期間融資をするということで、預託金利と貸付金利を同一としたしまして、利ざやをとらない仕組みで運営しております。したがって、過去の高金利の分を繰り上げ償還するということになりますと、それは借りがえは利益を得るわけでございまして、その分の負担を資金運用部に転嫁するということになるわけでございます。

資金運用部の場合には、今申しましたように利ざやをとらない仕組みでございますので、今の低

金利の貸し付けにつきましても、長期間、これは金利が仮に上がりましたが繰り上げ返済を求めない、そういう運営をいたしておりますので、高い金利のものだけ繰り上げ償還を受けるということになりますと、いわば片面的な不利益をこうむりまして、財政投融資の制度自体が成り立たなくなるわけでございます。

したがって、いわゆる金利の低下を理由といたしまして繰り上げ償還は、これは困難な仕組みでございますが、今回の繰り上げ償還と申しますのは、国鉄長期債務の本格的な処理策の実施に伴いまして、国鉄清算事業団が廃止されるわけでございます。資金運用部に対する債務が一般会計に承継されることでございますので、資金運用部とい

たしましては、従来、清算事業団に対して本格的な処理までの間のつなぎの融資を行うという根拠、目的を喪失することになるわけでございますので、まさに一般会計に承継された債務を資金運用部が融資を続けるという必要はないという判断で、今回の法律案に基づき、償還を行うことにしたものでございます。

○平賀委員 いろいろ説明がされましたけれども、私がこの問題で聞いているのは、借りがえをやるに当たって、これは法律を変えんとかそういうことがなければ借りがえができない問題ではない、これは政府自身が判断をすれば借りがえを行うことができる、そういう性格の問題なのかというのを聞いています。もう一回答弁をお願いいたします。

○中川（雅）政府委員 今申しましたように、過去の高金利のものを繰り上げ償還するということは、政府といたしましては、そういう判断をいたしますと財政投融資制度自体が成り立たなくなりますので、そういう判断はしないということにしております。

○平賀委員 本当に答弁になっておりません。まさに、そういう判断をすればできるんだと、現に今こういう提案をされているわけですから、私は、そういう点で、やれるべきこともやってこ

かつたというのは、はっきりしていると思ひます。

それで、私はちょっと試算をしてみたのですが、八七年の、これは分割・民営化されて以降ですけれども、資金運用部と簡保から借りている債務ですが、当時六・六兆円。この部分に限っただけでも、当時七・一％の金利でこれを借りてきたわけなんです。当時の貸付利息の四・六％に切りかえただけでも年間千六百五十億円、十年間でいえば少なくとも一兆六千五百億円の金利の低減ができるんだ、こういうことは明らかだと私は思ひます。

私は、一連の、この十年間の経過を見ましても、そもそも清算事業団が債務をしつかり返していくという返済計画もつくってこなかったし、さらに、本当に借りかえもやろうと思つたら政府の判断でちゃんとできるにもかかわらず、そういうことをやってこなかった。ですから、この長期債務がこれだけ、二倍にもふえてしまったというのは、これはまさに国民の側に責任があるのか、それとも政府の側に責任があるのか、はつきりしているというのが今や明白だと私は思ひます。

この点について、総理、どうですか。

○宮澤國務大臣 それは、しかし、貸している方の立場もございいますから、資金運用部の方はそれでどうなりますか。

○平賀委員 そのところは、まさに政府の判断だと思ひますよ。ですから、先ほども言われていましたけれども、まさに国民負担を本当に減らすという立場に立つのだったらできるということですから、現にやろうとするわけですから。ですから、私は、政府の責任というのは非常に今回明らかになったと思ひます。

次に行きます。

総理に伺ひます。今回の債務処理のスキームについて、この債務の元本は一般会計につけかえて六十年で返済するということになっていて、単純に計算しましても年間四千億円、こういうことになっているわけですが、一体この財源の裏づけはどのようにお考えになっているのか、この点について伺ひます。

○小淵内閣総理大臣 国鉄清算事業団の債務について、国民に負担を求めつつ、その本格的処理を実施することは、国鉄改革の総仕上げを行う上で避けて通れない課題でございます。

御指摘のとおり、事業団の債務や年金負担を処理するために国民負担をお願いしなければなりません。こうした事業団の債務の本格的処理の必要については、また御理解をいただきたいと思ひます。

○平賀委員 いや、四千億円の元本の債務返済の財源の裏づけは一体どうなっているのかというところを私は聞いています。

○寺澤政府委員 お答え申し上げます。

国鉄の長期債務の処理に關しましては、財政構造改革会議の企画委員会におきまして、あらゆる財源が検討されたわけでございまして、現在の提案をされております利払い費を中心とした財源のほか、元本償還についても財源をどうするかという議論がございました。

しかしながら、昨年の暮れにおきましては、当時の景気状況から、元本償還財源まで税負担に求めることは困難である、とりあえず利払い費が、利子負担が新たな元本の債務増加にならないようにしたい、これが将来世代に安易に負担を先送りしないという方針のぎりぎりの線だということ、このようなスキームが定められたわけでございまして、その元本償還に必要な財源につきましても、今後、予算編成過程におきまして、歳入歳出両面にわたり努力をしてまいりたいと考えております。

○平賀委員 まさにその内容が全く不明だ、これは本当に、今言われましたけれども、まさに先送りだというのが私ははつきりしていると思ひます。債務処理を一体どうするのかということが今審議に上つていながらもかわからず、まだ元本の返済の裏づけがはつきりしていないというのは、まさにこれは債務処理の方針がそのていをはなしていないというところが問われているというふうに思ひますよ。今のままでいきますと、これは一体どういうふうになっていくのか。

私、小淵首相に伺ひたいんですが、このままいきますと、毎年毎年一般会計から四千億円出さなければならぬということ、これは、新たな社会保障の削減とか、実際に私たちの国民生活に關係する予算が削られる、こういうことになるのではありませんか。

○宮澤國務大臣 これは確かに、おっしゃいますように、一つの問題であるわけです。

つまり、今まで利払いがだんだん積もって、大きくなつて、根雪になつてきた。今回は、少なくとも新しい雪が根雪になつてそれがふえるのだけは防ごうではないかというのが精いっぱいのところ、ございまして、正直を申し上げます。ですから、有利子債務が十五兆、無利子債務が八兆余り、これを六十年間で償還するといしますと、元本のための財源は四千億以上になる。その四千億をどうやってつくるかということ、今ここで具体的に計画が立つておりません、正直を申し上げます。

つまり、一般会計の歳入歳出両面で努力していかねばならないということでありまして、しかし、これによつて、利払いがふえて根雪が大きくなるというだけでは防げる、これ以上悪くしないというのはいっぱいのこと、それで、それが今の我が国の財政でなし得る、計画として申し上げられる限度だということでございます。

○平賀委員 これ以上悪くしないというふうには言われませんでした。今のままでいきますと、これは、新たな増税をするのか、それとも一般歳出を削るのか、それから赤字国債を発行するか、この三つに一つですよ。この三つしかないわけですよ。この長期債務は一体だれがつくったのか。これは国民がつくったわけじゃないですよ。にもかかわらず、そういう膨大な、国家予算の四割にも達するような長期債務を国民に全部九割とつけかえる、こういうやり方は本当に無責任なやり方だと思ひます。

今回の処理策で、皆さんもそれぞれ言われましたけれども、私は、おかしいなというか、不思議だなというふうに思ふのは、なぜ国鉄の長期債務の返済にたばこや郵便貯金のお金を投入するのか。特に、その象徴的なあらわれとして、郵便貯金の運用益を五年間にわたつて毎年二千億ずつ、全部で一兆円になるわけですが、債務の利払いに投入することになっているわけです。この預金者の金利は、銀行を圧迫しないようにということ、で、九三年の法改正で市場金利より〇・五％低くして集めているわけですが、郵便の利率は。大蔵省資金運用部の金利と預金金利の利ざやが以前と比べて大きくなったために運用益が増加をしたわけ、です。今後の金利の動向によりまして、場合によつては、今はいいかもしれませんが、これは、利ざやが逆転して、運用益を取り崩さなければならぬような、こういう事態だつて生まれてくるわけです。

これは、ことしの八月二十七日の朝日新聞に、「郵貯赤字一兆六千億円 来年度見通し」ということで出ていました。これは、今年度から千五百億円の赤字、高金利時代に大蔵省資金運用部に預託した資金が七年満期を迎えて低金利の預けかえとなつて利息収入が大幅に減るなど、来年度には一兆五千九百七億円の赤字に膨らむと見られている、こういう新聞の記事が出ています。

私は大蔵大臣に伺ひますが、なぜこの運用益を国鉄の長期債務返済に使うのか、この点についてはつきりと説明してください。

○宮澤國務大臣 計数だけのことでございまして、確かに利益が減りつつある、今おっしゃいましたことはそうでありまして、それはいいときのことでないかもしれない。しかし、特別会計の積立金というのはかなり大きな額でございます。したがって、これは十年から十四年までの五年間でございまして、二千億円、五年間で一兆でございまして、それは不可能になることはない、そう考へております。つまり、積立金が四兆九千億あるそうでございますので、それは心配ない。

○平賀委員 私が質問をしたのは、なぜ国鉄の長期債務に郵便貯金の運用益を投入するのかという質問ですよ。

○宮澤國務大臣 二つお尋ねがありまして、まず数字のことをおっしゃいました。

それから、それは先ほど申し上げませんでしたか。つまり、こうやって一般会計が負担をして、おっしゃいますように、たばこの特別税もする。そして、まあ言ってみれば、どこかで負担をし得るところがあればお願いをしたい、ひとつ持つてくれというような感じのことです。

これは、財政再建会議のときに、特別の部会を設けまして、そしてどういうふうにするかという検討をいたしましたときに、郵貯にはこれだけの特別会計に積立金があつて、まあまあ経営も決して悪くありませんので、ここにひとつ申しわけないがお願いをしようか、そういう程度に、しかし、一般会計の負担が大きくなっておりまして、支援を頼んだ、こういうことが本場のところでございます。

○平賀委員 まさに私は本音だと思いますが、しかし、その本音というのは、これは本当に無責任な話だと思ひますよ。大体、なぜ郵便貯金を使うのかという明確な理由がないわけですよ。とにかく財政が大変だから、お金のあるところからここに持つてこようという、これしかないわけですよ。ですから、こういうやり方というのは、長期債務をこれだけ膨らまして困つたから、では、お金のあつたところから持つていこう、国民負担だ、それから郵便貯金だということをやり始めましたら、これはまさに政府自身のモラルハザードだ、私はそう思いますね。

ですから、十年前に、分割・民営化をすればすべてうまくいくんだ、この長期債務の問題も全部解決するんだということを出発しましたが、しかし、やるべきこともやらずに、返済方針もつくらずに、そういうことでやってきて、結局国民負担は二倍に膨れ上がった。まさに、この一連の経過から見ても、本当に誠意があるんだつたら、もう

これ以上国民負担はやらない、そういう立場から債務処理の方針をつくるべきだ、私はこの際に改めて指摘をしておきたいと思ひます。

私たち日本共産党は、この債務処理の問題で、国民負担でいくのか、それとも、もう国民負担はやらせないんだという立場でいくのか、この二つの選択が今問われていると思ひます。私は本会議でも二回にわたつて日本共産党の提案を行いました。私は、やはり今の時点で、日本共産党が提案をしている、国民の新たな負担なしで解決をするというこの提案について、ぜひ小淵首相に考えていただきたいと思ひます。

私たち日本共産党の主張というのは、長期債務ができてきた経過に即してこれは解決をしていくんだ。一つは、長期債務をまず低金利のものに借りかえをするんだ。これは政府自身も今までやらないと言つてきましたけれども、今回やるというふうになりました。

そして、二つ目には、これは分割・民営化のときに、JRの本州三社に対して債務をつけました。しかし、これは本当に債務が小さかった。ですから、本当にこういう長期債務が大きな問題になつていくときに、少なくとも関係者でもありませんし、そのような債務を負担する、こういう状況にあるJRに対して応分の負担をやはりさせるべきだ。

そして三つ目には、抜本的な対策として、道路特定財源など、これを繰り入れました総合交通特別会計をつくつて、これで長期債務の問題についてもやはり検討していくべきだ、こういうことを私たち日本共産党は本会議の中でも二回にわたつて提案をしてきました。ぜひこの機会に小淵首相に検討していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○小淵内閣総理大臣 ただいま日本共産党の長期債務についての解決方法につきましてお伺ひいたしました。

まず第一に、低利の資金による借りかえにつきましては、今回の国鉄長期債務の本格的処理に際

して、財政投融资資金について一般会計が継承した後に繰り上げ償還することとしたしておるわけでございます。この事業団との縁を、きちんと今回繰り上げ償還することによって切つてけじめをつけていくということで、今回の政府の考え方はとつておるわけでございます。

次に、JR本州三社の応分の負担について、今回JRは、JR社員分の厚生年金移換金を負担することとしたしております。このこと自体も先ほど来いろいろ御議論をされておられることとございまして、これ以上にJRに負担を求めていくということが可能かどうかという問題もあらうかと思ひます。

それから、道路特定財源を含む総合交通特別会計の創設につきましては、特定財源制度は受益者負担の考え方によるものでございまして、ある施設の利用者の負担で別の施設を整備することが適当かどうか、また国民の理解が得られるかどうかという問題があると考へておりました。いずれも困難な問題だと思つております。

○平賀委員 もう時間が来てしましましたので、私は、この問題については後の特別委員会の審議の中で改めてやりたいと思ひますが、この論議の中でもはつきりしましたけれども、やはり政府の責任というのは非常に重大だと私は思ひます。こういう政府の責任を全部国民にツケ回しをする、こういうやり方に対しては私は絶対に認められるものではない、この立場を改めて最後に表明をいたしまして、時間が来ましたので、以上で私の質問を終わります。

○大原委員長 秋葉忠利君。

○秋葉委員 国鉄長期債務それから国有林野事業の改革に関連して何点か基本的な問題を提起しながら質問をさせていただきますと思ひます。

最初に、国有林野の方から始めたいのですが、まず最初に、これは、せっかく総理がおいでいただいておりますので、基本的な点ですから、認識を同つた上で先に進みたいと思ひます。国有林野事業、三兆八千億円の累積債務があるわけですが、この原因は何だということにお考えになつて

いるのか。

一般的な考え方で結構だと思ひますが、先ほど来、きよこの委員会の審議をずっと聞いておりますと、国鉄の清算事業団の債務それから林野事業における債務等、非常に重要な問題である、国全体として、日本という社会全体として取り組まなくては行けない問題だ、二十一世紀に先送りしない問題じゃない、そういう認識は、ここに出席している委員すべて、それから政府の関係者の皆さんも同じ思いだと思います。

それほど重要な問題であるならなおさらのこと、どういふ経緯でこれほど大きな問題が発生したのか、その責任はどこにあるのか、そのあたりについての共通の認識が形成された上で、ではそれぞれの立場からこういふ貢献をして問題を解決しようというふうな方向が出てくるんだというふうに思ひますけれども、先ほど来政府側の答弁は、本当に私たちが疑問に思つていふ点について真つ正面から受けとめて、実はこうなんだ、こ

こは理解した上で一緒に解決をしましようという姿勢には余り見えないのです。どちらかというところ、問題を糊塗して何とか隠して、つじつまを合わせるといったような答へに聞こえてしまいます。意図されていふところはそうではないかもしれせん、あるいは、財革会議等には我が党も参加をいたしましたけれども、そういった場では政府側の説明が説得力を持つものもありませんが、こういった委員会の中ではなかなかそういった方向が出てきていないような気がいたします。

国有林事業についての三兆八千億円の累積債務、何の原因でこんなに大きくなってしまったのか、そのことを、まず総理から基本的な考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 国有林野事業におきましては、これまで要員の合理化、事業の効率化、一般会計繰り入れの拡充等、できる限りの経営改善の努力を行つてきたところでありますが、木材価

格の低迷等によりまして財務状況が予想を上回って大幅に悪化したところでございます。

戦後、この焼け野原になった首都を初めといったしまして、これを復興するために木材需要というものが非常に多く、その時点ではかなり伐採が多く行われたわけでございまして、そういう中でその需要が大変大きく、国内のそうした木材資源というものが適切に活用されてきた。ただ、その後、御案内のとおり、いろいろ外材その他の輸入等もありまして、なかなか国有林のみならず、一般の私の山林経営も極めて厳しい環境になってきてまして、これが恐らく予想外のことでなかったかと思っております。そうした中で、要員の合理化等非常に努力をいたしましたけれども、結果的には事業としては極めて困難な状況に立ち至った、こう考えております。

そこで、しかしこのために、災害の防止等の国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の発揮を初めとする国有林野事業の使命を、さりながら十分これからも果たしていかなければならない、こういうことでございましたので、今回、この事業に対して改めてその過去の反省に立ち、国有林事業を改革いたしていかなければならない、そのために国民の理解を得ながら抜本的改革に取り組んでいかなければならない、このように考えておるところでございます。

○秋葉委員 ありがとうございます。

この国有林野事業の改革法案でけれども、今おっしゃったようなさまざまな非常に重要な役割を森林資源、水資源といったものが持っているわけですから、国民が持っている期待にこたえるべく、この改革法案、ぜひその改革法案の趣旨を生かしていただきたいと思っております。

次の点について伺いたいんですけれども、この三兆八千億のうち二兆八千億は一般会計負担ということになっております。残る一兆は新たな特別会計で五十年間で処理するということですが、この一般会計に移す二兆八千億、この利子負担について、財政構造改革会議では既存の農林水産関係

予算に支障を来さないという条件がついているわけですが、改めてこの点について確認をしたいと思っております。利子負担、非常に重要でけれども、同時に農林水産予算の方も大事なわけですから、ここがきつちりと分離をされているか確認をしたいと思っております。

○中川国務大臣 今先生御指摘の二兆八千億は一般会計が承継するわけでありまして、これが二・五％の金利ということで、掛け算をいたしますと七百十億円ということになるわけであります。この七百十億円のうち、先ほどから御議論いただいておりますたばこの方の特別税から半数の三百五十五億円をいただきまして、そして残り三百五十五億円が農林水産予算からの出費ということになりますけれども、農林水産予算をもう一度検討いたしまして、できるだけ節約をして、その三百五十五億が丸々、今までの予算に影響を与えることのないように、重要な政策遂行のためにこの三百五十五億円分を、ほかのところの節約でへこまさないように努力をしていきたいというふうに考えております。

○秋葉委員 それに関連して、その残りの一兆円の方ですが、これは新たな会計制度のもとで五十年かけて処理することになっております。

実は、ごこと、今おっしゃった三百五十五億の方とも関連があるんですけれども、長期収支試算といったものが当然あるべきだと思うんですが、その試算というのは既になさっているんですし、一兆円の方です。

○中川国務大臣 細かい数字は長官の方から答えさせていただきますが、平成十年度十月一日にスタートさせていたかどうかという前提で、平成十五年度までの五年半、集中改革期間ということでありまして、その間、御承知のとおり、その間といましようか、人件費等あるいは利子等につきましては一般会計からの繰り入れがずっと続くわけでありましてけれども、その集中改革期間におきましては、民間金融機関からの借り入れというものを当てにしております。

これは、財投からの借り入れはもうなくなったということでありまして、平成十五年年度までの五年半につきましては、民間からの繰り入れを回しながら収益を上げ、その段階ではまだ赤字がだんだん上がっていくような状況でありますけれども、その集中改革期間の間にはゆる要員等のリストアップ努力もいたしながらやってまいります。

平成十六年度以降につきましては、民間からの新規の借り入れもゼロという形の中で、いろいろな収益事業等も含めまして、五十年間かけて一兆円の剰余金を出してこの一兆円の借金に充てていく、これが平成六十年ということになるわけでございますが、御必要であれば、細かいことは長官の方から答えさせていただきます。

○秋葉委員 概要で結構なんですが、今のお話を聞く限りではそれなりの整合性はあるんですけども、例えば、収益事業というところで大体五千億円、半分ですね、これが計上されているわけですね。林産物収入は、公益のための林がふえているというところで林産物収入が減っていますし、木材価格は大きく変わりますから不安定です。

それからもう一つ、非常に大きな問題は、今次の水害、例えば福島、泰山が崩れたというところですね。そこを我が党の調査団が実際に視察に出かけた際に理解してきたことは、山が崩れたという程度のものではなくて、一キロか何か、とまかく距離は確定されていませぬけれども、土石流が実は福祉施設を直撃したというような状況で、我が党の調査団の認識では、災害の性質が非常に変わってきて、その根本的な原因はやはり山が荒れてきているということだ、そういう調査結果を私たちは得ております。

そういったしますと、収支の点から考えると、確かに、林野、土地、土石、こういったものを売って収入を確保することは大事かもしれませぬけれども、それと同時に、自然環境を保全する、あるいは災害の防止のために山をきちんと守っていくという観点から、相矛盾することを実はやらなくはないということになるような気がいたします。

ます。そういったしますと、この一兆円の部分についても、山を荒らさない、林野を守るといった観点から、例えば、一般会計からの繰り入れをしたり利子補給をしたりといったことでこの一兆円の負担部分を削減して、結果として累積債務が生じないような方策をとるべきではないか。となると、また先ほどの話に戻って、今度は一般の農水予算というところで非常に厳しい状況にあるような気がいたします。こういうところでも何か綱渡りをしているような計画のようにも見えるんですけれども、そのあたりについての認識を伺わせていただきたいと思っております。

○山本(徹)政府委員 先ほど、大臣から基本的な改善計画の方向を御説明申し上げましたけれども、さらに先生から具体的な御指摘がございました。まず、山を荒らしてはいけないということでございます。御指摘のとおりでございます。私どもも、これまでの国有林を木材生産を中心としたものから、国土保全、水源涵養あるいは国民に広く保健休養の場として開かれた国有林として提供していく等々の、公益的機能を重視した国民に本来に歓迎される国有林としてこれから整備していきたいと考えております。

そういった中で、まず収穫でございますけれども、これは山を荒らさないという形から、長伐期施業あるいは複層林施業等々公益的機能を重視した施業の形に改めてまいります。こういった中で、国有林の二割は木材生産を中心とした森林として今後育てていくつもりでございます。また、八割の公益的機能を重視した森林につきましても、これは木材を適期に長伐期施業等々、複層林施業等々の中で伐採することを通じて木材の販売収入は得られます。

そういったことを検討してみますと、現在まだ伐期に到来しない四十年生以下が八五％になっておりますけれども、これはいすれ伐期が到来し、木材収入として国有林特会への収入として見込め

るわけでございます。また、この価格につきま
しては、オイルショックまでは非常に価格が右
りに上昇してございましたけれども、四十八年以
降、横ばいでございます。内外の木材需給等を勘
案しますと、この横ばいの水準で算定するという
ことは手がたい方法であらうという判断で、先
ほどの収穫量の見通しと木材価格から、今後の木
材収入を見込ませていただいております。

（委員長退席、杉山委員長代理着席）

それから、土地の売り払い等でございます。
これは、私も国土の保全また治山事業とい
うのを大変重視しながら国有林の経営を行っ
ておりますけれども、三兆八千億のうち二兆八千億は
一般会計で国民に御負担をお願いするわけでござ
いますので、我々も徹底した組織のリストラを行
うことにいたしております。

そういった中で、余剰となった、例えば営林署
の土地等についてこれを計画的に売り払うこと
にいたしておりますが、これまで、バブル崩壊後の
過去平成四年から八年の年平均で、土地等の売
払い、毎年六百億円行っております。国有林とし
て今後も守っていかねばならない林野・土地
については私も大事にしていきたいと思ってい
ますので、そういう不要なものについてのみ売
り払うということで、最近の三分の一の年平均二
百億円を売り払い対価として予定しておりますし
て、平成三十五年までに五千億円の収入見込みを
立てております。

また、先ほどの木材収入でも五千億見込みとい
うことで、今後五十年かけて、利子補給につま
ましては一般会計から繰り入れることにいたして
おりますが、この一兆円については、私も、国有
林の公益的機能を重視しながら、あわせて効率的
経営を行いながら返済してまいりたいと考えてお
ります。

○秋葉委員 かなり詳細な御説明をありがと
うございました。

幾つか疑問がございますが、ちよつと時間があ
りませんので、また詳細については機会を改めて

伺いたいと思います。

今お話の中にありました組織のリストラをし
て、例えば要らなくなった営林署の土地を売ると
か、あるいは人件費で収入を確保するといった話
なんです。その点については非常に大きな問
題で、そういった不確定要素がたくさんある将来
計画、やはり不安に思ふのです。

それにしても、例えば、林野庁が七月十三日、
これは参議院選挙の翌日ですけれども、何の事前
通告もなく九十八の森林管理署、十四支署、八直
轄事務所の配置を発表なさいました。労使間の合
意ももちろんありませんし、地方自治体への説明
も全くなかった。我々政治家も、参議院選挙を
ずっと、ほとんど地元で張りついて頑張っている
という状況で、迅速に対応ができなかつた。何
か余りフェアなやり方ではないような気が
いたします。

ついでに申し上げても、どうもお役人の
このいうやり方でも疑問に思ふのは、死刑
を執行するのは必ず国会が開かれていないときで
すし、それと并列ではないかもしれませんが、
も、林野庁のこういった突然の発表というの
は、やはりおかしい。社会的に賛否の多い問題である
からこそ、国会開会中にきちんとした手続を経て、
真つ正面から議論をした上で、国民的な合意を得
るような努力をすべきなんじゃないでしょうか。
それを回避するために、せこいという表現
ちよつと余り上品な表現じゃないですが、そ
ういふような方法をとるといふことは全く納得が
いきません。

しかも、この現在の法案、ようやととき
議に入つたわけですから、それがもう七月にはそ
れに重大な影響のある配置を発表してしまうとい
うこともこれまた国会の軽視だと思ひますし、そ
ういったさまざまな点を考えると、今までずっと
お聞きしてまいりました説明の中にどこか隠さな
くちやいけないところがあるんじゃないのとい
う疑いまで抱かざるを得ない。

事を進めていただきたい。労使の合意が必要であ
るということが要員問題についてもずっと言われ
てまいりましたし、我々も主張してきましたけれ
ども、その点については、あくまでもフェアに、
労使の合意は前提にするということをおっしゃ
っているわけですから、その点もきちんと守って
いただきたい。

それから、国有林のある今のさまざまな直轄事
務所、森林管理署等の配置にしても、我々は、国
有林のある全国の百十三流域に何らかの組織を置
くべきであるという主張をしてまいりましたけれ
ども、改めて、そういった主張に対して、真つ正
面から受けとめて、きちんと議論をしていただ
きたい。その上で、抜き打ち的に決定をしてしま
うのではなくて、本当に国民の目に見える、それ
から住民や流域の地域の人たちの合意を得た上
で、きちんとした決定にしたいのだというふう
に思ひます。農水大臣、お考えをお聞かせくだ
さい。

○中川国務大臣 七月十三日の件については、本
当に我々も参議院選挙をやっている最中のこと
でございましたが、これは、二百二十九の営林署あ
るいは地元、どこを聞いても残してほしくない。
山村といえ、過疎とか、非常に厳しい条件、社
会条件も含めて、地域でありますから、残しても
残したいという気持ちでこれはもう全部であつた
と言つても過言でないと思ひます。

そういう中で、一方では、本当に早くこの計
画、抜本的な再スタートを切るために準備をし
ていかなければならない。そしてまた、徹底的な
自己努力をしないと、この二・八兆円あるは一
兆円というのに対しての国民的な理解というの
ものもなかなか得られないという、片方のそ
ういふ問題もございました。

したがいまして、七月十三日に、九十八プラス
十四の支署を含めました発表をさせていただいた
わけでございますが、関係地域、特になくなつて
しまふ地域については、私の地元もそうござい
ましたけれども、大変に驚きと悲しみがあつたわ

けでございます。

しかし、だからこそ、この計画を何としても遂
行していかなければなりませんし、そして、これ
はあくまでも林野庁の中での内部の決定事項に今
の段階ではすぎないわけでございます。国民的
理解のもとでこの計画を進めていくために、こ
の法案そしてまた省令等々、これに基づいてい
ろんな決まりを何としても成立をさせていただき
たい。そのために、ぜひともこの場で御議論を
いただきまして、法律の成立そして省令、そして一
月一日からの、先ほども申し上げた森林管理署等
の新しい体制に向けての御理解をいただきたいと思
ひます。

また、要員につきましては、平成八年の一万五
千人の三分の一程度を基本としつつという文言
が、我々が使っている言葉でございますが、何と
いいたしても生首を切るということ、これは絶
対にすべきではないことでございますし、また、
現場の皆さん方、八割が公益的機能として残るわ
けでもございまして、国土保全のために、何と
してもその営林署職員の皆さんが引き続き大きな
役割を持つていただいております。一方では、必要最
小限の職員ということも行革プログラム等々の
議論でもあるわけでございまして、今先生御指
摘になりましたように、労使でよく議論をして意
思疎通をきわめていただいで、双方、納得とい
ましようか話を尽くしていただいで、できるだけ
早い時期に必要な要員体制にさせていただきたい
というふうに思つておるところであります。

○秋葉委員 この施設も、自分のところは残し
てもらいたい、それはそうだろうと思ひます。だ
からといって、突然何の前ぶれもなく決定をして
しまふというのはちよつと乱暴で、大体、受験生
はだれでもいい大学に入りたいと思つて、だ
からといって、突然入学者を決めるといふのは
なくて、一応の客観性を持った入学試験というの
を行つて決めているわけですね。

だから、今回の場合でも、客観性を担保するの
は国会における審議ですし、明白に多くの人に納

得してもらえざる基準を公表した上で決定を行うということだと思ひます。そういった手続をきちんと踏んでいただくというところが大事ななところだと思います。そういったことによつて、公正であるということによつて、仮に自分の願ひが最終的な結果に反映されていなくても、それなりの納得を得られるし、将来の協力も得られるということがあるわけですから、ぜひそういった点についてお願いしたいと思います。

要員の問題については前向きのお答えをいただきました。

時間が余り残っておりませんが、国鉄長期債務問題について、一、二確認をさせていただきたいと思ひます。

この問題も非常に重要な問題だと思ひます。民主党としての立場もございしますが、これはさまざまな機会に申し上げておりますので省略いたしまして、総理のこの国鉄長期債務問題に対する認識、それから解決に向けた決意、簡単に結構ですからお聞かせをいただきたいと思ひます。

〔杉山委員長代理退席、委員長着席〕

○小淵内閣総理大臣 国鉄清算事業団の資産が減少をいたしております今日、事業団に残された債務の本格的処理を実施することは極めて重要な緊急課題であると認識をいたしております。

このため、政府といたしまして、今年度より国鉄清算事業団債務の本格的処理の実現を図るものと、関係法案を国会に提出させていただいておるところでございます。これらの法案に基づく施策が早急に実施できますように御理解を賜りたいと考えております。

○秋葉委員 先ほどのいろいろな御意見にも反映されておりますように、この問題、国民的に非常に大きな問題だと思ひます。

その中で、どういう形で解決するにせよ、国民的理解を得るということが非常に重要だと思ひますけれども、この長期債務問題について、JR側から出した新聞の一面広告というのは非常に目立ちました。それなりの説明を一生懸命している

という姿は感じられたのですが、政府として国民に対する説明を余り十分にやっているように見えませんが、どんな努力をしているのか、運輸大臣、お願いいたします。

○川崎国務大臣 政府のPRでございますけれども、やはり特別委員会でございます審議が始まる、この中で議論を重ねていく、これがまず第一だろうと思つております。

その他、記者発表、記者会見を通じた広報、それから運輸省の広報誌「トランスポート」というものを通じて広報をやらせていただいております。また、運輸省のホームページ、インターネットにも広報をさせていただいております。

ただ、やはりこうした審議を通じながらしっかりと御理解いただくように、一層努力をしてみたいと思ひます。

○秋葉委員 それだけで本当に十分でございましょうか。

やはりこの問題については、先ほどのいろいろ指摘があるように、国民の側が何かをしてその結果大きな問題が生じた、国民的な関心があつて何とか解決しようという慣性が働いている問題ではございません。ですから、やはり政府側から説得を積極的に行うということが必要なんじゃないかと思ひます。

それに関連して、JR東日本はこの問題について政府の案に対しては反対をしているわけですが、あれども、その理由の一つとして、外国の株主の理解が得られないということも挙げています。

政府としては、外国の株主に對して一体どういう努力を行っているのでしょうか。それがあつて非常に象徴的な問題だと思ひます。ビッグバンなどということが言われていますけれども、やはり、そんなことも考えると、外国の株主に對するきちんとした説明というのはある意味で必要最低条件じゃないかと思ひますが、お答えいただけますか。

○川崎国務大臣 在外公館を通じて広報とか海外マスコミの取材等と、ありきたりのことがここに

書いてあるわけでありませうけれども、まさに秋葉委員御指摘のとおりでありますので、しっかりと私も心がけてまいりたいと思つております。

基本的には、年金問題と昭和六十二年改革のときに国鉄改革として決められた三十七兆円の処理の問題、この問題は全く別の問題であるという御理解をやはりお願いをしていかなければならぬだろう。そういった意味で、御指摘いただきましたので、しっかりとしたいと思います。

○秋葉委員 まだ非常にたくさん問題があります。委員会の審議の中で機会を改めてまた伺いたいと思ひます。

時間が参りましたので、これで質問を終わります。

○大原委員長 中田宏君。

○中田委員 無所属の会の中田宏でございます。ありがとうございます。同僚議員の拍手をいただいて、気合を入れてお聞きをしたいと思ひます。

まず、この委員会で、国鉄清算事業団の債務処理に関して初めて実質的な審議が行われる日が、出されている本法案の十月一日の施行日、まさにもう時間がないようなこの時期に出していることについて、非常にこれは、今まで政府が国鉄債務についての問題を先送りしてきたある種の象徴があるような気が私はするわけであります。

昭和六十三年の一月二十六日に閣議決定しているのです。土地の処分収入等の自主財源を充ててもなお残る事業団の債務については最終的に国において処理する、こういうふうに閣議決定で決まっております。先ほど来の議論の中でも、やるべきことをやっていたとはいえないわけでありまして、計画すら立てていないわけでありまして、その意味においては、これは十年間サボタージュをしてきたと言つても仕方がないと思ひます。

そういう意味で、これは先ほど川崎運輸大臣も、議論をこういう場で重ねていくべきだ、こういうふうにおつしやいました。総理にぜひお聞き

をしたいわけですが、まず、このサボタージュの責任についてもちよつと一言いただきたいですが、何よりも、この法案をとにかく早く、一刻も早く通せ、通せというような形で、原案どおり何が何でも前に進めていく、こういう姿勢では私はだめだと思ひます。

この部分について、御答弁を総理からお願いしたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 中田委員お話しのように、今日まで長い間多くの経過を経まして、ぎりぎりの状況に立ち至つておりました。政府といたしましても、この機会にぜひ国鉄の清算事業団の債務の処理につきまして全力を挙げて対応しよう、こういうことになつてまいつておるわけでございまして、そういう意味では、大変厳しい環境に來ております。

確かに、六十三年の閣議決定以来、事情の変化がいろいろございまして、なかなか抜本的な解決に至りませんでした。このままの状況で参りますと、それこそ、今日事業団に残された債務の処理を本格的に実施いたしませんことは、まさに重大な緊急事態に相なるわけでございまして、そういう意味で、政府といたしまして今般この法律案を出させていただいたということでございます。ですので、ぜひこの法律案が早期に実施のできますように、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○中田委員 今の御答弁は、既に他の委員にもお答えをいただいている内容でありまして、私が申し上げたのは、とにかく早く通せ、この原案どおり早く通せ、通せと言つただけではだめですよ、この部分は今までの責任も政府にあるわけだからぜひわきまを置いていただかないといふことを申し上げたわけで、その部分、今うなずきをいただいておりますので、ぜひ要請をしておきたいと思ひます。

さて、中身であります。民間企業であるJRへの追加負担、あるいはたばこ税、それから郵貯の特別会計、こういったところについては既に議

論が多々出ています。何でこういうところから引張ってくるのだという議論は既にいっぱい出ていますので、私も聞きをしたいところでありますが、しかし、それはとりあえず飛ばしまして、私がぜひ大蔵大臣にお聞きしたいのは、大方、大部分は一般会計につけ加えるわけですけれども、しかし、たばこ税などに関しては、新たにたばこに税金をつけ加えるわけですから、これは、たばこを私は吸いませんけれども、吸っている人にとっては新たな国民負担になることは間違いないわけでありまして、そういう意味においては国民負担増である、新たな国民負担増であるということは、間違いないその部分、認識してよろしいのでしょうか、大蔵大臣にお聞きします。

○宮澤国務大臣 たばこを吸われる方にとりましては特別税だけ負担がふえる、それはそれとおりでございます。

○中田委員 そういう意味では、たばこを吸う吸わないは、もちろんいろいろ個人差はありますけれども、しかし、とにかく国民の新たな負担増につながっていることは間違いないのだということについて、今大蔵大臣からお認めをいただいたということだと思えます。

私は、基本的に申し上げて、いろいろ議論はありますよ、しかし、政府が犯した責任といえますが、結果として政府が赤字を、債務をより膨らませてきたことの責任も含めて、最終的には私自身は一般会計の中で処理すべきだ、こう思っているのが私の考えであります。ただし、その会計の処理の仕方において、そこで新たな国民負担にならないような形にしていかなければいけない。それは、今別の議論がなされている行革議論でありますとか、やはり国民負担増につながる形ではっきりと削っていく努力ということをしななければいけないと思うわけです。

そこで、運輸大臣にお聞きをしたいわけですが、第一義的に責任があるのはやはり運輸省ですね。この運輸省が、果たして今御自身の中

で、どういうむだを削って今回この国鉄の債務について少しでも責任を果たそうとしているのか、その点について、大臣、お伺いしたいわけですね。

○川崎国務大臣 運輸省の努力でございますけれども、具体的には国鉄清算事業団に対する国庫補助金四百一億円に加えて、今回二百五十億円の程度を運輸省予算の見直しによって捻出をいたしているところでございます。合わせて六百五十億円でございます。

○中田委員 平成十一年度の概算要求も出てきています。港湾整備四・〇％増、海岸事業〇・三％増、空港七・八％増、新幹線七・九％増、こうあるわけですが、今の答弁ではなくて、もう一度お願いをしたいわけですが、運輸省の中で、例えば不要あるいは不急の工事等、こういうところを切り詰めて、運輸省の予算の中でも、第一義的に責任ある省として一生懸命努力をしているのだというような部分がどこにあるのかというふうにもう一度お聞きをしたいわけです。

例えば、私、昨年、平成九年の四月十一日の運輸委員会の中で鳥取港の問題を指摘させていただきました。四百億円で使った大型タンカーが入れるようにしたけれども全く利用されていない、タンカーの予想見込みの十分の一しか来っていない、そういう事業をあつちこちで平気でやっているが、この国鉄の債務について一体どういう努力をされておられるのですかと。私、こういうのを具体的に指摘をさせていただいたのは去年でありましたけれども、さて、運輸大臣、もう一度お願いをしたいと思えます。

○川崎国務大臣 港湾、地方空港の問題につきましては、見直しをさせていただいているのは御承知のとおりでございます。

特に来年度予算につきましては、第一に、経済対策に資する、景気対策に資するというのが大前提になってまいります。その中で、私も来年度予算の基本的な考えといたしましては、三大都市圏、東京、名古屋、大阪でありますけれども、そ

この拠点空港整備、都市鉄道整備、それから大港湾の整備、ここに大体予算の六二％ぐらいは投下しよう、こういう考え方で進めております。

一方で、地方の活性化を進めなければならぬという中で、当然空港の整備とか新幹線の整備、大きな期待感があることは事実でございます。その辺をしっかりと見据えながら、地方活性化と今求められております都市の社会資本の整備、こういった問題に真つ正面から取り組みたい、こういうふうな考えております。

○中田委員 これも私が昨年同じ運輸委員会の中で指摘をさせていただいた整備新幹線のことです。ありますけれども、整備新幹線についても、はっきり言ってこの国鉄の債務の問題と同じような体質を抱えていると私はそのとき言わせていただいたわけでありまして、なぜ国鉄はこれだけ債務を抱えて、そして結果として、その後また金利で膨らんできたのは別にしても、そういう体質に陥ったのか、ここですね。

整備新幹線に関しても、新幹線をつくることそのものは、JRにも負担を求めなければ、国がやるのだ、そして受益者負担の中でJRにはそれは出してもらえばいいのだ、こういう言い方で、第二の国鉄ではないと言っているけれども、しかし現状は、在来線を廃止する、在来線をJRから切り離す、結果としてそこに第三セクターをつくる、地方がお金をいっぱい出す。例えば、長野県のしなの鉄道だったら、二十三億円の資本金のうち、長野県七五％、そのほかの市町村一五％、要するに九割は税金で出す、そして、それが赤字になったらまた税金で補てんする、こういう体質が問題なのではないかというふうに申し上げた。

不要不急とは言いません。関係の議員もいらっしやいますから不要とは言いませんが、しかし、不急の予算をしっかりと削って、こういう債務にみづから詰腹を切ってお金を出していくのだ、こういうことをしないと、私は、運輸省の責任も果たせないし、また国民へのしつかりとした説得材料にならぬ、こう思っているわけでありま

す。しかし、それは決して運輸省だけの問題ではなくて、行革議論全体について言えることで、それから、これは新たな国民負担ではなくて、しっかりと政府の中で不要不急のものについて削っていくのだ、それが行革とセットでこういうものが議論されるのだということがぜひ必要だと思う。

そのことについて、最後に、もう時間が来たので、総理に、そういう部分、まさにリーダーシップが必要なんですというふうに申し上げ、一言、総理、もし御答弁いただけたらお願いをしたいと思えます。

○小淵内閣総理大臣 行革の問題につきましては、言うまでもありませんが、国民のためにこれはなし遂げていかなければならない問題だろうと思っております。そういった観点から、常々予算につきましても厳しくこれを見詰めながら対処をいたしていくことは当然のことと理解いたしております。

○中田委員 終わります。

○大原委員長 赤城徳彦君。

○赤城委員 自由民主党の赤城徳彦でございます。

質問に入ります前に、今般の豪雨災害によりまして被災されました皆様から御見舞いを申し上げます。

最初に、総理にお尋ねをいたします。自由民主党では、参議院選後、いろいろな反省の思いも込めてありますけれども、都市政策調査会を発足して都市政策について重点的な検討を始めております。

今般の災害の状況を見ましても、都市政策というのは都市だけでは完結しないと思えます。都市に対して水を供給している、食糧を供給している、それは農山村あつてのことです。また、こういう災害においては特にそうです。水を保水する、そういう機能は山地や水田が持っているわけ、そういう農山村をきちんと整備をする、それによって都市が守られる、まさに都市と

いうのは農山村を基盤にして成り立っているのだ、こういうことだと私は思います。

したがって、都市型とか農村型とか、そういう対立概念でとらえるべきではない。今後、都市政策を考える上でも、農山村整備というものは決して忘れてはならない大事な役割である、そういう基本的な考え方、総理の御認識を伺います。

○小淵内閣総理大臣 全く赤城委員のお考えに同感でございます。

農山村が、国民生活に不可欠な食糧や木材の安定供給を初めといたしまして、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等、多面的な役割を果たし、都市部を含む国民全体の生活や安全の基盤を形成していることから、農山村の健全な発展は国全体として極めて重要であると認識をいたしております。

このため、国民生活の安定とその基礎をなす農山村の健全な発展を確保するとの観点から、緑と水の源泉である森林の適切な整備はもとより、農林業等の生産の基盤と生活環境の計画的な整備に全力を挙げて取り組んでまいらなければならぬ、このように考えております。

○赤城委員 一点、別の案件で総理にお願いしたいことがございます。

総理は九月下旬にはクリントン大統領との日米首脳会談がございまして、また十一月中旬にAP E Cの首脳会談がございまして、この中で林産物の関税引き下げということが話に出るかと思いますが、既に森林は大変な厳しい状況にあります。木材、林産物の自由化は、昭和三十三年に始まって、関税率ももう随分下がって、これ以上後がないという今まさに危機的な状況にあります。

また、AP E Cというのは、これは交渉をするところではありませんが、各国が自主的にできる措置を持ち寄るという自主的な場でありまして、もうこれ以上我が国の——今まさに総理が言われたとおり、山を守るという大変大事な機能を持っています。それを損なうようなことがあってはならない。我が国として、できることはやる

が、これ以上できないということについては頑として対応していただきたい。この問題については毅然とした対応をとるようにはぜひともお願いを申し上げます。このことについては御答弁は結構でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、総理はこれから中央防災会議もあるということでございますので、大変お忙しいと思います。もう退席していただいて結構でございますので、大蔵大臣、運輸大臣も結構でございます。

これからは国有林野改革につきまして専ら農林水産大臣に伺いたいと思いますが、その前に中川大臣にも、ぜひ今次の災害について、農林水産物また林野に対して大変な、八千ヘクタールにも及ぶという被害がある、こういうふうには伺いました。今後の対応につきましては万端漏れなきようにぜひお願いを申し上げます。

大臣から一言ありましたら……

○中川国務大臣 今赤城先生からお話がありましたように、このたびの福島、栃木そして茨城等を中心とする集中豪雨につきましては、現時点におきます農林水産関係の被害は、被害面積で八千ヘクタール、このほか家畜、農地、農業用施設、林業、水産関係に被害が集中しております。しかし、被害金額につきましては、先生も御承知のとおり、水が引いて、そしてその後の生育状況がこれからどうなっていくか、かなり時間がかかるなという最終的な数字が把握できないというのが実情でございます。現在鋭意調査中でございます。

農林水産省といたしましては、早速八月二十八日に、松下政務次官、林野庁長官を初め担当官を現地に派遣するとともに、こうした集中豪雨による災害につきまして、農林水産関係の被害の大ききさにかんがみ、同日、平成十年八月豪雨災害対策本部を事務次官を本部長として設置したところであります。

今後とも、県、市町村等との密接な連絡により被害状況の早期把握に努めるとともに、災害対策

に万全を尽くしてまいりたいと思っておる決意でございます。

○赤城委員 ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

それでは、国有林野の改革の問題でございますが、この問題については、今まで国有林野が果たしてきた役割とか、今日に至ったさまざまな状況というのをしっかりと皆さんにわかっていただくということが大事だと思うのです。

これまでの審議の中にもございましたが、国有林野は戦後の復興期や高度成長期に木材を供給するという大変大きな役割を果たしてまいりました。本来、森林はそのサイクルの中で伐採をしなればいけないのですが、それ以上の伐採をして貢献をしてきたのだと思います。

そのために、その後、四十年代以降、伐採量が大幅に減少してまいりまして、現在でも伐採に達しない四十年生以下の人工林が八五%、そんな形になっております。一方では木材、林産物の自由化が進んで材価が低迷して大変な状況になっているわけでありまして、経営につきましても、円高の基調でありますとか、オイルショック以降の経費の増大、こういったことで経営環境が悪化してまいりました。

こうした問題というのは、国有林野そのものというよりもさまざまな周りの状況の変化であって、なかなか国有林そのものの責めに帰すことのできない状況変化であります。

しかしながら、そういうことで経営環境が悪化しましたので、昭和五十三年から四次にわたる改善計画を立てて、いろいろな努力をしてきたわけですが、しかし、その努力にもかかわらず、今日、三兆八千億にも至る累積債務を抱える、こういう状況に至ったわけでありまして、国有林が一生懸命協力をし、努力をしてきた。にもかかわらず、予見しがたいさまざまな事情でこうなっているというその辺の事情を、四次の改善計画にもかかわらず今日累積債務を抱えているというその理由を、もう一回整理してお話をいただきたいと思

います。

○中川国務大臣 先生御指摘のとおり、今の国有林制度は昭和二十二年からスタートしているわけでありまして、戦後復興、高度経済成長という中で急速に木材需要がふえてきたわけでありまして、そういう中で、今から考えると、十年、二十年、五十年計画の計画的な伐採が果たしてうまくやれたのだろうか。需要が強いだけに、需要の強さに供給が追いついていないという印象を非常に持つわけでありまして、

一方、木材の輸入につきましては、昭和三十九年に木材の自由化が一応完了するわけでありまして、けれども、昭和三十九年をピークといたしまして、実は国有林野の会計が赤字に転落をするわけでありまして、そういう状況の中で、その昭和三十九年以降、外材がどんどん入ってくる。そして一方、材価の方は、昭和四十九年のオイルショック以降、価格がずっと低迷をしておる状況が二十五、六年続いているわけでございます。したがって、現在の国産の木材のいわゆる自給率はもう二割程度しかないという状況であります。

短期的に見ますと、先ほど申し上げた戦後の植林によって育っている木がまだ十歳級以下であり、伐採期に達していないという状況もあり、そして……(発言する者あり)

○大原委員長 どうぞ、どうぞ答えてください。

○中川国務大臣 そうしてまた一方では、ここ数年、二度のオイルショックあるいはまたバブル崩壊等で非常に厳しい経済状況が続いておるわけでございます。産業構造の変化あるいはまた住宅需要の低下等々で、非常に国産材、特に国有林経営、あるいはまた民間も含めた林業経営が大変厳しくなっております。先生御指摘のように、昭和五十三年以降、四度にわたる改善計画をやってまいりましたけれども、いづれもなかなか目標どおりにはいかないということでありまして、その間、先生にも御尽力をいただいて、流域管理のシステムでありますとか、川上、川下一体となった林業の活性化であり

ますとか、あるいはまた、今回特に重要ポイントの一つでありますけれども、国土保全、水源涵養といった機能、先生御承知のとおり、森林の公益的役割を金銭に直すと約四十兆円になるというような試算も出ておるわけでございまして、そういう中で、とにかく国有林あるいは日本の山全体を守っていく。

中長期的には、先ほど申し上げた木がやがて伐採期に入っていく、あと二、三十年先には伐採期に入っていく。あるいはまた長期伐採等々も含めまして、これからいい適齢期の材が出てくるわけでございましてけれども、ある意味では今が一番厳しい状況ではないか。

このボトムのときに大きな改革、二兆八千億を一般会計に継承せまして、一兆円を五十年間で返済していくという非常に大きな計画の変更、新しい計画のスタートをしたところであるわけでございまして。いずれにいたしましても、この計画、現在御審議をいただいている法律で、これからの日本の国土を未来永劫保全し、また先生冒頭お話のありました、すべての国民、山間部だけではなく、都市部、下流部に至るすべての国民の安全かつ安定的な生活のために資するような計画をこれから、先ほどの総理の言葉をおくりすれば、最終的な計画なんだという言葉もございましたけれども、そういう観点からこの問題に取り組んでいきたいというふうに思っているところでござい

ます。

○赤城委員 なかなか予想がたいいろいろな状況の変化を受けて、しかしそれでもなお国有林としてできる限りの努力をしてみたい、結果として今日こういう累積債務を抱えたわけでありまして、これが最終、最後のという決意でもって、さらに大幅な要員・組織の合理化とか、そういう改革案を御提示いただいたわけでありまして。その中でも、特に三兆八千億の累積債務の処理、その中の一兆円をみずからの努力で返済しますというその決意というのは、これは多しななければならぬと思います。

しかし一方で、これまでの審議の中にもありましたけれども、本場にそれで返せるのかね、こういうふうな疑問を呈せられたわけでありまして。一兆円のうちの五千億は林野・土地の売り払い収入で、一方の五千億は木材の販売収入で、こういうことでありますけれども、これから材価はなかなか上がらないだろうと思えます。また、公益的な機能を重視していくことになりまして、今までのような伐採の仕方ではないか、伐採量も変わってくるのではないかと思えます。土地の売り払いも、毎年毎年二十五年間売り払いというところでありますけれども、だんだん売りにくい土地が残ってくるのではないかなと思えます。

そういうことを考えていきますと、相手が手元に見積もって、本場に大丈夫なんですということではないと、これまで四回の改善計画を立ててきたわけですから、また同じことの繰り返しになるのではないかなという疑問を出されるわけでありまして、その辺のところを、本場に大丈夫なんだ、間違いないんだ、そういうことを大臣からお答えをいただきたいと思えます。

○中川国務大臣 おっしゃるとおり、過去四回がいずれも予定目標と違っていたというところで、このままいくと本場に大変なことになるということでありまして。したがって、三兆八千億のうちの二兆八千億を一般会計の方に、つまり国有林野特会と切り離して、一兆円の世界で、しかも一般会計から毎年毎年繰り入れをしながら五十年間かけてひとつこの債務をなくしていくということでございます。

おっしゃるとおり、不確定要素はいっぱいあります。為替の問題、景気の問題、あるいはまた今回のような大災害が万一起きるといことも考えられるわけでございまして、そういうような不確定要素がありながらではありますけれども、何としましてこれをやっていかないと大変なことになるのだという決意で、これは取り組んでいかなければなりません。そして、そのための大前提というのは、まさに

我々が、みずからの努力というものがまず最初になければならぬわけでございまして。したがって、林野庁の職員を初め、これは国家全体の問題として山を守るためにみんなで頑張っていくという意識なくしては、一般会計への投入というものの対する国民からのコンセンサスはとても得られないであろうというふうに考えておるわけでございまして。

そして、要員の問題、それから先ほどから御議論いただいております森林管理署等々の問題、いろいろな問題を含めて、まず自分たちが先頭を切って、本場に身を切る思いでこの計画を立てていくということがまず大前提にあるわけでござい

ます。

そして、五十年かけた計画については、細かいことは後ほど必要であれば林野庁の方から説明いたさせますけれども、十月一日に何とか実施をさせていきたいと思います。

それと同時に、そこで二兆八千億は移管され、一兆円の世界になるわけでありますけれども、民間金融機関からの借入れを平成十五年度までいたしまして、以後新規借入れはゼロ、そしてまた取支差も、ずっとバランスをとりながらいくわけでありまして、平成三十五年度からは少しずつ取支のプラスの差が残ってまいりまして、それが積み上がったことによって最終的に平成六十年には一兆円の剰余が生じ、そして債務の充當に充てるということでありまして、冒頭申し上げたように、これは不確定要素が確かにいろいろござい

ます。

しかし、これを実現しなければ、我々の次の世代、その次の世代に対して国土を引き渡すという我々の責務を到達することができないわけでございまして、みんなで、先頭を切って、みずからの努力でもって何としても実現をすべく努力をしていきたい、また先生方の御指導も心からお願いを申し上げます。

○赤城委員 時間も限られておりますので、次の質問に移りたいと思えます。

繰り返しにもなりますけれども、今次の集中豪雨による痛ましい災害を見るにつけても、山を守るということの重要性を改めて感じるわけでありまして。山を守るということが、すなわち我が国の国土を守ることでもあります、国民の生活、安全を守るということでもあります。特に日本は背骨のような山が連なっているわけですから、その一番水源地の大事なところを国有林が担っている。したがって、山の持つ国土保全、水源涵養、そうした機能をしっかりとこの国有林が果たしていかなければならない、そう思います。

今後の国有林の役割について、大臣の認識を伺います。これをしっかり守っていくという決意をお伺いして、私の質問を終わります。

○中川国務大臣 結論的には、先生と全く同じでございます。

災害の防止等、国土の保全や水源涵養といった公益的機能を有しておる森林でございますが、特に最近、地球温暖化問題、生物多様性の保全の問題等、世界的な意味で森林を守っていくということでもあります。

特に、御指摘がありましたように、国有林は、一番の奥地の脊梁部分や水源地域に広く存在し、それから原生的な天然林も非常に多く存在するわけでございまして、公益的機能が一段と重視される地域に存在するわけであります。

したがって、今回の計画におきましても、ほぼ五対五で生産機能と公益的機能という今までの国有林体系でございましたけれども、思い切った八割を公益的機能にその国有林機能を重点化する、残り二割程度の中で生産活動をしていくというところで、もう国有林の本来の機能は、外注する部分は別にいたしまして、本来の機能は国土の保全を含めた公益的機能の保持発展であるということに尽きまして、これがこの法律の根っこ、精神でございまして、何としても、その精神に基づいたこの関連諸法案の実現に向けて、先生方の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。

いうことで、私の決意表明とさせていただきます。
○赤城委員 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。
○大原委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時四十八分散会

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(第四十二回国会、内閣提出)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 事業団の債務の処理(第二条―第六条)
- 第三章 年金の給付に要する費用等の処理(第七条―第十二条)
- 第四章 公団の業務に関する特例等(第十三条―第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条・第三十一条)
- 附則
- 第一章 総則

第一条 この法律は、日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。)における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となつてゐる事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となつてゐることにかんがみ、政府による事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を定めるものとする。

第二章 事業団の債務の承継

第二条 政府は、この法律の施行の時に、その時における事業団の第一号から第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利子(この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以前に発生している利子のうち施行日

以後に支払われることとされているものに限る。)に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債務に係る債務(施行日前に支払期が到来した利子に係るものを除く。)を、一般会計において承継する。

一 附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号。以下「旧事業団法」という。)第四十条第一項の規定による長期借入金に係る債務、事業団が土地の譲渡契約と併せて締結した金銭消費貸借契約において当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債権と相殺することが約されているものを除く。

二 日本国有鉄道の長期借入金に係る債務
三 附則第二十四条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号。以下「改正前改革法」という。)第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務
四 旧事業団法附則第九條第二項の規定により承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務
五 日本国有鉄道清算事業団債券に係る債務
六 鉄道債券に係る債務

2 前項の規定により政府が承継する債務のうち、政府が貸し付けた長期の資金に係るもの及び政府が引き受け、かつ、当該承継の時において保有する債券に係るものの償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。

第三条 前条第一項の規定により政府が承継する債務に係る日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六條及び第八條を除く。)その他の法令中国債に関する規定を適用する。
2 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、前条第一項の規定による承継の前日

一月の間、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定による登録(相続、遺贈、合併、強制執行その他これらに準ずる事由による移動の登録を除く。)を請求することができない。
3 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券であつて前条第一項の規定による承継の際現に社債等登録法の規定による登録を受けているものについては、当該承継の時に、当該登録に係る登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

4 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた事項の登録を行うものとする。
5 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。
(無利子貸付金に係る債務の免除)

第四条 政府は、平成十年九月二十八日までに、事業団の次に掲げる政府に対する債務を免除するものとする。
一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務
二 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成九年法律第七十三号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務
三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務

四 前三号に掲げるもののほか、政府が無利子で貸し付けた長期の資金に係る債務
(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)
第五条 次に掲げる債務に係る借入金については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第四項の規定は、適用しない。

一 第二条第一項の規定により政府が承継する同項第一号から第四号までに掲げる債務
二 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(第二条第一項の規定により政府が承継した債務)
三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第二項の規定により政府が承継した債務
(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ)

第六条 政府は、前条第二号及び第三号に掲げる債務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(第三条第一項の特定債務に係る債務の償還を確保を行うため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとする。)
第三章 年金の給付に要する費用等の処理
(日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担)
第七条 附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。)第三十七條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、附則第二条第一項の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が負担する。
(日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担)
第八条 改正前施行法第三十八條第一項の規定により事業団が負担することとされていた費用については、政令で定めるところにより、公団が負担する。

2 改正前施行法第三十八條第二項の規定により事業団が負担することとされていた費用につい

ては、政令で定めるところにより、公団が負担する。

ては、公団が負担する。この場合においては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年厚生年金等改正法」という。附則第五十四条第四項中「会社等」とあるのは、「会社等（存続組合である日本鉄道共済組合又は附則第四十八条第一項に規定する指定基金で日本鉄道共済組合に係るものが支給する年金たる給付に係るものについては、日本鉄道建設公団）」とする。

第九條 改正前施行法第三十八條の二の規定により事業団が負担することとされていた額のうち、昭和六十二年三月三十一日において改正前施行法第八十九條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十四條の三第二項の国鉄共済組合の組合員同法の長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。であつた者であつて昭和六十二年四月一日において平成八年厚生年金等改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「平成八年改正前の共済法」という。）第八條第二項の日本鉄道共済組合の組合員（改正前施行法第八十九條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）となつた者同日において承継法人（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）附則第十九條の規定による改正前の日本国有鉄道改革法第十一條第二項の承継法人をいう。以下同じ。）に使用される者役員を含む。）となつた者に限る。）に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額については承継法人（運輸施設整備事業団及び当該承継法人に係る平成八年改正前の共済法第十一條の六第一項の指定法人を含む。）が、それ以外の額については公団が、それぞれ、政令で定めるところにより負担する。

（国家公務員等共済組合連合会を組織する組合の組合員等となつた者に係る年金の給付に要する費用の負担）

第十條 改正前施行法第三十九條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、大蔵大臣及び運輸大臣が定めるところにより、公団が負担する。

（地方公務員共済組合の組合員となつた者に係る年金の給付に要する費用の負担）

第十一條 改正前施行法第四十條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、自治大臣及び運輸大臣が定めるところにより、公団が負担する。

（公団が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施）

第十二條 国は、第七條から前条までの規定により公団が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、第二十六條の規定による公団に対する補助金の交付その他の必要措置を講ずるものとする。

第四章 公団の業務に関する特例等

第十三條 公団は、当分の間、日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）以下「公団法」という。第十九條第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 第七條から第十一條までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。

二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二條第一項の規定により承継する土地その他の資産の処分を行うこと。

三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二條第一項の規定により承継する土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、附則第二條第一項の規定により承継する権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

六 公団は、前項の規定により同項に規定する業務を行う間、公団法第十九條第一項及び第二項並びに前項に規定する業務のほか、同項第二号の業務を効果的に推進するため特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、資金の貸付けを行うことができる。

七 公団は、第一項の規定により同項に規定する業務を行う間、公団法第十九條第一項及び第二項並びに前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡に関する業務（第一項第三号の業務に関連して行うものに限る。）を行うことができる。

八 公団は、前二項に規定する業務を行うおとすときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（役員及び職員（秘密保持義務））

第十四條 公団の役員若しくは前条第一項第二号及び第三号の業務（以下「資産処分業務」という。）に従事する職員又はこれらの職にあつた者は、資産処分業務に係る職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（資産処分審議会の設置）

第十五條 公団は、第十三條第一項の規定により資産処分業務が行われる間、資産処分審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の権限）

第十六條 公団の総裁は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

一 資産処分業務に関する基本的な方針を定めようとするとき。

二 資産処分業務に係る業務方法書を作成し、又は変更しようとするとき。

三 運輸省令で定める重要な資産に係る資産処分業務を行うおとすとき。

四 審議会は、前項に掲げる場合のほか、公団の総裁の諮問に応じ、資産処分業務に関する重要事項を審議する。

（審議会の組織）

第十七條 審議会は、委員七人以上をもつて組織する。

一 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。

二 会長は、会務を総理する。

三 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十八條 委員は、資産処分業務に關し学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、公団の総裁が任命する。

（委員の任期）

第十九條 委員の任期は、二年とする。

二十條 委員は、再任されることができる。

（準用規定）

第二十一條 公団は、運輸大臣の認可を受けて、公団の委託により第十三條第一項から第三項までに規定する業務（以下「特例業務」という。）の一部を行う事業及び特例業務と密接に関連する事業で特例業務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。

二 前項の規定により公団が投資することができる事業の範囲は、政令で定める。

（業務の委託）

第二十二條 公団は、運輸大臣の認可を受けて定める基準に従つて特例業務の一部を委託することができる。

（土地の処分の方法等）

第二十三條 公団は、附則第二條第一項の規定により承継する土地の譲渡、貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の運輸省令で定める方法によらなければならない。

(鉄道施設の無償譲渡及び貸付け)

第二十四条 公団は、次に掲げる鉄道施設を地域における輸送の確保のために鉄道事業者に対し譲渡する場合には、政令で定める日までの間、これを無償で行うことができる。

一 公団が附則第二条第一項の規定により承継する旧事業団法附則第十三条第一項各号に掲げる鉄道施設

二 この法律の施行の際現に公団が所有する旧事業団法附則第九条第一項に規定する鉄道施設であつて当該鉄道施設が鉄道事業の用に供されることとなつたもの

2 公団は、前項の規定による譲渡を行うまでの間は、同項各号に掲げる鉄道施設を鉄道事業者に対し無償で貸し付けることができる。

3 第一項の規定による鉄道施設の譲渡の時にいて、公団の資本金のうち当該鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定める金額については、公団に対する政府からの出資はなかつたものとし、公団は、その額により資本金を減少するものとする。

4 運輸大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(承継法人に対する公団が承継する土地の無償貸付け)

第二十五条 公団は、附則第二条第一項の規定により承継する土地であつて改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人(改正前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む株式会社を含む。附則第二十六条第二項において同じ。)に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の用に供する施設の公団の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。

(補助金)

第二十六条 政府は、予算の範囲内において、公団に対し、公団による特例業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付するものとする。

(特別の勘定)

第二十七条 公団は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 公団は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、公団法第二十八条第一項の規定にかかわらず、積立金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(公団法の特例)

第二十八条 第十三条第一項から第三項までの規定により特例業務が行われる場合には、公団法第八条中「七人」とあるのは「九人」と、公団法第九条第三項中「総裁及び副総裁」とあるのは「公団を代表し、総裁及び副総裁」と、公団法第十二条第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、公団法第十五条中「又は副総裁」とあるのは「副総裁又は理事」と、公団法第十六条中「及び副総裁は、公団の理事及び」とあるのは「副総裁及び理事は、公団の」とあるのは「業務」とあるのは「業務又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)以下「債務等処理法」という。第二十一条第一項の特例業務」と、公団法第二十九条の二中「債券」とあるのは「長期借入金及び債券」と、公団法第三十二条中「場合」とあるのは「場合、債務等処

理法第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合並びに債務等処理法第二十四条第一項に規定する場合」と、公団法第三十四条、第三十五条第二項及び第三十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び債務等処理法」と、公団法第三十九条第一号中「又は第三十二条」とあるのは「若しくは第三十二条又は債務等処理法第十三条第四項若しくは第三十一条第一項」と、同条第四号中「又は第三十四条」とあるのは「若しくは第三十四条又は債務等処理法第十六条第一項第三号若しくは第二十三条」と、公団法第四十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに債務等処理法第十三条第一項から第三項まで」とする。

(罰則)

第二十九条 第十四条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五章 雑則

第三十条 事業団は、附則第二条第一項の規定による解散までの間において、その職員について再就職の機会の確保及び再就職の援助等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業団が講ずる前項の措置に關し、就職のあつせんその他の援助に努めなければならない。

(国会に対する報告)

第三十一条 政府は、毎年、国会に対し、この法律に定める施策の実施の状況を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、第三条第二項、第四条及び第三十条の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の解散等)

第二条 事業団は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、第二条第一項の規定により政府が承継する債務以外の事業団の一切の権利及び義務は、事業団の解散の時にいて公団が承継する。

2 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 事業団の解散の時にいて、その時における事業団の資本金に相当する金額については、政府からの出資は、なかつたものとする。

5 第一項の規定により公団が権利及び義務を承継するときは、事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度終了の日における貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額に第二十条第一項の規定により政府が承継する同項各号に掲げる債務の額の合計額を加えて得た金額は、第二十七条第一項に規定する特別の勘定において、同条第二項の積立金として整理しなければならない。

6 公団は、本州四国連絡橋公団に対し、改正前改革法第二十五条第一項及び旧事業団法附則第三十一条第一項に規定する本州四国連絡橋公団の債務の償還等に係る業務に要する費用の額に相当する金額を支払うものとする。

7 改正前改革法第二十五条第一項及び旧事業団法附則第三十一条第一項の規定により事業団が本州四国連絡橋公団に対して負担した債務のうち第一項の規定により承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払並びに前項に規定する費用の範囲その他の同項の規定による支払に關し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三條 公団が前条第一項の規定により承継する鉄道建設債券に係る債務について政府がした改正前施行法第三十四條の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約は、その承継後においても、当該鉄道建設債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 改正前施行法第三十六條第二項の規定は、前条第一項の規定による事業団の解散の際現にその職員として在職する者(改正前施行法第三十六條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き公団の職員となつたものが公団を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、改正前施行法第三十六條第二項中「清算事業団」とあるのは、「日本鉄道建設公団」と読み替へるものとする。

3 前条第一項の規定による事業団の解散の日の前日に事業団の職員として在職する者(改正前施行法第三十六條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き公団の職員となり、かつ、引き続き公団の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法昭和二十八年法律第八十二號第二條第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間、事業団の職員としての在職期間及び公団の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が事業団又は公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(権利及び義務の承継に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置)
第四條 公団が附則第二條第一項の規定により承

継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道又は事業団を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

2 公団が附則第二條第一項の規定により権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 公団が附則第二條第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六號)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において日本国有鉄道又は事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。
(公団等に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第五條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五號)附則第十九條第二項から第四項までの規定の適用については、公団の事業所又は事務所のうち特例業務を行う事業所又は事務所のうち「特例業務所等」というものを平成八年改正前の共済法第二條第一項第七号に掲げる法人の事業所又は事務所とみなす。

2 公団の特例業務所等のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、特例業務所等を平成八年改正前の共済法第二條第一項第八号に規定する法人の事業所又は事務所とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八條第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所を使用される者に限る。)」とあるのは、「施行日の前日

以前の日から日本鉄道建設公団(以下この項において「公団」という。)が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律平成十年法律第 号(第二十一條第一項の特例業務(以下この項において「特例業務」という。))を開始する日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から公団が特例業務を開始する日の前日まで引き続き日本国有鉄道清算事業団の事業所又は事務所に使用される者に限る。))であつて、公団が特例業務を開始する日において特例業務を行う事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者であるものとする。

3 公団については、平成八年改正前の共済法第二條第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第五十四條第一項から第五項までの規定を適用する。

4 平成八年厚生年金等改正法附則第三十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成八年改正前の共済法第八條第二項の規定の適用については、同項中「日本国有鉄道清算事業団の理事長」とあるのは、「日本鉄道建設公団が当該公団を代表する者として大蔵大臣に届け出た者」とする。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)
第六條 日本国有鉄道清算事業団法は、廃止する。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)
第七條 日本国有鉄道清算事業団法の廃止に伴う経過措置
附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第三條の規定により置かれていた事務所にについては、公団法第三條第二項の規定により運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

2 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十六條第四項の規定に

より認可を受けて行つていた業務は、第十三條第四項の規定により認可を受けたものとみなす。

3 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十七條第一項の規定により認可を受けている投資は、第二十一條第一項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十八條の規定により認可を受けて定められている基準は、第二十二條の規定により認可を受けたものとみなす。

5 事業団の役員若しくは旧事業団法第十八條の資産処分業務に従事する職員又は旧事業団法第二十條の資産処分審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らす、又は盗用してはならない義務については、前條の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 前條の規定の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る同條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第八條 附則第三條及び第四條、前条並びに附則第十二條、第十五條、第二十二條及び第二十六條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(国債整理基金特別会計法の一部改正)
第九條 国債整理基金特別会計法の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「ノ処分」を「及出資持分ノ処分」に、「収入金及」を「収入金並ニ」に、「ニ係ル配当金」を「及出資持分ニ係ル配当金」に改め、同條第二項中「ノ管理」を「及出資持分ノ管理」に改め、同條を第十八條とし、第十六條の次に次の一條を加へる。
第十七條 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に關する法律平成二

リ政府ニ譲渡セラレタル帝都高速交通営団ニ対スル持分(以下出資持分ト称ス)ハ国債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充塞ニ資スル為一般会計ヨリ無償ニテ国債整理基金特別会計ニ所属替フ為スモノトス

(北海道開発法の一部改正)

第十条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「雇用促進事業団又は日本国有鉄道清算事業団」を「又は雇用促進事業団」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第七十三条の二第二項中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、「請負契約」の下に「日本鉄道建設公団が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。」を加える。

第七十三条の四第一項第一号の二を削る。

第三百四十八条第二項第三十四号を次のように改める。

三十四 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第二十四条第二項及び第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で、政令で定め

るもの
第三百四十九条の三第二十三項中「又は日本国有鉄道清算事業団(昭和六十一年法律第九十号)附則第十三条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下本項において「債務等処理法」という。)附則

第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。)附則第十三条第一項に「日本国有鉄道清算事業団」を「債務等処理法附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。))に、「同項各号」を「旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項各号」に、「者」を「者又は債務等処理法第二十四条第一項の規定により日本国有鉄道建設公団から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者が」に改める。

附則第十条第一項中「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の規定により日本国有鉄道建設公団」に改め、同条

第五項中「日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項」を「旧日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団」を「旧日本国有鉄道清算事業団から旧日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第二号」を「旧日本国有鉄道清算事業団」に改め、同条

第二十七條第一項に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道清算事業団」に改め、同条第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条

第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条

第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条

第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条

第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条第二十六條第一項第一号に「日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道建設公団」に改め、同条

条第一項第三号の業務に基づき、当該北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社が昭和六十三年四月一日から平成十一年一月一日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋又は「を、旧日本国有鉄道清算事業団が行つた旧日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号の業務に基づき当該北海道旅客会社等若しくは日本貨物鉄道株式会社が昭和六十三年四月一日から平成十一年九月三十日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋若しくは償却資産で政令で定めるもの又は日本鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の業務に基づき当該北海道旅客会社等若しくは日本貨物鉄道株式会社が平成十年十月一日から平成十一年一月一日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋若しくは」に改める。

附則第三十二条の九第二項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号」を「日本国有鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

附則第三十二条の九第二項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号」を「日本国有鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第三十四号、第三百四十九条の三第二十三項及び附則第十五条の三第二項の規定は、平成十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)
第十四条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第三十七条の十第三項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第三十七条の十一第四項第二号中「新株引受権付社債又は日本国有鉄道清算事業団特別債券」を「又は新株引受権付社債」に改める。
第三十七条の十五第一項第一号中「新株引受権付社債及び日本国有鉄道清算事業団特別債券」を「及び新株引受権付社債」に改め、同条第三項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以下この項において「公社債等」という。))で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「特定株式投資信託の受益証券と特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「(当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払つた場合その他の政令で定める場合を含む。))」を削り、「当該公社債等」を「当該特定株式投資信託の受益証券」に改め、同項の表を削り、同条第四項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

第六十七条の五の見出し中「特定の公社債等」を「特定株式投資信託の受益証券」に改め、同条第一項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以下この項において「公社債等」という。))で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「第三号の二に規定する特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「(当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払つた場合その他の政令で定める場合を含む。))」を削り、同条第二項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

第六十七條の五の見出し中「特定の公社債等」を「特定株式投資信託の受益証券」に改め、同条第一項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以下この項において「公社債等」という。))で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「第三号の二に規定する特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「(当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払つた場合その他の政令で定める場合を含む。))」を削り、同条第二項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

第六十七條の五の見出し中「特定の公社債等」を「特定株式投資信託の受益証券」に改め、同条第一項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以下この項において「公社債等」という。))で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「第三号の二に規定する特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「(当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払つた場合その他の政令で定める場合を含む。))」を削り、同条第二項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

第六十七條の五の見出し中「特定の公社債等」を「特定株式投資信託の受益証券」に改め、同条第一項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以下この項において「公社債等」という。))で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「第三号の二に規定する特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「(当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払つた場合その他の政令で定める場合を含む。))」を削り、同条第二項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

第六十七條の五の見出し中「特定の公社債等」を「特定株式投資信託の受益証券」に改め、同条第一項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以下この項において「公社債等」という。))で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「第三号の二に規定する特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「(当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払つた場合その他の政令で定める場合を含む。))」を削り、同条第二項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

第六十七條の五の見出し中「特定の公社債等」を「特定株式投資信託の受益証券」に改め、同条第一項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以下この項において「公社債等」という。))で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「第三号の二に規定する特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「(当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払つた場合その他の政令で定める場合を含む。))」を削り、同条第二項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

る場合を含む。」を削り、「当該各号の下欄に掲げる株式に」を「当該株式に」に改め、同項の表を削る。

第七十一条の二の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、同条中「日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第九号）に改め、設立した法人」の下に「又は日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人」を加え、「日本国有鉄道清算事業団又は日本鉄道建設公団から」に「を日本国有鉄道清算事業団」を「を日本鉄道建設公団」に改める。

第八十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団が同法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法」に改め、「法人」の下に「又は日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人」を加え、「平成三年四月一日」を「平成十年十月一日」に、「日本国有鉄道清算事業団から当該土地」を「日本鉄道建設公団から同号の土地」に改め、同条第二項を同

条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十五条の規定により同条に規定する承継法人に対し無償で貸し付けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供されている建物と日本鉄道建設公団の有する建物との交換が同法第十三条第一項第三号の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した建物の所有権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより平成十年十月一日から平成十四年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十四条の三の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に、「税率の軽減」を「免税等」に改め、同条中「鉄道事業法第七条第一項に規定する」を削り、「平成十年四月一日」を「平成十年十月一日」に、「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団から」を「日本鉄道建設公団から」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（次項において「鉄道事業者」という。）が、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団から無償で取得する同項第二号に掲げる鉄道施設（既に当該鉄道事業者の事業の用に供されているものを除く。）に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより平成十年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第九十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行の日の翌日」を「日本鉄道建設公団が、平成十年十月一日」に、「日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第二号」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号」に改め、同条第二項を削る。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）第十五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第八十四条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法人が取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第八十四条第一項に規定する法人が取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十四条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する鉄道事業者が取得する同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十四条の三に規定する鉄道事業者が取得した同条に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第九十四条の規定は、施行日以後に公団が行う同条に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前に事業団が行った旧租税特別措置法第九十四

条第一項に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

（日本鉄道建設公団法の一部改正）第十六条 日本鉄道建設公団法の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「日本国有鉄道清算事業団又は」を削る。

第四十一条及び第四十二条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十三条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十二条中「日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第九号）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）」に改める。

（所得税法の一部改正）第十七条 所得税法昭和四十年法律第三十三号の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

（法人税法の一部改正）第十八条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

（印紙税法の一部改正）第十九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

（登録免許税法の一部改正）第二十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

（本州四国連絡橋公団法の一部改正）第二十一条 本州四国連絡橋公団法（昭和四十五

年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 附則第二條第七項に規定する債務の償還が終了するまでの間における前条の規定による改正後の本州四国連絡橋公団法第二十二條の規定の適用については、同条第一号中「又は地方公共団体の職員」とあるのは、「若しくは地方公共団体の職員又は日本鉄道建設公団の役員若しくは職員」とする。

(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第二十三條 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本国有鉄道清算事業団」の下に、「(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)の施行後においては、日本鉄道建設公団)」を加える。

(日本国有鉄道改革法の一部改正)

第二十四條 日本国有鉄道改革法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「併い」の下に、「平成十年九月三十日までの間」を加え、同条第三項中「昭和六十二年四月一日以降」を「昭和六十二年四月一日から平成十年九月三十日までの間」に改める。

第十六條中「国は」の下に、「平成十年九月三十日までの間」を加える。

第二十五條第二項中「事業団は」の下に、「平成十年九月三十日までの間」を加える。

第二十六條第一項中「ときは」の下に、「平

成十年九月三十日までの間」を加える。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第二十五條 日本国有鉄道改革法等施行法の一部を次のように改正する。

第二十七條中第十三項及び第十四項を削り、第十五項を第十三項とし、同条第十六項中「承継法人」の下に、「(第二十一條第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業を営む株式会社を含む)」を加え、同項を同条第十四項とする。

第二十九條第一項中「清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十一項までを二項ずつ繰り上げる。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 削除

第三十七條から第四十條までを次のように改める。

附則第五條第四項中「清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改める。

附則第二十三條第十五項中「及び地方鉄道業者」を「地方鉄道業者」に改め、「日本国有鉄道清算事業団及び」を削る。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 改正前施行法第二十七條第十三項に規定する鉄道事業者が施行日前に取得した同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 承継法人が改正前施行法第二十七條第十四項に規定する交換により施行日前に取得した建物

の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正)

第二十七條 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の一部改正)

第二十八條 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第四條中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第二十九條 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「適用し、日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)第四十條(第五項及び第六項を除く。)の規定は、適用しない」を「適用する」に改め、同条第二項を削る。

(運輸施設整備事業団法の一部改正)

第三十條 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二号中「本州四国連絡橋公団又は日本国有鉄道清算事業団」を「又は本州四国連絡橋公団」に改める。

附則第七條第五項中「日本国有鉄道清算事業団」の下に、「(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)の施行後においては、日本鉄道建設公団)」を加える。

附則第十條第四項を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第百六十五号中「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

(労働省設置法の一部改正)

第三十二條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「短時間労働援助センター及び日本国有鉄道清算事業団」を「及び短時間労働援助センター」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第三十三條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第五十八号中「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

理由

日本国有鉄道清算事業団における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となつてゐる事態に對して、当該債務等の本格的な処理を図ることが緊急の課題となつてゐることにかんがみ、政府による事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野事業の改革のための特別措置法案

(第四十二回国会、内閣提出)

国有林野事業の改革のための特別措置法

目次

第一章 總則(第一條—第四條)

第二章 業務運営の方針(第五條—第九條)

第三章 実施体制の効率化

第一節 基本的な方針(第十條—第十一條)

第二節 特別給付金(第十二條—第十四條)

第四章 財務の健全化

第一節 債務の処理(第十五條—第十七條)

第二節 国有林野事業特別会計法の特例(第十八條—第二十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。)の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革についての国民の理解を深めるとともに、あわせて、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることを目的とする。

(国有林野事業の改革の趣旨)

第二条 国有林野事業の改革は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少、債務の累増等による国有林野事業の危機的な財務状況に対処して、その財政の健全性を回復し、及び国民共通の財産である国有林野(国有林野事業の対象とする国有林野をいう。以下同じ。)を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、国土の保全その他公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業の振興その他の国有林野事業の使命を十全に果たし、もって国民経済の発展及び国民生活の安定に資するために行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、この法律に定める方針に従い必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国有林野事業の改革を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

(集中改革期間)

第四条 国有林野事業の改革は、平成十五年までの期間を集中改革期間として実施するものとする。

第二章 業務運営の方針

(公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換)

第五条 政府は、国土の保全その他国有林野の有

する公益的機能の重要性にかんがみ、国有林野の管理経営の方針について、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換することとする。

2 政府は、前項の方針に従い、複層林施業、長伐期施業その他の森林の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的に推進するものとする。

(国民の意見を反映した管理経営の実施)

第六条 政府は、国有林野事業を適切に実施するため、あらかじめ広く国民の意見を聴いて、国及び地域の段階で、それぞれ国有林野の管理経営に関する計画を策定し、これらを公表するものとする。

2 政府は、前項の計画において、前条第一項の方針に従った管理経営の内容を明らかにするものとする。

(民間事業者への業務委託の推進)

第七条 政府は、民間事業者の能力を活用しつつ国有林野事業を効率的に実施するものとし、このため、集中改革期間において、伐採、造林並びに林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うことを緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、当該実施行為のすべてを民間事業者に委託して行うものとする。

(国民による国有林野の利用の推進)

第八条 政府は、国民共通の財産である国有林野について、その有する公益的機能の維持増進との調和を図りつつ、公衆の保健のための利用、自主的な森林整備のための利用その他の国民による利用に積極的に供するものとする。

(国有林野事業の実施状況の公表)

第九条 政府は、国有林野の管理経営が適切に実施されていることを国民に対し明らかにするため、毎年度、国有林野事業の実施状況を公表するものとする。

第三章 実施体制の効率化

第一節 基本的な方針

(職員数の適正化)

第十条 政府は、国有林野事業(国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という。))においてその事務を取り扱う治山事業を含む。以下この節において同じ。)の効率的な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

2 農林水産大臣は、集中改革期間の開始前に、国有林野事業に係る職員数の適正化の目標、その達成のために講じようとする施策その他国有林野事業に係る職員数の適正化に関する基本的な事項につき、閣議の決定を求めなければならない。

(組織の再編)

第十一条 政府は、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものに再編するものとする。

第二節 特別給付金

(特別給付金の支給)

第十二条 農林水産大臣は、集中改革期間において国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進するため、集中改革期間中の毎年度、退職を希望する国有林野事業職員(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員をいう。以下同じ。)の募集を行う場合において、国有林野事業職員がこれに応じて退職を申し出たときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者について退職を希望する国有林野事業職員である旨の認定を行うことができる。

一 当該退職を申し出た年度の末日までに六十歳農林水産省令で定める要件に該当する者にあつては、六十三歳。次条第一項において同じ。となる者

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号)第二条第二項の政令で定める官職にあ

る者又は同法第五条に規定する常勤の職員三 前二号に掲げるもののほか、常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定める要件に該当するもの

2 政府は、前項の認定を受けた国有林野事業職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別給付金(以下「特別給付金」という。)を支給するものとする。

一 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第三条、第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用を受けないで退職した者

二 傷病又は死亡により退職した者

3 特別給付金は、第一項の認定を受けた年度の末日までに退職した者に対し支給するものとする。

(特別給付金の額)

第十三条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額の合計額(その者の勤続期間が五年以上の場合にあつては、その額に一・四を乗じて得た額)に、その者が六十歳に達する日の属する年度とその者が前条第一項の認定を受けた日の属する年度との差に相当する年数(十五年を超えする場合にあつては、十五年)を乗じて得た金額とする。

2 前項の特別給付金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算については、国家公務員退職手当法第七条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(特別給付金の返還等)

第十四条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その者は、農林水産省令で定めるところにより、その支給を受けた特別給付金に相当する

金額を政府に返還しなければならない。

一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以内に農林水産省の職員(常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定めるものを除く。)として採用されたとき。

二 国家公務員退職手当法第十二条の三第一項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納せられることとなったとき。

2 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなった者であつてその支給を受けていないものが前項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

3 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが国家公務員退職手当法第十二条の二第一項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分を受けた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。ただし、当該処分が取り消された場合は、この限りでない。

第四章 財務の健全化
第一節 債務の処理
(借入金金の一般会計への帰属等)
第十五条 政府は、この法律の施行の時ににおいて、その時における事業勘定の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。
一 平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務

二 前号に掲げる債務に係る利子であつて、この法律の施行の日以前に発生しており、かつ、同日以降に支払われることとされているものに係る債務

2 前項の規定により一般会計に帰属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係るものの償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。

(事業勘定における債務の処理)
第十六条 政府は、この法律の施行の時ににおいて事業勘定の負担に属する借入金に係る債務(前条第一項の規定により一般会計に帰属したものを除く。)について、その償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により、この法律の施行の日から五十年を経過した日の属する年度の末日までに着実に処理するものとする。

2 政府は、前項の債務の処理を推進するため、第十九条及び第二十一条に規定する措置を講ずるものとする。
(国会への報告)
第十七条 政府は、国会に対し、毎年度、前二条の規定による国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況を報告しなければならない。

第二節 国有林野事業特別会計法の特例
(退職手当等に係る借入金)
第十八条 事業勘定においては、集中改革期間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、政令で定めるところにより、国有林野事業職員が退職した場合に国家公務員退職手当法の規定に基づき支給する退職手当及び第十二条第二項の規定により支給する特別給付金の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ、

2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金のほか、この勘定の負担に属する借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。
(借入金の償還金に係る借入金)
第十九条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、この勘定の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ、

2 前項の規定による借入金については、前条第二項の規定を準用する。
(平成十年度における借入金の特例)
第二十条 事業勘定においては、平成十年度において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金、附則第二条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法(昭和五十二年法律第八十八号)第四条第一項及び第二項の規定による借入金並びに第十八条第一項及び前条第一項の規定による借入金のほか、この勘定における経費の財源に充てるため必要があるときは、この勘定の負担において、借入金をすることができ、

2 前項の規定による借入金については、第十八条第二項の規定を準用する。
(借入金の利子に係る一般会計からの繰入れ)
第二十一条 政府は、事業勘定の負担に属する借入金(政令で定めるものを除く。)について、第十六条第一項に規定する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額(平成十年度にあつては、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間において支払うべき利子に充てるべき金額)を、一般会計から事業勘定に繰り入れるものとする。
(損失の処理の特例)
第二十二条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法第十二条第二項の規定により繰り越した損失を、資本剰余金を減額して整理することができ、

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、第十条第二項及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。
(国有林野事業改善特別措置法の廃止)
第二条 国有林野事業改善特別措置法は、廃止する。

(国有林野事業改善特別措置法の廃止に伴う経過措置)
第三条 前条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法第八条第二項に規定する特別給付金の支給を受けた者については、同法第十条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

理由
国有林野事業の危機的な財務状況等にかんがみ、その財政の健全性を回復し、国有林野を適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、公益的機能の維持増進その他の国有林野事業の使命を十全に果たすため、国有林野事業の抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにするとともに、累積債務の一般会計への帰属その他所要の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案(第四百十二回国会、内閣提出)
国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律
(国有林野法の一部改正)
第一条 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
国有林野の管理経営に関する法律
目次中「第一章 総則(第一条―第六条)」を「第一章 総則(第一条―第三条)」
第一章の二 管理経営に関する計画(第四条―第一章の三 調査業務の委託(第六条の五―第六章の四)に、第五章 共用林野(第十八条―第二十四条)」を「第六章 罰則(第二十五条―第二十六条)」に改める。

国有林野の管理経営に関する法律
第一章 総則(第一条―第三条)
第一章の二 管理経営に関する計画(第四条―第一章の三 調査業務の委託(第六条の五―第六章の四)に、第五章 共用林野(第十八条―第二十四条)」を「第六章 罰則(第二十五条―第二十六条)」に改める。

国有林野の管理経営に関する法律
第一章 総則(第一条―第三条)
第一章の二 管理経営に関する計画(第四条―第一章の三 調査業務の委託(第六条の五―第六章の四)に、第五章 共用林野(第十八条―第二十四条)」を「第六章 罰則(第二十五条―第二十六条)」に改める。

国有林野の管理経営に関する法律
第一章 総則(第一条―第三条)
第一章の二 管理経営に関する計画(第四条―第一章の三 調査業務の委託(第六条の五―第六章の四)に、第五章 共用林野(第十八条―第二十四条)」を「第六章 罰則(第二十五条―第二十六条)」に改める。

国有林野の管理経営に関する法律
第一章 総則(第一条―第三条)
第一章の二 管理経営に関する計画(第四条―第一章の三 調査業務の委託(第六条の五―第六章の四)に、第五章 共用林野(第十八条―第二十四条)」を「第六章 罰則(第二十五条―第二十六条)」に改める。

第一条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律は、国有林野について、管理経営に関する計画を明らかにするとともに、貸付け、売却等に関する事項を定めることにより、その適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「(国有財産の分類及び種類)」を削り、同条第二号中「基き」を「基づき」に改め、「定義」を削る。

第三条から第六条までを次のように改める。

(国有林野の管理経営の目標)

第三条 国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものとする。

(管理経営基本計画)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を定めなければならない。

2 管理経営基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国有林野の管理経営に関する基本方針

二 国有林野の維持及び保存に関する基本的事項

三 国有林野の林産物の供給に関する基本的事項

四 国有林野の活用に関する基本的事項

五 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項

六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 管理経営基本計画は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

(管理経営基本計画の案の縦覧等)

第五条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日まで、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の意見を付して、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

(地域管理経営計画)

第六条 営林局長又は営林支局長は、管理経営基本計画に即して、森林法第七条の二第一項の森林計画區別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画區に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画區に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画(以下「地域管理経営計画」という。)を定めなければならない。

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる

事項を定めるものとする。

一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的事項

二 巡視、森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止その他国有林野の維持及び保存に関する事項

三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項

四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項

五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針

六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 地域管理経営計画は、森林法第七条の二第一項の規定によりたてられた森林計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 前条の規定は、地域管理経営計画の策定及び変更について準用する。この場合において、同条中「農林水産大臣」とあるのは「営林局長又は営林支局長」と、同条第三項中「林政審議会」とあるのは「関係都道府県知事、関係市町村長及び次条第二項各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者」と読み替えるものとする。

第四条の前に次の章名を付する。

第一章の二 管理経営に関する計画

第六条の次に次の三章及び一章を加える。

第六条の二 営林局長又は営林支局長は、前条第二項第五号に掲げる基本的な方針に即して森林及び公衆の保健の用に供する施設を整備しようとするときは、政令で定めるところにより、その整備しようとする区域に係る国有林野につき、公衆の保健の用に供するための計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする国有林野の地区

二 前号の地区内において整備しようとする公衆の保健の用に供する施設の位置、種類その他当該施設の設置に関する事項

三 第一号の地区内における造林、保育、伐採その他の施設の方法に関する事項

四 国有林野の有する公衆の保健以外の公益的機能との調和その他第二号の施設の整備に際し配慮すべき事項

3 営林局長又は営林支局長は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

(管理経営基本計画の実施状況の公表)

第六条の三 農林水産大臣は、毎年九月三十日までに、前年度における管理経営基本計画の実施状況を公表しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の公表をしようとするときは、林政審議会の意見を聴き、その意見の概要を同項の実施状況とともに公表しなければならない。

(林政審議会の権限)

第六条の四 林政審議会は、林業基本法(昭和三十一年法律第六十一号)第二十三条第一項に規定するもののほか、第五項第三項及び前条第二項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議する。

2 林政審議会は、林業基本法第二十三条第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に関し農林水産大臣に意見を述べることができる。

第一章の三 調査業務の委託

(指定調査機関の指定)

第六条の五 農林水産大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、国有林野の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

一 樹種、材積、材質その他の樹木の伐採又は売却に必要な事項を調査すること。

二 前号の調査により農林水産大臣が定める伐採又は売却の基準に適合すると認められる樹木に、省令で定める記号を表示すること。

2 前項の規定による指定は、調査業務を行うとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第六条の六 農林水産大臣は、前条第二項の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、指定調査機関の指定をしてはならない。

一 調査業務を適正かつ確実に実施するに足る技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。

二 調査業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて調査業務が不公正になるおそれがないこと。

三 その指定をすることによつて調査業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 農林水産大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 第六条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、この法律に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わつた日から二年を経過しない者があること。

(調査業務の実施義務)

第六条の七 指定調査機関は、農林水産大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞な

く、その調査業務を行わなければならない。

行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(役員及び職員)の公務員たる地位)

第六条の八 調査業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第六条の九 指定調査機関は、調査業務の実施に関する事項について業務規程を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができ、

(事業計画等)

第六条の十 指定調査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第六条の五第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定調査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六条の十一 指定調査機関は、帳簿を備え、調査業務に関し省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、帳簿の備付け及び保存に関し必要な事項は、省令で定める。

(監督命令)

第六条の十二 農林水産大臣は、この法律を施

行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び立入検査)

第六条の十三 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、調査業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第六条の十四 指定調査機関は、農林水産大臣の許可を受けなければ、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六条の十五 農林水産大臣は、指定調査機関が第六条の六第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第六条の六第一項第一号又は第二号に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第六条の九第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行つたとき。

四 第六条の九第三項又は第六条の十二の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

(省令への委任)

第六条の十六 この章に規定するもののほか、指定調査機関及び調査業務に関し必要な事項は、省令で定める。

第七条第一項各号列記以外の部分中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「において」の下に「契約により」を加え、同項第四号中「こえない」を「超えない」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条の二第一項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。

第十一條第四項中「明治二十九年法律第八十九号」及び「共有物の分割請求」を削る。

第十七條第五項中「契約解除の場合の損失補償」を削り、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 罰則

第二十五條 第六条の十五第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六條 次の各号の一に該当するときは、その行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の十一第一項の規定に違反し、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

二 第六条の十三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第六条の十四の許可を受けないうで調査業務の全部を廃止したとき。

三 第六条の十四の許可を受けないうで調査業務の全部を廃止したとき。

(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)
第二条 国有林野の管理経営に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第四項並びに第六條の二第一項及び第三項中「営林局長又は営林支局長」を「森林管理局長」に改める。

第十一条第三項及び第十四条第三号中「営林署長」を「森林管理署長」に改める。

第十五条ただし書中「但し」を「ただし」に、「営林局長」を「森林管理局長」に改める。

第十六条ただし書中「営林局長」を「森林管理局長」に改める。

第二十二條第二項中「且つ」を「かつ」に、「営林署長」を「森林管理署長」に改める。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)
第三条 国有林野の活用に関する法律昭和四十六年法律第百八号の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

第三条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で国有林野の管理経営に関する法律第六條の二第一項の計画に基づく公衆の保健の用に供する施設に関するものの用に供すること
を目的とする国有林野の活用
当該事業を行う者
第八条を削る。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)
第四条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国有林野事業」の下に「国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ」を加え、同条第二項中「国有林野

法」を「国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)」に改め、同条第三項第一号中「(国有林野事業に該当するものを除く。以下次号において「治山事業」という。))」を削り、同項第二号中「治山事業」を「法第二條の治山事業」に改める。

第八条の三を第八条の四とし、第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 次に掲げる経費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

一 国有林野(国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有林野をいう。以下この条において同じ。)のうち森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林(次号において「公益林」という。)における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費で政令で定めるもの

三 森林法第七條の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費

四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費で政令で定めるもの

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設で政令で定めるもの

附則第十三条第一項中「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)
第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第

百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「左の」を「次の」に、
「営林局」を「森林管理署」に改める。

第三十二条の見出しを「(森林管理署)」に改め、同条第一項中「営林局」を「森林管理署」に、「左に掲げるもの」を「次に掲げる事務」に改め、同項第一号中「国有林野」を「管理経営計画の樹立その他の国有林野」に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「営林署」を「森林管理署」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項及び第三項中「営林局」を「森林管理署」に改める。

第三十三条を削る。

第三十四条の見出しを「(森林管理署)」に改め、同条第一項中「営林署」を「森林管理署」に、「営林局又は営林支局」を「森林管理署」に、「次の各号に」を「次に」に改め、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同項第二号中「営林を指導する」を「営林の指導並びに森林治水事業を行う」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 林野の保全に係る地すべり防止事業を実施すること。

五 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を受託し、及び受託に係る当該工事を実施すること。

第三十四条第一項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 国有林野及び公有林野等官行造林地の管理を行うこと。

第三十四条第二項中「営林署」を「森林管理署」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(支署)

第三十四条 農林水産大臣は、森林管理署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に森林管理署の支署を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林水産省令で定める。

第三十五条の見出し中「営林局、営林支局及び営林署」を「森林管理局及び森林管理署」に改め、同条第一項中「営林支局若しくは営林署」を「森林管理署」に、「営林局」を「森林管理局」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の見出し中「営林局及び営林署」を「森林管理局及び森林管理署」に改め、同条中「営林局」を「森林管理局」に、「営林署」を「森林管理署」に、「第三十四条第一項の規定の適用については、同項第二号」を「第三十三号第一項の規定の適用については、同項第三号」に、「営林を指導すること」を「営林の指導」に、「技術相談に関すること」を「技術相談」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条第一項の規定 公布の日

二 第二条及び第五条並びに附則第四条から第六条まで、第九条、第十四条及び第十八条の規定 平成十一年一月一日

(第一条の規定による国有林野法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、第一条の規定による改正後の国有林野の管理経営に関する法律以下「管理経営法」という。

第四条及び第五条の規定の例により、平成十年十月一日をその計画期間の始期とする管理経営基本計画を定めなければならない。ただし、当該管理経営基本計画の計画期間の終期は、平成二十一年三月三十一日とする。

2 前項の規定により定められた管理経営基本計

画については、管理経営法第四條第一項の規定により定められた管理経営基本計画とみなす。

3 前項の管理経営基本計画に引き続く次の管理経営基本計画は、管理経営法第四條第一項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日をその計画期間の始期として定めなければならない。

第三條 この法律の施行後管理経営法第六條第一項の規定により最初に定める地域管理経営計画は、同項の規定にかかわらず、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とし、同日以降一年から五年までの間において農林水産大臣の定める期間をその計画期間としなければならない。

2 前項の規定により定められる地域管理経営計画に引き続く次の地域管理経営計画は、管理経営法第六條第一項の規定にかかわらず、前項の農林水産大臣の定める期間が満了する日の翌日をその計画期間の始期として定めなければならない。

(農林水産省設置法の一部改正に伴う経過措置)
第四條 第五條の規定の施行前に営林局長、営林支局長又は営林署長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした許可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「処分等」という。)は、政令(営林署長がした処分等)にあつては、農林水産省令で定めるところにより、相当の森林管理局長又は森林管理署長がした処分等とみなす。

第五條 第五條の規定の施行前に営林局長、営林支局長又は営林署長に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令(営林署長に対してした申請等)にあつては、農林水産省令で定めるところにより、相当の森林管理局長又は森林管理署長に対してした申請等とみなす。

(地方自治法の一部改正)
第六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六條第七項中「営林署」を「森林管理署」に改める。

(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部改正)
第七條 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)」に改める。

(森林法の一部改正)
第八條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項及び第二十一條第三項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

第九條 森林法の一部を次のように改正する。
第五條第五項中「関係営林局長又は営林支局長」を「関係森林管理局長」に改める。
第七條の二第一項及び第四項から第六項までの規定並びに第八條第二項中「営林局長又は営林支局長」を「森林管理局長」に改める。
第十條の二第二項中「関係営林局長又は営林支局長」を「関係森林管理局長」に改める。
第二十一條第三項中「営林署長」を「森林管理署長」に改める。

(農地法の一部改正)
第十條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第五項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。
(保安林整備臨時措置法の一部改正)
第十一條 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中「買入」を「買入れ」に、「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に、「第二十七條第一項但書」を「第二十七條第一項ただし書」に、「こえない」を「超えない」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)
第十二條 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改め、同条第二項第五号中「国有林野法第十條第一号」を「国有林野の管理経営に関する法律第十條第一号」に、「国有林野法第十七條の二」を「国有林野の管理経営に関する法律第十七條の二」に改める。

(分収林特別措置法の一部改正)
第十三條 分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項から第三項までの規定中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。
(地方行政連絡会議法の一部改正)
第十四條 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第五号を次のように改める。
五 森林管理局
(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)
第十五條 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に、「行なう」を「行う」に改める。
(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)
第十六條 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。
(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)
第十七條 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)
第十八條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「関係営林局長又は営林支局長」を「関係森林管理局長」に改める。

理由
国有林野事業の抜本的改革の一環として、国有林野について、その管理経営に関する計画の策定、農林水産大臣が指定する者への調査業務の委託等に関する事項を定めるほか、公益的機能が高い森林における森林保全経費等についての一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ、営林局から森林管理局への組織の変更その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林法等の一部を改正する法律案(第四十二回国会、内閣提出)
(森林法の一部改正)
第一條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一節 施設の勧告等(第十條の目次中 第二節 市町村等による森林の整備)
第二節の二 森林整備協定の締結の五、第十條の六)
の推進第十條の七、第十條の十二)を「第二促進(第十條の十三、第十條の十四)」
節 市町村等による森林の整備の推進(第十條節 森林整備協定の締結の促進(第十條の十の五、第十條の十二)に改める。

第五條第二項第三号中「立木の標準伐期

齡、立木の伐採の標準的な方法」を削り、同項第四号中、「造林樹種、造林の標準的な方法」を削り、同項第四号の二中、「間伐及び保育の標準的な方法」を削り、同項第四号の三中、「及び当該区域内における施業の方法」を「の基準」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第四条第三項」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第七条を削る。

第六条第一項中「前条第一項」を「第五条第一項」に、「聞き」を「聴き」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。
(地域森林計画の案の縦覧等)

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しななければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七條の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならぬ。

5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又

はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならぬ。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならぬ。

第七條の二第二項を次のように改める。

2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 第五条第二項第一号から第四号の二まで、第五号及び第六号から第八号までに掲げる事項

二 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項
三 森林施業の合理化に関する事項
第七條の二第六項を削り、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四項において準用する第六條第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならぬ。

第七條の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは」を「前項において準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、当該森林計画の案について」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 第六條第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により森林管理局長が森林計画をたてる場合に準用する。

第九條及び第十條を次のように改める。
第九條及び第十條 削除
第二章の二第一節を削る。
第十條の七を削る。
第十條の八第一項を次のように改める。
市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、五年ごと

に、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初になつてゐる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

第十條の八第二項第一号中「間伐」を「伐採、造林」に改め、同項中第九号を第十二号とし、第七号及び第八号を削り、第六号を第十一号とし、第二号から第五号までを五号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の五号を加える。
二 立木の標準伐期齡、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
四 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
五 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要のあるもの(以下「要間伐森林」という。)

の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項
六 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項
第十條の八中第三項を削り、第四項を第三項とし、第七項を削り、同条第六項中「森林整備市町村」を「市町村」に改め、「都道府県知事」

の下に、「当該市町村の区域内に第十九條第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画の対象とする森林が存在するときは、都道府県知事及び農林水産大臣及び関係森林管理局長」を加え、同項に後段として次のように加える。
この場合においては、第五項の規定により読み替へて準用する第六條第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならぬ。

第十條の八第六項を同条第八項とし、同条第五項中「森林整備市町村」を「市町村」に、「都道府県知事の承認を受けなければ」を「第五項の規定により読み替へて準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の三項を加える。
4 第四條第三項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。
5 第六條第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替へるものとする。

6 市町村の長は、当該市町村の区域内に第七條の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替へて準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。
第二章の二第二節中第十條の八を第十條の五とする。
第十條の九第一項から第三項までの規定中「森林整備市町村」を「市町村」に改め、同条第四項中「第七條並びに前条第五項及び第六項」を「前条第五項から第八項まで」に改め、後段を削り、同条を第十條の六とし、同条の次

第二類第八号 日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林事業の改革等に関する特別委員会議録第二号 平成十年八月三十一日

に次の三条を加える。

(市町村森林整備計画の遵守)

第十条の七 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という)は、市町村森林整備計画に従つて施業することを旨としなければならない。

(伐採の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五条の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く)の立木を伐採するには、省令で定める手続に従ひ、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採その他省令で定める事項を記載した伐採の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第十一条第五項(第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む)又は第十八条の二第三項の規定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合

四 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

五 第八十八條第二項の規定に基づいて伐採する場合

六 法令によりその立木の伐採につき制限が

ある森林で省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という)であつて、立木の果実の採取その他省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

七 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき省令で定める基準に従ひ指定したものにつき伐採する場合

八 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

九 除伐する場合

十 その他省令で定める場合

二 前項第八号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、省令で定める手続に従ひ、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

(伐採の計画の変更命令等)

第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採齢に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に對し、その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができ

る。

二 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

三 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つてゐる伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採齢に関する計画に従つていないと認めるときは、その者に對し、その伐採の計画に従つて伐採すべき旨を命ずることができ

る。

第十条の十の見出しを「(施業の勧告等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守して

ないことを認め、同項第一号中「植栽」の下に「間伐」を加え、同項第二号中「地域森林計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項第三号を削る。

第十二条第一項中「左の各号に」を「次に」に、「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十三条及び第十五条中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十六条中「都道府県知事」を「市町村の長」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

第十七条第二項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十八条第一項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同条第二項中「前七条」を「第十一条から前条まで」に、「左の各号に」を「次に」に改める。

第十八条の二第一項中「(人工植栽に係るものに限る)」を削り、「を管轄する都道府県知事」を「を」の属する市町村の長に改め、同条第二項第二号中「面積」の下に「人工植栽に係る森林とその他の森林との区別」を加え、同項第三号中「伐採方法」の下に「(間伐に関する事項を除く)」を加え、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 間伐を実施する森林についての所在場所別及び施業の方法別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法

第十八条の二第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同項第三号中「第五号まで」を「第六号まで」に改め、同項第四号中「地域森林計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「場合

には、」の下に「当該認定に係る特定森林施業

」を加える。

四 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及

び間伐方法

第十一条第五項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同項第一号中「植栽」の下に「間伐」を加え、同項第二号中「地域森林計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項第三号を削る。

第十二条第一項中「左の各号に」を「次に」に、「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十三条及び第十五条中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十六条中「都道府県知事」を「市町村の長」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

第十七条第二項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十八条第一項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同条第二項中「前七条」を「第十一条から前条まで」に、「左の各号に」を「次に」に改める。

第十八条の二第一項中「(人工植栽に係るものに限る)」を削り、「を管轄する都道府県知事」を「を」の属する市町村の長に改め、同条第二項第二号中「面積」の下に「人工植栽に係る森林とその他の森林との区別」を加え、同項第三号中「伐採方法」の下に「(間伐に関する事項を除く)」を加え、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 間伐を実施する森林についての所在場所別及び施業の方法別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法

第十八条の二第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同項第三号中「第五号まで」を「第六号まで」に改め、同項第四号中「地域森林計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「場合

には、」の下に「当該認定に係る特定森林施業

」を加える。

四 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及

び間伐方法

第十一条第五項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同項第一号中「植栽」の下に「間伐」を加え、同項第二号中「地域森林計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項第三号を削る。

第十二条第一項中「左の各号に」を「次に」に、「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十三条及び第十五条中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十六条中「都道府県知事」を「市町村の長」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

第十七条第二項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改める。

第十八条第一項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同条第二項中「前七条」を「第十一条から前条まで」に、「左の各号に」を「次に」に改める。

第十八条の二第一項中「(人工植栽に係るものに限る)」を削り、「を管轄する都道府県知事」を「を」の属する市町村の長に改め、同条第二項第二号中「面積」の下に「人工植栽に係る森林とその他の森林との区別」を加え、同項第三号中「伐採方法」の下に「(間伐に関する事項を除く)」を加え、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 間伐を実施する森林についての所在場所別及び施業の方法別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法

第十八条の二第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同項第三号中「第五号まで」を「第六号まで」に改め、同項第四号中「地域森林計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「場合

には、」の下に「当該認定に係る特定森林施業

計画の対象とする森林の全部又は一部を対象とする森林施業計画に係る」を加える。

第十八条の三を次のように改める。

第十八条の三 前条第三項の認定を受けた森林所有者は、当該森林所有者が森林所有者である森林（特定森林施業計画の対象とする森林を除く。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。）につき、省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画（以下「一般森林施業計画」という。）を作成し、これを当該一般森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該一般森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 一般森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める森林施業に関する長期の方針に基づいて、作成しなければならない。

3 第一項の森林所有者については、第十一条第三項から第五項まで及び第十二条から第十七条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村の長は、第一項の森林所有者が一般森林施業計画について省令で定める期間内に前項の規定により適用される第十一条第五項の認定を受けられなかった場合には、前条第三項の認定を取り消すものとする。

第十八条の三の次に次の一条を加える。

（数人共同の特定森林施業計画）
第十八条の四 特定森林施業計画区域内に存する森林の森林所有者は、数人共同して、当該森林のうち次に掲げるものにつき、一の特定森林施業計画を作成し、これを第十八条の二第一項の市町村の長に提出して、当該特定森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

一 当該森林所有者が森林所有者である森林の全部又は一部

二 当該森林所有者が森林所有者である森林で、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るためには森林所有者が共同して施業することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するもの

2 前項の特定森林施業計画に関しては、第十八条の二の規定の適用があるものとする。

3 第一項第一号の森林につき第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者は、当該森林所有者が森林所有者である森林につき、省令で定めるところにより、一の一般森林施業計画を作成し、これを当該一般森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該一般森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

4 前項の一般森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が共同して定める森林施業に関する長期の方針に基づいて、作成しなければならない。

5 第三項の森林所有者については、第十一条第三項から第五項まで、第十二条から第十七条まで及び前条第四項の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項第二号の森林につき第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者については、第十二条から第十七条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の見出し中「数都道府県」を「数市町村」に改め、同条第一項を次のように改める。

森林施業計画（一般森林施業計画及び特定森林施業計画を含む。以下この条、第三十四条第十項、第三十四条の二第四項及び第九十一条において同じ。）の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条（第十八条の三第三項及び前条第五項及び第四項において同じ。）、第十二条及び第十三条（第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。）、第三項において同じ。）、第十五条から第十七条まで（第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。）、第四項において同じ。）、第十八条、第十八条の二、第十八条の三（前条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第四項において同じ。）、並びに前条において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が処理する。

一 当該森林施業計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の区域内にある場合、当該都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合、農林水産大臣

第十九条第二項中「場合において、同項に規定する森林の全部又は一部が森林整備市町村の区域内にあるときは、当該区域」を「場合において、当該森林施業計画の対象とする森林の所在地に、当該森林整備市町村」を「当該森林の所在地の属する市町村」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」の下に「及び都道府県知事」を加え、「（第十二条第三項において準用する場合を含む。）」を「（第十二条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三項の認定に「若しくは第十八条の二第三項の規定により読み替えられた第十二条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。」の認定」を「若しくは第十八条の二第三項の規定による認定（第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）」に、「関係都道府県知事」を「省令で定めるところにより、関係市町村の長」に改め、同条第三

四項中「農林水産大臣」の下に「及び都道府県知事」を加え、「第十八条の二第三項の認定」を「第十八条の二第三項の規定による認定」に改め、「第十六条」の下に「若しくは第十八条の三第四項」を加え、「関係都道府県知事」を「省令で定めるところにより、関係市町村の長」に改める。

第三十四条第一項ただし書中「但し、左の各号の一」を「ただし、次の各号のいずれかに改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次条第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

第三十四条に次の一項を加える。

10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合（同項の規定による届出があつては、第一項第四号に係るものに限る。）には、省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項（第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八条の二第三項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

第三十四条の二ただし書中「但し」を「ただし」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十四条の三とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（保安林における間伐の届出等）
第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、前条第一項第一号、第二号から第四号まで及び第

二 当該森林所有者が森林所有者である森林の全部又は一部

三 第一項の森林所有者については、第十一条第三項から第五項まで及び第十二条から第十七条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

四 市町村の長は、第一項の森林所有者が一般森林施業計画について省令で定める期間内に前項の規定により適用される第十一条第五項の認定を受けられなかった場合には、前条第三項の認定を取り消すものとする。

第十八条の三の次に次の一条を加える。

（数人共同の特定森林施業計画）
第十八条の四 特定森林施業計画区域内に存する森林の森林所有者は、数人共同して、当該森林のうち次に掲げるものにつき、一の特定森林施業計画を作成し、これを第十八条の二第一項の市町村の長に提出して、当該特定森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

一 当該森林所有者が森林所有者である森林の全部又は一部

二 当該森林所有者が森林所有者である森林で、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るためには森林所有者が共同して施業することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するもの

六号に掲げる場合を除き、省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された間伐立木材積又は間伐方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に對し、その間伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。

3 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる間伐のための立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

4 都道府県知事は、第一項の規定により間伐の届出書が提出された場合(前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く)には、省令で定めるところにより、当該間伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。

ただし、当該間伐が、第十一条第五項(第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む)又は第十八条の二第三項の規定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のものの対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない)。

第三十八条第三項中「第三十四条の二」を「第三十四条の三」に改める。

第四十四条中「第三十四条」の下に「及び第三十四条の二」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「及び第三十四条」を「第三十四条及び第三十四条の二」に改める。

第四十八条中「第三十四条」の下に「及び第三十四条の二」を加える。

第百八十八条第一項及び第二項中「又は都道

府県知事」を「都道府県知事又は市町村の長」に改め、同条第五項中「又は都道府県」を「都道府県又は市町村」に改める。

第百八十九条中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村の長」に、「基く」を「基づく」に、「の公報」を「若しくは市町村の公報」に改める。

第百九十条を削り、第百九十一条を第百九十条とする。

第百九十一条の二の見出しを「(農林水産大臣等の援助)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、市町村森林整備計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第百九十一条の二を第百九十一条とする。

第百九十二条中「左の各号」を「次に」に改め、同条第一号中「及び実施」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条を同条第二号とする。

第二百七条第一号中「第十条第一項」を「第十条の八第一項」に改め、同条第二号中「第十条の六第三項」を「第十条の九第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第三十四条の二第一項(第四十四条において準用する場合を含む)の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

第二百九条第一号中「第十条第二項」を「第十条の八第二項」に改める。

第二百九十三条ただし書を削る。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)

第二条 保安林整備臨時措置法昭和二十九年法律第八十四号の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「(施業等の勧告)」に改め、同条中「前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項に従つて施業すべき旨の森林法第十条の五」を「前

項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下この項において「森林所有者等」という)が要整備森林について前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項を遵守していないと認めるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示し、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

第十一条の見出しを「(伐採の許可等の特例)」に改め、同条中「第三十四条第一項」の下に「及び第三十四条の二第一項」を加え、同条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(市町村の長による施業の勧告の特例)

第十一条 要整備森林については、森林法第十条の十第一項の規定は、適用しない。

(森林施業計画の特例)

第十二条 森林法第十条の五第一項の規定により市町村森林整備計画をたてた市町村の長は、同法第十一条第五項(同法第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む)又は第十八条の二第三項の規定による森林施業計画の認定(同法第十二条第三項において準用する同法第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む)をしようとする場合において、当該森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が要整備森林であるときは、当該森林施業計画の内容が同法第十一条第五項各号に掲げる要件(当該森林施業計画が同法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画である場合には、同条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たすほか、第九条の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められるときで

なければ、当該認定をしてはならない。

2 前項の認定を受けた者についての森林法第十三条(同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む)の規定の適用については、同法第十三条中「同項各号に掲げる要件」とあるのは、「同項各号に掲げる要件及び保安林整備臨時措置法第九条の規定により地域森林計画に定められている事項」とする。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第三条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中「第十八条の二第一項」を「第十八条の二第三項」に改め、「特定森林施業計画」の下に「(政令で定めるものを除く)」を加える。

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正)

第四条 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次に掲げる事項」を「保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項」に改め、各号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(市町村森林整備計画の変更等)

第五条の二 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象とする森林につき、前条の規定により追加して定められた地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合には、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により市町村森林整備計画をたてる場合においても、同様とする。

一 保健機能森林の区域
二 前号の区域内にある森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
三 第一号の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
四 その他必要な事項

第六条第一項中「第十一条第五項」の下に「同法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む」又は第十八条の二第三項を「第十八条」の下に「又は第十八条の四」を加え、「同項の認定を受けた森林所有者」を「同法第十一条第五項又は第十八条の二第三項の認定を受けたもの」に改め、「認定に係る森林施業計画」の下に「(同法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画(政令で定めるものを除く。以下同じ。))及び同法第十八条の三第一項に規定する一般森林施業計画を含む。以下同じ。」を、「第十二条第二項」の下に「(同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。)」を加え、後段を次のように改める。

森林所有者が同法第十一条第五項同法第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。又は第十八条の二第三項の規定による森林施業計画の認定を求める場合においても、同様とする。

第六条第二項中「掲げる事項」の下に「(当該森林保健機能増進計画が特定森林施業計画の全部又は一部として定められる場合には、同法第十八条の二第二項各号に掲げる事項」を加え、同条第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、「掲げるもの」の下に「当該請求に係る森林施業計画が特定森林施業計画である場合には、同法第十八条の二第三項各号に掲げるもの」を加え、「同項の認定」を「その認定」に改め、同条第四項中「森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施業計画に

ついて森林法第十一条第五項(同法第十二条第三項において準用する場合を含む。の認定(以下「特定認定」という。))を「特定認定」に「同法第十三条及び第十四条の規定」を「森林法第十三条及び第十四条の規定(これらの規定が同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の長は、森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施業計画について森林法第十一条第五項又は第十八条の二第三項の規定による認定(同法第十二条第三項において準用する同法第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む。以下「特定認定」という。)をしようとするときは、都道府県知事の同意を得なければならない。

第八条第一項中「及び第三十四条の二本文」を「第三十四条の二第一項及び第三十四条の三本文」に改める。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)

第五条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第四条第一項中「事業計画」を「この章において「事業計画」に改め、同条第三項第四号中「(同項に規定する民有林をいい、保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法昭和三十一年法律第百一十号)第三号の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。以下同じ。」「を「(同項に規定する民有林をいう。以下同じ。))であって保安林並びに保安施設地区(同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区をいう。以下同じ。))の区域内及び海岸保全区域

域(海岸法昭和三十一年法律第百一十号)第三号の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。))内の森林以外の森林」に改め、同条第四項第四号中「民有林」の下に「であって保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林以外の森林」を加え、同条第六項中「通知に係る」の下に「農林水産大臣の」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る事業計画において伐採することとされている民有林の所在地の属する市町村の長に同項の認定をした旨を通知しなければならない。

第四条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この項において同じ。))の立木の伐採を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号に掲げる事項について、当該伐採をするに当たつては、民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。

第五条第三項中「第六項まで」を「第八項まで」に改める。

第六条第二項中「第四条第五項」の下に「から第七項まで」を加える。

第七條中「第十条第一項本文」を「第十条の八第一項本文」に改める。

第九条の次に次の一項を加える。

(保安林における間伐の届出の特例)

第九条の二 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従つて間伐のため立木を伐採する場合には、森林法第三十四条の二第二項の規定は、適用しない。

第十条第一項中「第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第三項において同じ。」を「第十八条の三第三項の規

定により適用される場合を含む」に改め、「第十八条」の下に「又は第十八条の四」を加え、「第十一条第五項の認定」を「第十一条第五項又は第十八条の二第三項の認定」に、「(同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する同法第十一条第五項又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第三項において準用する同法第十八条の二第三項の」を「において準用する同法第十一条第五項の規定その他政令で定める」に、「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、「農林水産大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第二項中「第十八条の三第一項」を「第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項」に、「読み替えて適用」を「適用」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、「第十一条第五項」の下に「(同法第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条までの規定は、公布の日から施行する。

(地域森林計画に関する経過措置)

第二条 都道府県知事は、平成十年十二月三十一日までに、第一条の規定による改正後の森林法(以下「新森林法」という。))第五条及び第六条の規定の例により、前条ただし書に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法(以下「旧森林法」という。))第五条の規定によりたてられてゐる地域森林計画(平成六年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。))を変更しなければならぬ。この場合において、当該地域森林計画の変更は、平成十一年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 都道府県知事は、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする地域森林計画をたてる場

合には、旧森林法第五条の規定にかかわらず、新森林法第五条及び第六条の規定の例によるものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定により地域森林計画を変更し、又はたてられた場合であつて、全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めるときは、第四条の規定による改正前の森林の保健機能の増進に関する特別措置法(以下「旧森林保健機能増進法」という。)第五条の規定にかかわらず、第四条の規定による改正後の森林の保健機能の増進に関する特別措置法(以下「新森林保健機能増進法」という。)第五条の規定の例により、同条に規定する事項を追加して定めることができる。

4 前三項の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画(以下「新地域森林計画」という。)は、新森林法第五条の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画とみなす。

(国有林の森林計画に関する経過措置)

第三条 営林局長又は営林支局長は、平成十年十二月三十一日までに、新森林法第七条の二の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧森林法第七条の二の規定によりたてられている森林計画(平成六年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならぬ。この場合において、当該森林計画の変更は、平成十一年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 営林局長又は営林支局長は、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてるときは、旧森林法第七条の二の規定にかかわらず、新森林法第七条の二の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられた森林計画は、新森林法第七条の二の規定により変更され、又はたてられた森林計画とみなす。

(市町村森林整備計画に関する経過措置)

第四条 市町村は、新地域森林計画につき附則第

二条第一項又は第二項の規定によりその例によることとされた新森林法第六條第五項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日からこの法律の施行の日の前日までの間に、新森林法第十条の五の規定の例により、その区域内にある新地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画をたてなければならぬ。ただし、当該市町村森林整備計画の計画期間は、当該市町村森林整備計画の対象となる民有林の属する森林計画区に係る新地域森林計画の計画期間の終期までとする。

2 市町村は、前項の規定により市町村森林整備計画をたてる場合であつて、新地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めるときは、新森林保健機能増進法第五条の二の規定の例により、同条各号に掲げる事項を追加して定めることができる。

3 前二項の規定によりたてられた市町村森林整備計画は、新森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画とみなす。

4 前項の市町村森林整備計画に引き続き次の市町村森林整備計画であつて、附則第二条第一項の規定により変更された地域森林計画の対象となる民有林の属する森林計画区に係るものは、新森林法第十条の五第一項の規定にかかわらず、当該変更された地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期としてたてなければならぬ。

(旧市町村森林整備計画の失効)

第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現にたてられている旧森林法第十条の八第一項の市町村森林整備計画は、平成十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

(伐採の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧森林法第十条第一項の規定により都道府県知事に対して提出された伐採の届出書は、新森林法第十条の八第一項

の規定により市町村の長に対して提出されたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十条第一項第四号又は第五号の規定により都道府県知事に対してされた申請は、それぞれ新森林法第十条の八第一項第六号又は第七号の規定により市町村の長に対してされた申請とみなす。

3 この法律の施行前に旧森林法第十条第一項第四号又は第五号の規定により都道府県知事がした指定は、それぞれ新森林法第十条の八第一項第六号又は第七号の規定により市町村の長がした指定とみなす。

(伐採の計画の遵守命令に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧森林法第十条の六第三項の規定により都道府県知事がした命令は、新森林法第十条の九第三項の規定により市町村の長がした命令とみなす。

(間伐及び保育についての勧告に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧森林法第十条の十第一項の規定により森林整備市町村の長がした勧告は、新森林法第十条の十第一項の規定により市町村の長がした勧告とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十条の十第二項の規定により森林整備市町村の長がした指定又は勧告は、新森林法第十条の十第二項の規定により市町村の長がした指定又は勧告とみなす。

(施業実施協定に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に森林整備市町村の長に対してされた旧森林法第十条の十一の八第一項、第十條の十一の十二第一項又は第十條の十一の十四第一項の認可の申請は、それぞれ市町村の長に対してされた新森林法第十条の十一の八第一項、第十條の十一の十二第一項又は第十條の十一の十四第一項の認可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十条の十一の十第一項又は第十條の十一の十二第二項(これらの規定を旧森林法第十条の十一の十二第二項

において準用する場合を含む。)の規定により森林整備市町村の長がした公告は、それぞれ新森林法第十条の十一の十第一項又は第十條の十一の十二第二項(これらの規定を新森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村の長がした公告とみなす。

3 この法律の施行前に森林整備市町村の長がした旧森林法第十条の十一の十一第一項(旧森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第十條の十一の十四第一項の認可は、それぞれ市町村の長がした新森林法第十条の十一の十一第一項(新森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第十條の十一の十四第一項の認可とみなす。

4 この法律の施行前に旧森林法第十条の十一の十五第一項の規定により森林整備市町村の長がした認可の取消しは、新森林法第十条の十一の十五第一項の規定により市町村の長がした認可の取消しとみなす。

(森林施業計画に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前に旧森林法第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定が旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。)又は第十八条の二第一項の規定により都道府県知事に対してされた認定の請求であつて、当該請求に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林法第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定が新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の二第一項の規定により当該市町村の長に対してされた認定の請求とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される旧森林法第十一条第一項の規定により都道府県知事に対してされた認定の請求であつて、当該請求に

係る一般森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十八条の第三項の規定により当該市町村の長に対してされた認定の請求とみなす。

3 この法律の施行前に旧森林法第十一条第五項

(旧森林法第十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第十八条の第二項の規定により都道府県知事がした認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林法第十一条第五項(新森林法第十八条の第三項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の第二項の規定により当該市町村の長がした認定とみなす。

4 この法律の施行前に旧森林法第十二条第三項

(旧森林法第十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する旧森林法第十一条第五項の規定により都道府県知事がした認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十二条第三項(新森林法第十八条の第三項の規定により適用される場合を含む。)において準用する新森林法第十一条第五項の規定により当該市町村の長がした認定とみなす。

5 この法律の施行前に旧森林法第十三条(旧森林法第十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により都道府県知事がした通知であつて、当該通知に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十三条

(新森林法第十八条の第三項の規定により適用される場合を含む。)の規定により当該市町村の長がした通知とみなす。

(火入れの許可に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧森林法第九十条の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項

の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の区に長に対してされている旧森林法第二十一条第一項の許可の申請は、当該指定都市の市長に対してされた新森林法第二十一条第一項の許可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第九十条の規定により指定都市の区に長がした旧森林法第二十一条第一項の許可は、当該指定都市の市長がした新森林法第二十一条第一項の許可とみなす。

(保安林における間伐に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行の際現にされている旧森林法第三十四条第一項(旧森林法第四十四条において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の許可の申請であつて保安林における間伐のための立木の伐採に係るものは、新森林法第三十四条の第二項(新森林法第四十四条において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の規定によりした間伐の届出書の提出とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧森林法第三十四条第一項の許可に従つて行われる保安林における間伐のための立木の伐採は、新森林法第三十四条の第二項の届出書の提出して行われるものとみなす。

(都道府県の費用負担に関する経過措置)
第十三条 旧森林法第九十二条の規定により都道府県が負担する費用に対する旧森林法第九十六條の規定による国の補助金で平成十年度以前年度の歳出予算に係るものについては、なお従前の例による。

(保安林整備臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)
第十四条 この法律の施行前に旧森林法第十条の五の規定により都道府県知事がした第二条の規定による改正前の保安林整備臨時措置法第九条第一号に規定する要整備森林についての勧告は、第二条の規定による改正後の同法第十条第一項の規定により都道府県知事がした勧告とみなす。

なす。

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行前に旧森林保健機能増進法第六條第一項の規定により都道府県知事に對してされた旧森林法第十一條第一項又は第十二條第一項若しくは第二項の認定の請求であつて、当該請求に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林保健機能増進法第六條第一項の規定により当該市町村の長に對してされた新森林法第十一條第一項又は第十二條第一項若しくは第二項の認定の請求とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林保健機能増進法第六條第三項の規定により都道府県知事がした旧森林法第十一條第五項(旧森林法第十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林保健機能増進法第六條第三項の規定により当該市町村の長がした新森林法第十一條第五項(新森林法第十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による認定とみなす。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前に第五條の規定による改正前の木材の安定供給の確保に関する特別措置法(以下「旧木材安定供給法」という。)第十條第一項の規定により都道府県知事に對してされた森林施業計画の変更の認定の請求であつて、当該請求に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、第五條の規定による改正後の木材の安定供給の確保に関する特別措置法(以下「新木材安定供給法」という。)第十條第一項の規定により当該市町村の長に對してされた森林施業計画の変更の認定の請求とみなす。

2 この法律の施行前に旧木材安定供給法第十條

第二項の規定により読み替えて適用される旧森林法第十二條第三項の規定により都道府県知事がした森林施業計画の変更の認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新木材安定供給法第十條第二項の規定により読み替えて適用される新森林法第十二條第三項の規定により当該市町村の長がした森林施業計画の変更の認定とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(森林組合合併助成法の一部改正)
第十九条 森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第三号ロ中「第十条の八第一項」を「第十条の五第一項」に改める。

理由

最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の变化に対応して、公益的機能を重視したきめ細かな森林の整備を促進するため、森林所有者が共同して作成する特定森林施業計画の導入及び保安林における間伐手続の簡素化を図るとともに、市町村森林整備計画を拡充し、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理等の権限を都道府県知事から市町村の長に委譲する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求むるの件(第四十四回国会、内閣提出)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局

の設置に關し承認を求めるとの件
国有林野事業の改革のための関係法律の整備に關する法律第五十五条の規定による改正後の農林水産省設置法第三十一条及び第三十二条第二項の規定

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北森林管理局	秋田市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県
関東森林管理局	前橋市	福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

理由

国有林野事業の抜本的改革を図るため、青森宮林局と秋田宮林局とを統合し東北森林管理局を設置するとともに、前橋宮林局と東京宮林局とを統合し関東森林管理局を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案
(第四十二回国会、内閣提出)
一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案

第一章 総則(第一条)
第二章 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ(第二条)
第三章 たばこ特別税
第一節 総則(第三条、第六条)
第二節 課税標準及び税率(第七条、第八条)
第三節 免税及び税額控除等(第九条、第十条)
第四節 申告及び納付等(第十二条、第十八条)
第五節 雑則(第十九条、第二十条)
第六節 罰則(第二十一条、第二十三条)

第一章 総則
第一条 この法律は、最近における一般会計の収支が著しく不均衡となっている状況において、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)の規定により日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること及び政府の同事業団に対する無利子貸付金に係る同事業団の債務を免除すること並びに国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第 号)の規定により国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成七年九月二十九日までに借入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することに伴い、平成十年年度から平成十四年度までの間における郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めるものとする。
第二章 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ

第二条 政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、平成十年年度から平成十四年度までの各年度において、郵便貯金特別会計一般勘定から一兆円の五分の一に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れるものとする。
2 前項の規定による繰入金(以下「特別繰入金」という。)に相当する金額は、郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第百三十三号)第九条の規定による郵便貯金特別会計一般勘定の積立金の額から減額して整理するものとし、特別繰入金は、当該勘定の歳出とする。
第三章 たばこ特別税
第一節 総則
(定義)
第三条 この章並びに附則第三条及び第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 製造たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第三条に規定する製造たばこをいう。
二 保稅地域 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保稅地域をいう。
(課税物件)
第四条 製造たばこは、この法律により、当分の間、たばこ特別税を課する。
(納税義務者)
第五条 製造たばこの製造者(たばこ税法第六條第一項ただし書若しくは第七條の規定により製造たばこの製造者とみなされる者又は同法第十二條第六項若しくは第十三條第五項の規定により製造たばこ製造者とみなされる者を含む。)は、その製造場(同法第六條第五項、第十二條第六項又は第十三條第五項の規定により製造たばこの製造場とみなされる場所を含むものとし、同法第五條の規定により製造たばこの製造場でない保稅地域とみなされる製造たばこの製造場を除く。)から移出した製造たばこ(同法第六條第一項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等(同項に規定する喫煙用等をいう。次項において同じ。)に供された製造たばことし、同法第三項の規定の適用がある場合には、その換価された製造たばことし、同法第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する製造たばことする。)につき、たばこ特別税を納める義務がある。
2 製造たばこを保稅地域(たばこ税法第五條の規定により保稅地域に該当しない製造たばこの製造場とみなされるものを除く。)から引き取る者(同法第六條第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供した者。第十九條第一項第二号において同じ。)は、その引き取る製造たばこ(同法第六條第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供された製造たばこ)につき、たばこ特別税を納める義務がある。
(納税地)
第六条 たばこ特別税の納税地は、たばこ税の納税地となる場所とする。
第二節 課税標準及び税率
(課税標準)
第七条 たばこ特別税の課税標準は、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とする。
(税率)
第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百二十円とする。
2 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき三百八十九円とする。
3 租稅特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十八條の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、第一項の規定にかかわらず、千本につき五百円とする。
第三節 免税及び税額控除等

造場を除く。)から移出した製造たばこ(同法第六條第一項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等(同項に規定する喫煙用等をいう。次項において同じ。)に供された製造たばことし、同法第三項の規定の適用がある場合には、その換価された製造たばことし、同法第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する製造たばことする。)につき、たばこ特別税を納める義務がある。
2 製造たばこを保稅地域(たばこ税法第五條の規定により保稅地域に該当しない製造たばこの製造場とみなされるものを除く。)から引き取る者(同法第六條第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供した者。第十九條第一項第二号において同じ。)は、その引き取る製造たばこ(同法第六條第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供された製造たばこ)につき、たばこ特別税を納める義務がある。
(納税地)
第六条 たばこ特別税の納税地は、たばこ税の納税地となる場所とする。
第二節 課税標準及び税率
(課税標準)
第七条 たばこ特別税の課税標準は、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とする。
(税率)
第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百二十円とする。
2 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき三百八十九円とする。
3 租稅特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十八條の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、第一項の規定にかかわらず、千本につき五百円とする。
第三節 免税及び税額控除等

(未納税移出等)

第九條 たばこ税法第十二条第一項、第十三条第一項及び第十四条第一項その他の法律の規定によりたばこ税を免除するときは、当該免除に係る製造たばこに係るたばこ特別税を免除する。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律昭和三十年法律第三十七号の規定によりたばこ税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた製造たばこについてたばこ税法第十三条第七項その他の法律の規定によりたばこ税を徴収することとなるときは、当該たばこ税を徴収すべき者から当該製造たばこに係るたばこ特別税を徴収する。

(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付)

第十條 たばこ特別税及びたばこ課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該還付に係る金額にあわせて還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があったものとする。

3 たばこ税法第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による還付について準用する。この場合において、同条第二項中「輸出をした」とあるのは「輸出又は廃棄をした」と、「輸出先」とあるのは「輸出先(輸出をした場合に限る。)」と、「輸出されたこと」とあるのは「輸出され、又は廃棄されたこと」と、「これ

を」とあるのは「これを、輸出をした場合にあつては」と、「税関長」とあるのは「税関長に、廃棄をした場合にあつては廃棄の承認を受けた税関の税関長」と読み替えるものとする。

(戻入れの場合のたばこ特別税の控除等)

第十一條 たばこ特別税及びたばこ課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十六条第一項から第五項までの規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があったものとする。

3 たばこ税法第十六条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

第四節 申告及び納付等

(申告及び納付等)

第十二條 たばこ特別税は、たばこ税の申告にあわせて申告して納付し、又はたばこ税にあわせて徴収しなければならない。

2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があったときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があったものとする。

一 製造たばこ(次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。) 千分の二百八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相

当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の百十六に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百八十四に相当する税額のたばこ税

三 租税特別措置法第八十八条の第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の九十一に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百九に相当する税額のたばこ税

(担保の提供)

第十三條 たばこ税法第二十二條の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、たばこ特別税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ税法第二十三条第一項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、たばこ特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 たばこ税法第二十三条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

(延滞税)

第十四條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の百十六」と、「千分の七百九十二」とある

のは「千分の八百八十四」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の九十一」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の九百九」とする。

4 第十二條第一項の規定は、第一項第二項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含むに規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十五條 前条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定は、国税通則法の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第十二條第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

(還付及び充當)

第十六條 たばこ特別税に係る過誤納金は、たばこ税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納のたばこ特別税及びたばこ税に充當するときは、これらの税にあわせて充當しなければならない。

3 第一項の規定による還付があったときは、その還付に係る金額の千分の二百八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の七百九十二に相当するたばこ税の過誤納金の還付があったものとし、前項の規定による充當があったときは、その充當に係る金額の千分の二百八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する未納のたばこ税に対する充當があったものとする。

4 第十四條第二項又は第三項の規定は、たばこ

税法第二十一条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。
(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第二十一条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。
3 たばこ特別税及びたばこ税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならぬ。

(端数計算)
第十八条 たばこ特別税及びたばこ税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第五節 雑則
(当該職員の特権)
第十九条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員以下この章において「当該職員」というのは、たばこ特別税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができ、
一 たばこ税法第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製

造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。
二 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。
四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、たばこ特別税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者(たばこ税法第二十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第三条において同じ)、卸売販売業者(同法第二十七条第二項に規定する卸売販売業者をいう。又は小売販売業者(同項に規定する小売販売業者をいう。附則第三条において同じ))の組織する団体(当該団体をもって組織する団体を含む)に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第五条及び第十二条の規定は、適用しない。
4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の特権は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)
第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たばこ税法	第十二条第五項及び第十三条第四項	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税
租税特別措置法	第八十八条第一項	たばこ税法	たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第 号。次項において「特別措置法」という。)
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第八十八条第二項	たばこ税法	たばこ税法及び特別措置法
国税通則法	第二条第一号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
国徴収法(昭和三十三年法律第百四十七号)	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)	第七条第一項 第七条第二項	たばこ税 第十六条第一項若しくは第五項	たばこ税、たばこ特別税 第十六条第一項若しくは第五項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(第四項において「特別措置法」という。)(第十一条第一項(たばこ税法第十六条第一項又は第五項の規定に係る部分に限る。))
	第七条第三項	地方道路税	地方道路税又はたばこ税及びたばこ特別税
	第七条第四項	これらの税目	揮発油税及び地方道路税又はたばこ税及びたばこ特別税
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)	第十四条第二項	たばこ税	地方道路税又はたばこ税及びたばこ特別税に係るときは、地方道路税法第十二条第一項及び第三項又は特別措置法第十六条第一項及び第三項

会社更生法昭和二十七年法律第七十二号	第九條第一項	たばこ税及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財産の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第 号)に規定するたばこ特別税並びに
たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)	第九條第一項	たばこ税、たばこ特別税

2 前項に定めるもののほか、たばこ特別税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりたばこ特別税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十条第一項又は第十一条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二條 第十九條第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その

法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十一条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第四章 たばこ特別税の収入の帰属等

第二十四條 各年度におけるたばこ特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

(国債収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例)

第二十五條 前条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における国債収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第六条第二項の規定の適用については、同項中「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とあるのは、「国債整理基金特別会計、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第二十六條 第二十四條の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規定

により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成十四年度において、郵便貯金事業の経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には、繰り入れた特別繰入金金の総額、同事業を取り巻く経済社会情勢等を踏まえ、同事業の経営の健全性の確保のための適切な措置を検討する。

(手持品課税等)

第三条 平成十年十月一日(以下「指定日」という)に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所

たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で作ったたばこを所持する場合とは、その合計本数とする。)が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ特別税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く) 千本につき八百二十円

二 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこ 千本につき三百八十九円

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(小売販売業者にあつては、たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から

起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ特別税額及び当該たばこ特別税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十一年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ特別税額の合計額に相当するたばこ特別税を、国に納付しなければならない。

4 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ特別税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

5 第一項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合は又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金

額は、第十条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十一条の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

7 たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなればならない者について準用する。

8 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたとき

は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。
（戻入れの場合のたばこ税の控除等に関する経過措置）

第四条 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、たばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成十年十月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十六条及び第十七条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、）」とする。

2 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前項の規定に準じ、政令で定める。

理由

最近における一般会計の収支が著しく不均衡となつていく状況において、日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること等及び国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成七年九月二十九日まで借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年度から平成十四年度までの間における郵便貯金特別会計一般勘

定からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年九月八日印刷

平成十年九月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局